

して石をふみかぞふる也とぞといひたるが、この足占は徳川時代にも俗間に往々行はれたり、そは歩行の數によりて吉凶を判するものにして、石に限るべきものにあらねば、もとより別なるべし。日本紀に景行天皇十二年に、碩田國に至り、賊を討たむとて、柏峽大野に、次り給ふとき、その野にある長さ六尺、廣さ三尺、厚一尺五寸の石をば、朕土蜘蛛を滅し得むならば、この石を蹶むに、柏の葉の如く、擧れと祈誓ひて、蹶たまひしが、その石、柏葉の如く、大虚に上れりといふことあり。かくの如きこと、即ち「石ト」といふことならむ。この景行天皇の御世には、石占、横立といふ人あり。これらも、石占といふことに、因みて名づけしか。塵袋一に、「サイノ神トテ、小社ニマロキ石ヲタクハ石神歟」といふ間に對して、「道祖神也。是ハ昔、黃帝ノ子トタク遊コトヲ好テ路ノホトリニ死ニ玉ヒケルカ、今道祖神トナリ玉フ故ニ路ノカタハラニイハヒタテマツル。此ノ神ニ祈テコトノ成否ヲトフ時、石ニツケテ輕重定路ユキ人ヲ護ル神也。石ニハ非ズ。石ハ路頭ニ便宜ノ物ナレハシハシメタルナルベシ」といへり。かくてこの石神につきては、久安六年の百首、堀川百首に、中納言公能の夏の歌に、「石神のうらにをとはん、此くれに山ほとゝきす、聞やきかすや」とある。「石神のうら」とは、やがて石トと見るべく、又金葉集下に、「あふことをといふ石神のつれなさにわかこころのみうきぬるかな」とある。その石トとは、塵袋にいへる如く、石の輕重につき如何にかしてトへるものなるべし。さてこの石トはしか、石の輕重につきて或る事を豫め定めおきてせるものか否か、詳かなる事は明かならねど、大方は推測せらる。考に「此言次の言にてよくもかなはず。然ればこゝは何ぞの罪、いかなる祟もてふ事をトへしりてと

いふ言ども落しなるべし」といひたれど、このまゝにて意通ず。即ち以上八句(天雲乃より)は、ユフケ石トを以て下にいふ所の如何なる方法を以てせばよからむと知らむとせし由をいふ爲に、先づいひ出でしものなり。

○吾屋戸爾「ワガヤドニ」なり。これは吾が家といふ義もあれど、ここは家の處の意にして、庭上などなるべし。屋戸の語は上にいでたり。

○御諸乎立而「ミモロヲタテテ」とよむ。「みもろ」とは御室の義にて、神をいつく宮殿をいふ。大和國の三諸山もそこに「みもろ」のありしよりいひしものなり。卷十九、四二四一の「春日野爾伊都久御諸乃梅花」二二七七の「木綿懸而祭三諸乃神佐備而卷十二、二九八一の「祝部等之齋三諸乃犬馬鏡」などその例なり。攷證には「みもろ」とは神社のことなれど、ここに吾屋戸に御諸乎立而とあるは、俄に宿に神社を立べき理りなきをもて思へば、みもろとは神社をもとにて、それよりうつりて神のよりたまはん料に木を立るをも神のおはします所てふ意もてみもろとはいへりと思はるるは、まへの七丁^{此卷卅} 大伴坂上郎女祭神歌に、賢木之枝爾白香付木綿取付而齊戸乎忌穿居竹玉、繁爾貫垂云々とあると、ここのつづけがらと大かたは似たるをもてしるべしといへり。考に「檜の葉にて作る假の屋代をいふ」といへるも、この意にてのことならむ。されど、かの歌(三七九)は實地に神祭を行へるものにして、これは下の「潔身而麻之乎」とあるにて、明かなるが如く、假想なれば、それを實地に立つることなく、又それを立つる餘地なくして、もいひうべき道理なれば、俄に宿に神社を立べき理りなきとて、も差支なき筈にして、この歌の意を上如く解

しても差支なきなり。

○枕邊爾齊戸乎居 「マクラベニイハヒベヲスエ」とよむべし。考は「今本牀を誤て枕とす」といひて「卷十七に伊波比倍須惠都安我登許能弊爾(三九二七)卷二十にも伊波比倍乎等許徹爾須惠(四三三一)この外も皆とこといへり。此床はいもひして居る齋床なり」と説けり。然れども、いづれの本にも「枕邊」とあれば誤といひがたし。加之、牀邊のうちにては、枕の方にすゑたりとせば誤とはいふ事もいひうべからぬなり。「マクラベ」といふ語は日本書紀卷一の自注に「頭邊此云摩苦羅陞」とあり。「イハヒベ」は既にいひし如く「齋瓶」にて酒などを納れて神に奉る器にして壺の如きものなりしならむ。さてその齋瓶を誰の枕邊におけるにか。童蒙抄には「我居處の上座とするところにと云意也」とあり。他の諸家多くは之を明言せずして曖昧なり。考の説の如くならば、わが床の枕邊と解すべき勢にあり。楓落葉に「醸せる酒を甕ながら枕邊に居置て則そこに齋こもるをいふなるべし」といへるは即ちそれなり。註疏は「枕邊とはその御諸の傍のことにて齊戸竹玉等を陳列するところなり」といへり。この説や「正鶴に近づけるもの如し。案ずるにこれはその御諸の内に、神座を設け、その神座の頭邊をさすなり。古の神祭のさまは恐かれど、大嘗宮の神座にて推察するに、三諸のうちに神の御床を設け、その御床の邊に種々の供物をしてまつれるなるべければ、この枕邊はその神床の頭邊なるべし。その神床が甚しく變形して後世床の間といふものにその名残を止むるものと見えたり。これは古來何人もいはぬやうなれど、余は動くまじき事ならむと思へり。若し然らずば、この歌の御諸を

立てて」とこの句以下とは如何様に關係すべきにか、從來の説には一も首肯すべきものを見ず。

○竹玉乎 「タカダマヲ」なり。上「三七九」に既にいへり。

○無間貫垂 舊訓「マナクヌキタレ」とよみたるを考は「マナクヌキタリ」とし、玉の小琴は「シジニ」と訓べしといへり。「マナク」といふ語も攷證にいへる如く本集に例多きものなり。されど「ヌキタリ」に對してのものは「無間」とある字面のみにして假名書の例なし。而して假名書の「マナク」の例を見るに「卷十五、三六六〇」麻奈久也伊毛爾故非和多里奈牟「卷十七、三九七三」可保等利能麻奈久之婆奈久「卷十八、四〇三三」末奈伎孤悲爾曾等之波倍爾家流「卷二十、四四六一」梶乃音乃麻奈久曾奈良波古非之可利家留」とある假名書のものをはじめ「無間」とかける「卷四、七〇二」の「至于今比來日本師所念」三七二の「容鳥能無數鳴」をはじめとし、又「無間」とかける「卷四、七〇二」の「至于今日吾者不忘無間苦思念者」七六〇の「鳴鶴之間無時無吾戀良久波」等はすべて時間につきていへるもののみにて空間的にいへるものを見ず。而してかく竹玉につきてかけるは「無間貫垂」こと「卷十三、三二八四」とありて「無間」とかきてあらざれば、必ず「マナク」とよむべしと定まれるにあらず。さればこれは漢文流にかける字面と見ゆれば、義譯して可なるものと見ゆれば、上の「三七九」の例によりて「シジニ」とよむべきなり。又「垂」は古四段活用なりしが故に「シジニヌキタリ」とよむべきなり。

○木綿手次 ユフタスキとよむ。木綿は既にいへる楮の纖維にして白く清きものなれば、神事に用ゐるなり。「手次」は卷一の「珠手次」「二九」の「玉手次」(卷一「二九九」「二〇七」にも)などにいへり。日

本紀允恭四年紀に「於是諸人著木綿手繼而赴釜探湯」とあり。この語について代匠記に「木綿を著たると木綿を以てしたる手次との兩義あるべし」といへり。如何にも兩義を考へうべきが、卷五九〇四に「志路多倍乃多須吉乎可氣麻蘇鏡」且爾登利毛知且天神阿布藝許比乃美地祇布之且額拜」とある白妙のたすきは神事にかくるにてまさに木綿にてつくれるたすきなるべく思はる。さてそれをば木綿手次といひしならむ。

○可比奈爾懸而「カヒナニカケテなり。カヒナは新撰字鏡に「肱に注して臂也肩也丁也可比奈」といひ古事記中卷に「多和夜賀比那」などあり。たすきは肩より臂にかくるものなればかくいへるなり。

○天有 舊訓「アメニアル」とよみたるが管見は「アメナルヤ」とよみ考は「アメナル」とよめり。ここに「也」文字なければ管見の説は従ふべからぬが諸家多く考の説に従へり。卷七二二七七に「天在日賣菅原草莫刈嫌」卷十一二三六一「天在一棚橋何將行」なども「アメナル」とよめり。これらは四音の一句によめるなるがその形の句例少からねばそれに従ふべし。意明かなり。

○左佐羅能小野之「ササラノヲヌノ」なり。この語は卷十六三八八七に「天爾有哉神樂良能小野爾茅草刈云々」とも見えたり。こは天上にかかる名の野ありといふ傳説のありしによりてよめるなるべし。或は卷六九八三に「山葉左佐良榎壯子天原門度光見良久之好藻」とある左注に「或云月別名曰佐散良衣壯士也」とあり。この「榎壯子」衣壯士は「良男」の意なるべければ左佐良の良男といふ事ならむか。然らばその「ササラ」はこの「ササラノ小野」の「ササラ」と同じ意にして、

その天上にありと信ぜられたる國の名ならむも知られず。

○七相菅 舊本「ナ、ニスゲ」とよめるが古寫本には「ナ、ミスケ」西本願寺本、溫故堂本、大矢本、京都大學本とよみ「ナ、アヒツ」、「細井本、神田本」とよみたり。代匠記は「ナ、ヒススケ」とよみ考は「ナマスゲ」とし玉の小琴は「ナ、フスゲ」とし古義は「七」は石の誤として「イハヒスゲ」とよめり。然るに「七」字は諸本みななくあれば古義の説は従ひがたし。次に舊本の訓は「相」の字に「ニ」をあてたるものなるがその理由なきことなれば何かの誤なるべし。又「ナニスゲ」といふこと如何なる意か解すべからざること契沖既にいへり。契沖の説は「菅は幾重もかさなれる物にて纏へる皮の左右の端の相たれば云にや」といふにあり。玉の小琴は「ななふは七節也みちのくの」とふの菅ごもなふには君をねさせてみふにわがねん」といひ榎落葉は「相はふの假字に用ふべし。太」をほの假字に用ひしと同例なり。故按に卷十四にまをこもの布能美知可久且武烈紀の御歌に「於彌能姑能耶賦能之魔柯枳古歌にみちのくの」とふの菅ごもなふ婦には云々などいへるは皆節の意なれば今もなふ婦菅とよむべし。七節ともいふはそのたけの長ければなり」といひたり。それより後人々多く従ひたれど上の例どもはいづれも古義に既にいへる如く菅薦の編たる節を云るにて「いかでか生ながらある菅を七ふ菅、幾ふ菅とはいはむ。思はずといひつべし。」然れども古義の如く文字を改めてよまむも武斷なり。されば、こは文字はこのままにあるべく意味は上に野といひ下に潔身といへるにて祓の具とする菅の清きをさすものたることは疑なかるべし。さてよみ方も「ナナフスゲ」とよむが文字の面より見て最も

穩かなるが如く考へらるるが、ざりとて、玉の小琴、楓落葉の如くに説明しうべきにあらず。按ずるに、ナナフはなほ本居荒木田の説の如く筵の編目の「フ」の七なることをさすなるべし。而してここに「七フスゲ」といへるは、その長大にして、筵目の「七フ」に達する長あるものをいふなるべし。ただ問題は古の筵は幾フを以て幅とせしか、又一フが幾程の幅なりしかの事實なりとす。今の蘭筵の如きは一幅を編むに、左右より一莖づつあみて、中央にその尖端の相交るさまなり。延喜式には薦につきては「長二丈廣四尺」なるもの「長三丈廣三尺」なるもの、掃部式に見え、葉薦といふものは「長二丈廣四尺」晋薦といふものは「長一丈二尺廣四尺」折薦といふものは「長二丈廣三尺六尺」又韓薦といふものは「長四丈廣七尺」と主計式に見えたり。もとよりこれらはイクフにせしか明かならず、而してその編み方精巧にならば、經の敷しげくて、その一一の經の間狭くなるが故に同じく七經の長さといひても實際の長さは今日にして知るべくもあらず。今假に上の菅薦の廣さ四尺を十經とせば、七經はその長さ二尺八寸といふべきこととなる。果して然るか否かは斷言すべからねど、七經に達する長さの菅といふ義にとらば、必ずしも批難すべからざるに似たり。

- 手取持而「テニトリモチテ」にして意また明かなり。
- 久堅乃天川原爾 上に屢いでたり。(卷二、一六七等)
- 出立而「イデタチテ」とよむこと異説なく、意また明かなり。
- 潔身而麻之乎「ミソギテマシテ」とよみて異説なし。卷六、九四八に「往水丹潔而益乎」とあるも

同じ意なり。「ミソグ」は「水ソソグ」の意とも考へられ、又「身ソソグ」の意とも考へらる。罪穢を祓はむ爲に行ふわざにして、古事記に伊弉那岐神の行はれたる如く川に下りて行ふものなり。「麻之」は假りに想定するものにして、その「まし」又は「ましを」にて終るものは上に多くはその事を導くべき假想的の條件あるべきこと、たとへば「草枕客去君跡知麻世婆岸之埴布爾仁寶播散麻思乎」(卷一、六九)「旅爾之而物戀之伎乃鳴事毛不所聞有世者孤悲而死萬思」(卷一、六七)「明日香川四我良美渡之塞益者進留水母能杼爾賀有萬思」(卷二、一九七)「妻毛有者探而多宜麻之」(卷二、二二二)などの如くなるものなり。今ここも、さる趣ありて、かゝる事ありとかねて知りてあらましかばといふやうの條件ありて、さて天雲の退く邊のはてまでも天地の至り得るはてまでもいかやうにしても往きて、夕けもとひ、石トをもとひて、その神の告にしたがひて、わが宿に神殿をも營み、その神床の頭邊には酒を醸してそなへ、竹玉をもしげくたれて奉り、清く白き木綿をかけ、て人間のけがれをうけぬ天なるさゝらの小野の見事なる菅を手に取り持ちて、みぞき祓をもして御身の恙なからむことを祈請すべかりしものを今は手おくれになりて、くやしき事よとなり。即ち、天雲乃以下二十八句は「天地爾悔事乃世間乃悔言者高山乃石穗乃上爾伊座都流香物」の中間に挿入せられたるものなり。

- 高山乃「タカヤマノ」なり。上に「始瀬乃山爾云々」といへるに應ず。
- 石穗乃上爾「イハホノウヘニ」とよむ。これは卷二、八六の「如此許戀乍不有者高山之磐根四卷手死奈麻死物乎」にある如く、その墓の石にて築かれてあるによりていふなり。

○伊座都流香物 古來「イマシツルカモ」とよみたるを代匠記に「イマセツルカモ」とよむべしといへり。玉の小琴もさる説を主張して「まし」と訓てはみづからゆき給ひし意になるをここはみづからゆき給ひし意にてはわろし。いはほの上へ令座奉りし意也といへり。これは理窟は尤もらしく聞ゆれど、歌としてかへりて意淺く趣なし。卒去の事を忌みて、自らその地にしづまります意にする方趣深ければ古來の訓をよしとす。

○一首の意 二段落の歌なり。その意は略上に述べたれば、ここにはたゞ概括するに止む。第一段は石田玉の訃報をききて、それを妖言ならむ訛言ならむといひて、驚き悲みのあまり、その言をにくむとまでいひて、その情の切なるさまをあらはせり。第二段は、その事をきゝてより悔しく思ふこと千萬端なるを述べて、若しかゝるべき事と前々知りたらば如何なる手段にても講じて天地の神に請ひ、みそぎも被ひもして、はやくその禍を被ひ去り奉らましものを、今や手後れになりて天地間に於いて人の世に於いてかゝる事はあらじと思ふ事はわが親愛なる石田玉は今や始瀨の山の磐をば常宮として神として座すことよとなり。

反歌

○ここに何首ともなけれど、次に見る如く反歌二首あるなり。

逆言之、狂言等可聞、高山之石穗乃上爾、君之臥有。

○逆言之 舊訓「サカゴトノ」とよめり。玉の小琴は「逆言」をさかごとと訓めれ共およづれと訓べ

き也。こゝの長歌にも於余頭禮「狂言」といひ、十七卷下にも於餘豆禮能多婆許登等可毛とし、光仁紀の宣命にも於與豆禮加母多波許止加母とあり。然れば、集中狂言とならべていへる逆言いづれもおよづれと訓べき也。天武紀に妖言をおよづれとよめりといへり。この言の如く「およづれ」とよむべきなり。その意は上の長歌にいへり。

○狂言等可聞 流布本「狂言」とかきたれど、神田本、西本願寺本、温故堂本には「狂言」とあり。「狂言」を正しとすること上の長歌にいへる如し。よみ方も亦上にいへるによりて「タハゴトカモ」とよむべきなり。意も亦上にいへり。「カモ」は係助詞「カ」と「モ」の複合にして「カ」は疑問をあらはせり。

○高山之石穗乃上爾 これは上の長歌にいへるにおなじ。

○君之臥有 舊訓「キミガフシタル」とよみたるを考に「キミガコヤセル」とよめり。「臥有」を「コヤセル」とよむことは上の「四一五」にいへり。されば、ここもかくよむをよしとす。下を「コヤセル」と連體形にして終止するやうによむは上の「カモ」に應ずるが故なり。意は既にいへるにおなじ。○一首の意 明かなり。君が高山の巖の上に臥し給へりといふことを使の來り告げたるが、そのいふことは實際にはよもあらじ。妖言の偽言としてさやうなることをいふにあらむかとなり。

石上振乃山有杉村乃、思過倍吉、君爾有名國。

○石上 イソノカミ」とよむ。これは地名なり。和名鈔郷名に大和國山邊郡に石上美伊加乃とありて、これは石上神宮の在る所として古來名高き所なり。

○振乃山有 フルノヤマナル」とよむ。「振は地名にして石上郷のうちにあり。延喜式神名帳に大和國山邊郡に石上坐布留御魂神社とあり、又新撰姓氏錄卷七に布留宿禰を載せたるが、その條中に「賀布都努斯神社於石上郷布留村高庭之地」とあり。布都努斯神社即ち延喜式の石上坐布留御魂神社にしてそれやがて今の石上神宮なりとす。普通には石上を以て「フル」の枕詞とせり。然れどもここは石上も振も地名にして、石上のうちに振の地あるなれば、枕詞にあらず。振の山とは大和志に「布留山」とありて「布留村東其北曰桃尾山、中掛飛泉直下數仞所謂布留瀑即此」と記せる山にして、今の地名にていはば、丹波市町大字布留の東にある山なり。「有は、ニアル」の意にて「ナル」とよめるなり。

○杉村乃 スギムラノ」とよむ。古、この山に杉のありしことは卷十一、一九二七に「石上振乃神杉」卷十一、二四一七に「石上振神杉」などあるにて知るべし。

以上三句は卷十三の「神名備能三諸之山丹隱藏杉思將過哉蘿生左右」三二二八とあるにおなじく次の句の「スグベキ」といふことを導き出す爲の序の詞なるべきが、ここに特にこれを用ゐたるはその石田王にか、若くは丹生王にか、その地が何等かの縁故ある地なりしによりていへるなるべし。されども如何なる事情ありしかは今にして知るを得ず。

○思過倍吉君爾有名國 オモヒスグベキ、キミナラナクニ」とよむべし。「キミニアラナクニ」と舊

訓によみたるが、それもあしとにあらねど、今考に「ナラナクニ」とよめるに従ふ。「ナラナクニ」は上に屢例あり。「思過くべき」とは如何なる意か。代匠記は曰はく「思ひ過べきは思を過しやるべきなり」と(初稿本)いひ考は「思し過しやりがたきを云なり」といひ、攷證またこれに近き解をなしたるが、かゝる解釋にては何の意か明かには認めがたきことなり。童蒙抄には「過しやらねぬといふ意也、忘れられぬといふ意と同じ」といひ、楓落葉には「吾おもひを過しやるべきといふ意にていつかわするべき君にあらぬといふ意」といひたり。又古義は「思を遣、過し失ふべきの意なり。思は憂念なり」といひ、註疏はこれに従へり。されどこの語はこの卷三二五の「念應過オモヒスグベキ孤悲爾不有國」の下に論ずる如く、以上の諸家の説いづれも「すぐをすこず」ととりたる故にいづれも不當なり。これは「嘆き又は憶ひが主格となりてそれが過去になりて現在に存せぬをいふなり。即ちその石田王を思ふ情が霧や雲の如く、いつしか消えさるべきにあらざして思慕の情の永遠に存すべきをいふものなり。

○一首の意 石上の振の山にある杉の村立を思へば、すぐといふことの思ひ出さるるが、わが親愛なる石田王はその杉の如く、わが思慕する情のまもなく過ぎて無くなるといふやうなる君にはあらぬものを即ち永遠に忘れがたき君なるよとなり。

同石田王卒之時、山前王哀傷作歌一首

○同 この字を略解は後人の攪入かといひ、古義は「石田王卒之」の五字を削れり。ここそのままに

て何の不合理もなき筈なり。

○山前王 ヤマクマノオホキミとよむべし。「前をクマ」とよむことは卷十三三二四〇に「道前八十阿每嗟乍吾過往者又和名鈔郷名に大和國高市郡檜前比乃久末」とあり。この「山前」といふも地名に基づける御名なるべし。續日本紀天平寶字五年三月に茅原王の罪ありて多嶺島に流されたりし時の記事に茅原王者三品忍壁親王之孫從四位下山前王之男云々と見えたるによりてこの王は天武天皇の御孫にして忍壁親王の御子たるを知るべし。この王は續日本紀に慶雲二年十二月に「无位山前王授從四位下」とあり養老七年十二月に「散位從四位下山前王卒」とありてその散位なりしこと知られたれど懷風藻に「從四位下刑部卿山前王一首」とありて五言侍宴の詩を載す。これによれば刑部卿たりしことを見るべし。さてこの王の卒去が養老七年十二月なれば石田王の卒去はそれより前なりしなるべし。

○哀傷作歌 「カナシミテヨメルウタ」とよむべし。意は明かなり。

(四二三)

角障經石村之道乎朝不離將歸人乃念乍通計萬口波霍公鳥鳴五月者菖

蒲花橘乎玉爾貫一貫交 縹爾將爲登九月能四具禮能時者黃葉乎折插頭跡

延葛乃彌遠永一乃彌遠長爾 萬世爾不絶等念而一將通君乎婆明日從

日從明 外爾可聞見牟

○角障經 「ツヌサハフ」とよむ。この語は卷二一三三五に「角障經石見之海乃云々」といふあり又この卷二八二に「角障經石村毛不絶」の下にいへり。而して「ツヌ」は今いふ「絡石」なるべく、その岩石に這ひ纏ふといふより「イハ」の枕詞とする由もいへり。

○石村之道乎 舊訓「イハムラノミチヲ」といへるを代匠記には「イハレ」とよむべしといへり。これも上の二八二の「角障經石村毛不絶」の下にいへる如く「石村」は「イハレ」にして、それをつゞめたるなれば「イハレ」ノミチヲとよむべきなり。その「イハレ」の地は既にいへる如く今の磯城郡櫻井町附近の地なりしなり。さてこの歌にかくいへるは、この地を石田王のしばし通りたまひしが故か。或は又山前王の住居ここにありて石田王のそこを通過したりしを常に見たりし故か、いづれにしても縁故ありての事と見ゆ。

○朝不離 舊訓「アサカレズ」とよみたれど如何。玉の小琴に「あさゝらずといふ例也」といひ、楓落葉も「アササラズ」といひて「上」に「夕不離」とありといへり。これは上の三五六の「今日可聞明日香河乃夕不離川津鳴瀨之清有良武」とあるをさせるなり。これは既に上の三七二にある「朝不離雲居多奈引」の如く「アササラズ」といふべく、その意は朝毎に必ずといふほどの意と知るべし。

○將歸人乃 舊訓「ヨリケムヒトノ」とよむ。代匠記の初稿には「ユキケン人のなどよむべき歟」といひたるが、清撰本には舊訓によれり。考には「ユキケムヒトノ」とよみて「歸をゆく」と訓る事上にも有とあり。かくてその後の學者はみなこの訓によれり。歸を「ユク」の語にあてたる例は上の二四〇にいへるが如し。されば、こも考のよみ方に隨ふべし。その石村の道を通りて

行く人とは石田王をさせるならむ。これは下の反歌を確かなるものとせば、石田王が泊瀬の處女の許に通ふとて石村の地を往復せられしものと見らるべし。

○念作「オモヒツ」なり。「作」を「ツ」とよむことは卷一「二五」の「思乍叙來」の下にいへり。

○通計萬口波 流布本には「萬の下四」とありて、これを「カヨヒケマシハ」とよめり。然れども類聚古集、古葉略類聚抄、活字素本は「口」に作り、神田本、西本願寺本、溫故堂本、大矢本、京都大學本は「石」につくれり。されば「四」は誤なること著しきが、石字を書ける本の性質よりして、信をおくべきによりて「石」を正しとすべきが如くなれど、「ケマシ」より「ハ」につゞくことは語法上ありうべきことにあらざれば、これは「口」を正しとして「カヨヒケマクハ」とよむべし。槻落葉にもしかいへり。

これは「カヨヒケム」に「イハク」などの「ク」のつけるものにして、その例は卷十八「四一〇六」に「宇知奈氣伎可多里家末久波」あり。その意は通ひけむことはいふ意にして下の「通ひけむ」に照應するなり。

○霍公鳥 「ホトトギス」なり。この文字は卷二「一一二」以後集中例頗る多し。

○鳴五月者 舊訓「ナクサツキニハ」とよみたるを槻落葉は「ナクサツキハ」とよみたり。又古義は上に「來」の字を脱せりとして「キナクサツキハ」とよめり。されど、ここに脱字ありといふ證なければ、この説は従ひがたし。「五月」を「サツキ」といふことは今更證をあぐるまでもなきが、卷十七「三九九六」に「保等登藝須奈可牟佐都奇波云々」とあり。按ずるに「者」を「ニハ」とよむこと集中例多きことにして、卷十八「四一〇一」に「保等登藝須奈久五月爾波」といふ例もあれば舊訓のまゝにて

よかるべし。ほととぎすは舊曆五月頃に盛んに鳴くものなればかくいへるなり。

○菖蒲 「アヤマメグサ」とよむ。菖蒲は香高き草にして今は音にて「シヤウブ」といふ。古は「アヤマメグサ」といへること、和名鈔に注して「阿夜女久左」とあるにて知るべし。本集には卷十八「四一〇一」に「保等登藝須奈久五月能安夜女具佐波奈多知波奈爾奴吉麻自倍云々」又「四一〇六」に「保止支須奈久五月能安夜女具佐余母疑可豆良伎」などにて知るべし。これは五月五日の節に菖蒲を種々に用ゐることあるによりていへるなり。

○花橋乎 「ハナタチバナヲ」なり。花橋とは花のさける橋なり。卷八「一四七八」に「吾屋前之花橋乃云々」卷十「一九六七」に「香細寸花橋乎玉貫云々」など集中花橋といへる例頗る多し。

○玉爾貫 「タマニヌキ」なり。これは卷八「一四九〇」に「蒲草玉爾貫日乎未遠美香卷八「一四七八」に「吾屋前之花橋乃何時毛珠爾貫倍久其實成奈武」卷十「一九六七」に「香細寸花橋乎玉貫」卷十七「三九一二」に「多知花乃多麻奴久月之」三九〇八に「吾我夜度能花橋乎波奈其米爾多麻爾曾安我奴久」卷十九「四一六六」に「菖蒲花橋乎臧孀良我珠貫麻泥爾」などにて菖蒲と花橋とを玉に貫くといふことを考ふべし。玉に貫くとは玉として貫くといふ義にしてこれは次にいふ所の菖蒲蕪にするなり。この事はなほ下にいふべし。

○一云貫交 これは「玉爾貫」とある句を一本に「ヌキマジヘ」とありと注したるなり。その例は卷十八「四一〇一」に「保等登藝須奈久五月能安夜女具佐波奈多知波奈爾奴吉麻自倍可頭良爾世餘等云々」とあり。意は大差なし。

○ 葛爾將爲登「カヅラニセムト」とよむ。これは卷十八四〇三五に「安夜賣具佐加豆良爾勢武日」又上にひける如く「安夜女具佐波奈多知波奈爾奴吉麻自倍可頭良爾世餘等」(四一〇一)又「四一六」に「保止支須支奈久五月能安夜女具佐余母疑可豆良伎」ともいへる如く、菖蒲蓬などの香草と花橋とを玉の如くに貫きて葛として五月五日の節に頭髮につけたるものにしてこれを菖蒲鬘といひしなり。續日本紀天平十九年五月庚辰に「太上天皇詔曰昔者五日之節常用菖蒲爲縵比來已停此事從今而後非菖蒲鬘者勿入宮中」延喜式太政官式に「凡五月五日：：内外群官皆着菖蒲鬘諸司各供其職」とあり。さて又西宮記五月五日行事の條に「著菖蒲鬘如日景縵」とあれば頭髮の飾にせしこと明かなり。「縵」は「縵」におなじきが、これを艸冠にせるは本邦の造字にして、わが國の古主として蔓草をかづらにせしによりて、縵に草冠を加へしならむともいひ、又「蔓」といふ字に糸編を加へしならむといへり。さて代匠記などに之を藥玉なりといへれど、藥玉は鬘にするものにあらず。この末の「ト」は下の「念而」につゞくなり。

○ 九月能「ナガツキノ」とよむ。このかな書の例は本集には見えねど、古來の語なればもとよりかくよむべきなり。

○ 四具禮能時者「シグレノトキハ」とよむ。「シグレ」は卷一八二の歌にも見えてこと同じ文字を用ゐたり。この「しぐれ」については卷一に既にいへる如く、和名鈔に「霖雨に之久禮」とあるが、それは寧ろあたらずして秋より冬にかけて、ふりみふらずみ降りつゞく雨をいふなり。後世は「しぐれ」といへば、初冬に限ることになりたれど、本集には秋にいへること少からず。卷十二

一七九に「秋山爾鐘禮莫零」(二三三)に「秋田刈容乃慮入爾四具禮零」(卷十八四一一)に「秋豆氣婆之具禮能雨零」などあり。九月にいへる例はなほ卷十二一八〇に「九月乃鐘禮乃雨丹沾通」(二二六三)に「九月四具禮乃雨之山霧之云々」(卷十三三二二)に「九月乃鐘禮乃落者」(三三二四)に「九月之四具禮之秋者」などあり。「シグレノトキ」とは「シグレ」の降る時節にはの意なり。

○ 黄葉乎「モミヂバチ」なり。黄葉の字は卷一以來屢あらはれたり。意また明かなり。

○ 折挿頭跡 舊訓「チリテカザスト」とよみたるが、代匠記には「をりかざさむ」と讀べきか、折の下に將の字落たるかといへり。されど、さる文字ある本一も無ければ従ひがたし。又「將」字なくとも「アハム」とよむ例は本集に少からねど、この三四の卷に於いて例なきことなり。されば、これはなほ舊訓によるべきものなり。「テ」の文字なくても加へてよむ例は上にも屢あり。黄葉をかざすといふことは卷一三八に「黄葉頭刺理」より後例多し。さてこの「ト」も亦下の「不絶等念而」の「念而」につゞくなり。かくてここに「ト」が相並びて下の「オモフ」につゞくなり。かゝる例は卷二一九九に「千磐破人乎和爲跡不奉仕國乎治跡皇子隨任賜者」又卷五八九三に「世間乎字之等夜佐之等於母倍杼母」などあり。

○ 延葛乃「ハフクズノ」とよむ。葛は誰も知る蔓草にして、夏に至りていたく蔓延するものなれば「ハフクズ」とはいへるなり。卷二十四五〇八に「多可麻刀能努徹波布久受乃須惠都比」(二二)などあり。かくてこの「ハフクズノ」は下の「彌遠永の枕詞とせりといふが、普通の説なるが、文法上よりいへば、この「はふ葛」は下の「彌遠永の主格たるなり。ここに似たるものには卷十二三〇七二

に「大崎之有儀乃渡延久受乃往方無哉戀渡南」あり。これも枕詞にあらずして一種の形容なり。尤も卷二十四五〇九の「波布久受能多要受之努波牟」などは枕詞といふを得むか。いづれにしても、その蔓延する状態よりいひたるものなり。

○彌遠永、舊訓「イヤトホナガク」とよめり。童蒙抄には「イヤチチナガク、イヤスエナガクとも讀べし」といはれたれど、遠の字を「チ」といふも「スエ」とよむも無理なり。舊訓のまゝにてよし。この語は文字少しかはれど、卷二一九六に「天地之彌遠長久思將往御名爾懸世流明日香河」と趣似たり。これは延ふ葛の遠く永く到るが如くに彌遠永くといふ意なり。

○一云田葛根乃彌遠長爾、これは上の延葛以下の二句を一本には斯くせりとなり。田葛の二字は「クズ」なり。かくかける例は本集に少からず。卷七「一三四六」に「姫押生澤邊之眞田葛原卷十一九八五」に「眞田葛延夏野之繁如是戀者」卷十二「二九五」に「我屋戸之田葛葉日殊色付奴」卷十二「三〇六八」に「水莖之崗乃田葛葉緒吹變」三〇六九に「赤駒之射去羽許眞田葛原等」なほ他にもあり。これらの例みな「田葛」二字にて「クズ」の語にあてたり。これにつきて説をなせるものは殆どなく、ただ攷證のみ説をなせり。曰はく「田」字をば「い」かにしてそへたるにか心得がたし。古しへ、田の字は水ある田のみにあらで、書紀神代紀下に「粟田、豆田云々和名抄田園類に、日本紀私紀云粟田阿波豆末」云々など生の意に田の字をかくを思へば、こゝもただ葛の生たる意にて田の字をば添て書るか。また廣雅釋詁二に「田陳也」とあれば、葛は蔓生して延陳もの故に其意をもて田の字をば添て書るか、猶よく考ふべし」といへり。按ずるに葛は本邦にては栽培したるを

きかねど、支那にては栽培せしなり。その證は本草綱目に「時珍曰葛有野生有家種云々」といへるにてしるく、それも古くよりありしことは、晋の張華の博物志に「野葛食之殺人、家葛種之三年不收後旅生、亦不可食、旅生謂不播種而生」といへるにてもしるべし。さてここに「野葛」家葛の熟字あり。これ李時珍の所謂野生と家種とにあたるものなるが、この外に「山葛」の熟字の應璩、杜甫などの詩に散見するあり。この「山葛」は即ち「野葛」なれば、「田葛」の熟字の例によれば「家葛」又「田葛」といふをうべし。但し「田葛」の熟字の實例は未だ見出でねど、これは本邦製のものにあらずして、支那にての熟字を本邦にて襲用せしものならむ。かくてこの二句は「クズ」ノ「イヤトホナガク」とよむべきなり。その意も本行の「大差なきごとくなれど、その根にとりて遠長くといへるは拙なり。

○萬世爾「ヨロゾヨニ」とよむ。この語の例は卷一「八〇」に「萬代爾吾母將通」卷二「一七一」に「萬代爾國所知麻之」など少からず。その意は萬世にわたりての意なること屢いへり。

○不絶等念而、舊訓「タエジトオモヒテ」とよめるを考に「タエジトモヒテ」とよみたり。「不絶」は「タエズ」とも「タエジ」ともよみうべきが、こゝは斷言すべき所にあらねば「タエジ」とよむべきこと論なし。「モヒテ」は「オモヒテ」の上略なるが、これはいづれにてもよかるべし。この「念而」が上の二の「ト」をうくるものなることは既にいへり。

○一云大船之念憑而、これは上の二句をば一本に「オホフネノオモヒタノミテ」とせる本ありとなり。この語の例は卷二「二六七」は「天下四方之人乃大船之思憑而天水仰而待爾」二〇七に「大船

之思憑而^{ノオモヒトヨリ}ありてはやくそこにいへり。

○將通 舊訓「カヨヒケム」とよめるが、これは下の君に對しての連體格にしてかくよむにつきて古來異説なし。「將」を「ケム」にあてたる例は、卷二「一四三」に「磐代乃岸之松枝將結人者反而復將見鴨^{カモ}あり。古義曰はく「ここに上に通計萬口波」とある首尾を相調へたり」とこの説の如し。

○君乎婆明日從 舊訓「キミヲバアヌヨリ」とよみたるを考は「キミヲバアヌユ」とよめり。「從」は「ヨリ」の意にして古語「ユ」ともいひたればいづれにても不條理にあらねど、ここは音の數の關係よりして考の說に従ふべし。意明かなり。

○一云君乎從明日香 この下の「香」字類聚古集、古葉類聚抄、神田本、細井本等に「者」にせり。古義はその「者」の字のある方をとり、それを本文に立てたり。されど、ざる事は武斷にすぐ。又末の字多くの古寫本「香」なれば文字のままにては「キミヲアヌユカ」といふなり。これをそのまゝ本文に立つれば、かの疑問の助詞二重になりて不可なり。よろしとも思はれず。

○外爾可聞見牟 古來「ヨソニカモミム」とよみて異説なし。「外」字を「ヨソ」とよむ例は卷二「一七四」に「外爾見之檀乃岡毛云々」にありてそこに説けり。

○一首の意 この石村の道をば朝毎に往復したまひけむ人即ち石田王の念ひつゝ通ひけむ事は、霍公鳥のなく五月には菖蒲や花橋を玉として貫きて蟹に爲むと念ひ、九月頃の時雨の降る時には黄葉せる木の枝を折りて挿頭とすべしと思ひ、かくの如く萬世までも絶えずまじと念ひてこの石村の道を通りて泊瀬女の許に朝毎に通ひけむ君をば明日かの墓地に葬り奉らむ

後は外にのみ見てあることとならんか。あはれかはりはてたる世のさまかなとなり。

右一首或云柿本朝臣人麻呂作

○これは上の長歌をば、人麿の作なりといふ一説ありとて注したるなり。考はこれを「人麿」の歌しらぬものの註なりと批難し、古義は「後人の註せるにて誤なり」といへり。されど、ざる説ありとて注せるまでのものなれば、深く論議するを要せざるものなり。しかも古寫本すべてに存するものなれば、註疏に版本のみにあるものやうにいへるは事實に違へり。

或本反歌二一首

○これを考は次の二首は前の長歌の意ともなく體も異なれば、上の歌の反歌は脱せりとし、次の二首には別に端詞ありしを脱せりとせり。されども、必ずしもかく斷ずべからず。なほ舊に依りて説くべきものなり。

隱口乃泊瀬越女我手二纏在玉者亂而有不言八方

(四二四)

○隱口乃 上にもいへる「コモリクノ」なり。卷一「四五」にこの字の例あり。

○泊瀬越女我 古來「ハツセヲトメガ」とよめり。「泊瀬」は卷一「四五」に「泊瀬山」とありて、その後にも例多し。「越」は吳音「チ」なるを「ト」と通用したるものにして「越女」にて「ヲトメ」をあらはしたる

なり。さてかく地名を冠して「何ヲトメ」といふことは古語に例多きことなり。古事記中卷に「古波陀袁登賣波下卷に」加志波良袁登賣又本集には卷十四三四二七に「可刀利乎登女卷一八一」に「伊勢處女等卷九一八〇二」に「菟會處女」などあり。その土地の處女といふ意なり。これは上の長歌に照して考ふれば石田王の愛せられし人をいへるならむ。

○手二纏在「テニマケル」とよむ。「纏は卷二二七に」布栲乃手枕纏而の例あり。實際に「マトフ意の」マキに用ゐたる例は卷七一三〇一に「海神手纏持在玉故二三二六に」手爾纏古須玉欲得卷九一七六〇に「左手乃吾與手爾纏而去麻師乎等あり。古玉を手にまける事は卷二一五〇に」玉有者手爾卷持而衣有者脱時毛無吾戀君會云々」とある所にて説けり。これは上の卷二の歌にもいへる如く、その愛する人を玉にたとへていへるなり。

○玉者亂而 舊訓「タマハミダレテ」とよみたれど、既に屢いへる如く、亂は四段活用として「タマハミダリテ」とよむべきなり。この句の意は古義に「王の卒去せるを手玉の緒絶して散亂れたるにならずらへ云へり」といへるをよしとす。槻落葉に「石田王の骨を散せるをいふにこそあらめ」といへるは牽強にすぎたり。それも古義が「唯玉と云る縁に亂と云るのみなり」といへるをよしとす。

○有不言八方 舊訓「アリトイハジヤモ」とよみたれど、拾穂抄は「アリトイハズヤモ」とよめるをよしとす。「イハジ」といひては歌の意をさまらず。この語の例は卷二二二四は「且今日且今日跡吾待君者石水貝爾交而有登不言八方あり。ヤモは反語として強く肯定せむとするなり。この「言フ」は人のいふなり。

○一首の意 泊瀬の里のをとめが、手に巻きて愛したる玉はその緒絶えて亂れてありと人のいふにあらずや。あはれ悲しき事よとなり。

(四二五)

河風寒長谷乎歎乍公之阿流久爾似人母逢耶

○河風「カハカゼノ」とよむ。「ノ」の字無けれど、前後の関係より加へてよむは例なり。「かはかせ」の語は本集にこれ一のみなれど、卷一七三の「濱風の例によりて知るべし。この河風は長谷川の河風なるべし。泊瀬川は泊瀬よりその長き谷間を西に流れ、三輪山の麓の邊より北に廻りて流るる川なり。古の石村の地より泊瀬に行くには、この長谷川に沿ひて溯ればおのづから到るべきなり。されば、これ實地につきていへるなり。

○寒長谷乎「サムキハツセヲ」とよむ。「長谷をハツセ」にあてたるは本集にてはこれをはじめとするが、集中には例少からず。而して、これは後世「ハセ」「ハセガハ」などいふ場合に必ず「長谷」の文字を用ゐるほどに慣行の固定せるものなるが、長谷の文字に「ハツセ」「ハセ」といふ語の義のあるにあらず。これ初瀬の地が長き谷の間にあるによるに止まるのみなり。上二句は河風の寒き、長谷の河ぞひの地をいふ程の意を言に簡にしていへるなり。

○歎乍「ナゲキツ」なり。この語の例は卷二一一八に「歎管云々」あり。意明かなり。

○公之阿流久爾「キミガアルクニ」なり。「公」は「キミ」といふ語にあてたるまでなり。「アルク」は今

も用ゐる語なり。卷五八〇四に「阿蘇比阿留伎斯」卷十八四一三〇に「佐刀其等邇天良佐比安流氣騰」あり。新撰字鏡に「蹊」に注して「阿留久」とあり。さてこの「キミ」をば、考は石田王の妻とし、攷證は石田王の思ひ人とし、槻落葉古義は石田王とせり。代匠記には上の二説をあげて斷言せず。この事はなほ下にいふべし。

○似人母逢耶 舊訓「ニルヒトモアヘヤ」といひ、諸家異説なし。「アヘヤ」は已然形より係助詞「ヤ」につゞけるものにして「ワスレメヤ」「アラメヤ」などの場合とおなじくこの「ヤ」を以て反語をなすものなり。なほ「アヘ」を命令形として、それに「ヤ」のつけりとする説も見ゆれど、さる語法の例この頃に見えず。似たる例は卷十二三〇一三に「袖振河之將絶跡念倍也」卷十五三六〇一に「之麻思久毛比等利安里宇流毛能爾安禮也」など多し。さてこの「似ル人」は攷證にても古義にても石田王に似たる人をさすといへり。この點に於いては上の二説一致するに、その「公」といへるにつき二説に分るる所以は如何といふに、一は「君」があるくに「の」をば、接續助詞の性質を有するものと解釋して、上下二句をつづくるものとし、一は「に」を格助詞として「君がアルク」を體言に准ずるものとするにあり。而してこの「公」を石田王ならずとする説は「歎乍」を以て石田王の事を思ひ歎きつつ長谷河の邊をあるくと説くなり。これは「歎き」を亡き人を慕ひ歎くと解するより、本集にてももとよりその例少からず。例へば、卷十八四一一六に「奈介伎都都安我末川君我」卷十五三六一六に「和伎毛故我奈氣伎能奇里爾安可麻之母能乎」卷二十四三三二に「和可禮乎」

乎之美奈氣伎能奇里爾安可麻「かかる例一々あぐべからず。すなはち、これは、その女の許より止むを得ずかへりなどする人が別を惜み嘆きつつ家路をさして行くことなどあるをいへりとするときは別に深く論ずるまでなく、その意を知るべし。されば古義などの意をよしとす。

○一首の意 長谷河の河風寒き朝などに、この長谷の往來をば、歎きつつ石田王があるきたまひしが、今はたしか王に似たる人にだにこの道にてあはば、少しは王を慕ふ情もはれむと思ふに、その王に似たる人にもあふ事あらんやはあらじとなり。

右一首者或云紀皇女薨後山前王代石田王作之也。

○この左注は上の二首に對して、本文には上の長歌の反歌といふ説によりてあげたれど、その外になほ別の傳ある由を注せるなり。その「或云」とあるは如何なるものに基づきしか今よりしては知りがたし。それ以上に彼是の論をなすは無理といふべし。

○紀皇女薨後 紀皇女の御名は卷二一一九の詞書に出で、又この卷三九〇の歌の作者として既にいへり。その薨去は何時なりしか詳かならず。

○山前王 流布本「王」字を脱す。然れども、大矢本、京都大學本、細井本、古葉略類聚抄等に「王」字あるを正しとすべきによりて今補へり。

○代石田王作之也 意明かなり。

柿本朝臣人麻呂見香具山屍悲慟作歌一首

○見香具山屍 香具山の事は卷二二の歌の詞書に見えて、そこに述べたり。「屍は古義に「ミマカレヒト」とよみたれど、屍は人といふべきにあらねば無理なり。文字のまゝ「カバネ」とよむべし。類聚名義抄には「骸」「尸」「屍」に「カバネ」の訓あり。この屍はもとより何人の屍なりしか明かならず。この頃に香具山の邊にさる屍骸の横はりてありしを見てよめりしならむ。

○悲慟作歌 卷二に「悲傷流涕(二〇三)泣血哀慟(二〇七)悲嘆(二二八)などの文字見え、この卷には上に「悲慟(四一五)と見ゆ。「カナシミイタミテ」とよみてよかるべし。

草枕 羈宿爾 誰婦可 國忘有 家待莫國。

(四二六)

○草枕 既に屢出でたる如く「タビ」の枕詞なり。

○羈宿爾 古來「タビノヤドリ」とよめり。「羈」を「タビ」とよむことはここにはじめてあらはるるものなるが、卷九一六八五にも「活衣乎家者夜良奈羈印」といふ例もあり。これは「羈」の俗字なるが、多くの古寫本は「羈」につくれり。これも同じく俗字なり。「羈」は周禮地官に「羈旅」と見え、又左傳莊二十一年にも「羈旅之臣」とあり。もと旅寓の義なるが「タビ」の意にも用ゐたり。「タビノヤドリ」といふ語は卷十五「三六四三」に「伊射都氣也良牟多婢能也登里乎」卷六「九三〇」に「客乃屋取爾梶音所聞」などの例あり。さればこのよみ方は正しきものといふべし。意は明かなるが、ここは香具山に客死せるを旅の宿りといへるなり。

○誰婦可 「タガツマカ」とよむ。「婦」を「ツマ」とよむことは卷一以來屢あらはれたり。この文字は

女をさす文字なれど、夫をもさすに用ゐたることは卷一「一五三」の「若草乃婦之念鳥立」(二一七)の「若草其婦子者」の例などにて見るべし。これは男か女か明言せられてあらねど、古も今も旅に出づるは男の方多きことなれば、これも恐らくは男なりしならむ。然らば、この屍となりてある人は誰人かの夫ならむと考へてかくいへるならむ。「可」は疑問の意の助詞なり。

○國忘有 古來「クニワスレタル」とよめり。これは上の「か」に對する故に「タル」とよめるなり。この「クニ」はその人の故郷をさせること今もいふ所と同じ。卷十五「三七四六」に「伊麻左良爾久爾和可禮之」卷十七「三九九六」に「和我勢古我久爾弊麻之奈婆」卷五「八八六」に「國爾阿良波父刀利美麻之」などその例なり。この句は故郷を忘れたるかといふなり。以上にて一段落なり。

○家待莫國 舊訓「イヘマタマクニ」とよめり。類聚古集、古葉類聚抄、神田本、細井本等は「莫」字を「眞」字とせり。而してよみ方は古葉略類聚抄に「イヘマチカクニ」神田本は「イエマタマクニ」細井本は「イヘハマチカニ」とよめり。又童蒙抄は「莫」は「眞」の誤として「イヘマタマクニ」とよみ、考も亦この説によれり。玉の小琴は舊訓のまゝにてよしとして「またなく」といひてまたんといふこととなるべき也といへり。今ここに誤字ありとして「眞」字とせば「イヘマタマクニ」とよむべきことなり。或は拮解の如く「莫」字のまゝにて「イヘマタマクニ」とよみて可なりといふ説あり。「莫」の音は「マク」なれば、いかにも道理ある如くにして、卷八「一五一七」に「秋乃黃葉散莫惜毛」卷十三「三三二九」に「是長月之過莫乎伊多母爲便無見」卷十一「二五七七」に「不相見而將戀年月久家莫國」といふ例もあれば、このまゝに「イヘマタマクニ」とよめても不可なるにあらず。然るに「マタニ」と

「ナクニ」とは肯定と否定との相違にて意反對になるべし。「イヘマタナクニ」とせば如何なる意となるべきかといふに、契沖は「家またなくには家人の待んにと云意なり」といひたれど、「またなくには」待たぬに」といふ意に近くて契沖の説く如き意にはならず。それ故に契沖は「物ならなくになど云なくには非ず。荒きをあらけなく」と云如くは助語なり」といへり。されど「荒けなくは」一の形容詞にしてここは「またぬに」いはくなどの「く」のつきたるなれば、全く別なり。又玉の小琴の説は甚しき牽強にして従ふべき理由なし。今契沖がはじめに釋せる如き意とせば「マタマクニ」とせざるべからず。この故に「イヘマタマクニ」とよむべきなり。その意は家にて家人らがこの人の歸りを今かく／＼かと待ちてあらむにといふなり。家を以て家人の意にとりたるはこの歌のおもしろき點の一なり。

○一首の意 第一段はこの香具山にやどりて寝てあるこの人は誰が夫にかあらむ。この人は何故にかく旅の宿りに臥して故郷に歸ることを忘れたるか。第二には家人は、いつかこの人がかへり來らむと待ちつゝあるらむと思はるるにといふなり。

田口廣麿死之時刑部垂麿作歌一首

○田口廣麿 この人の事史に見ゆることなく、本集にても亦明かならず。續日本紀慶雲二年十月二月癸酉に山前王を筆頭として叙位あり、その際從五位下に叙せられしうちに田口朝臣廣麿の名あり。この人の名は流布本には「廣」の字なくしてただ「磨」とのみありて、廣麿とあるはト

部本、尾張本、豊宮崎本等なるが、それらの本を正しとしてもここにいふ人と同じと斷言しうべからず。その故は五位以上の人ならば、ここに死と書かず、卒とかくべきなり。加之ここには姓なくして「田口廣麿」とあるのみなるに彼は「朝臣」の姓あり。朝臣なると姓なきとは貴賤の差著しきものなり。「死之時」は「スギケルトキ」とよむべし。

○刑部垂麿 「オサカベノタリマロ」とよむ。この人は上の「二六三」の作者にしてその人の事はそこにいへり。

百不足八十隅坂爾手向爲者過去人爾蓋相牟鴨

(四二七)

○百不足 舊訓「モモタラス」とよめり。されど、枕詞は終止形によむ例なれば「モモタラズ」とよむべし。この枕詞は卷一「五〇」の「百不足五十日太爾作」の下にいへるが、ここは「八十」の枕詞とせるなり。その例は卷十六「三八一」に「百不足八十乃爾爾夕占爾毛卜爾毛曾問」あり。

○八十隅坂爾 舊訓「ヤソスミサカニ」とよめり。考は「隅坂」を「隅路」と改めて「ヤソノクマチニ」とよみ略解これに従へり。又「楓落葉」もしか改めて「ヤソノクマデニ」とよみ、古義は文字はもとのままにて「クマチニ」とよみ、攷證は文字はもとのまゝにて「ヤソクマサカニ」とよみ、註疏等これに従へり。按ずるにこの所異字あるは細井本、活字無訓本に「坂」を「故」とせるあれど、もとより誤にして従ひ難く、その外に誤字なければ誤字説は従ふべからず。さればこのままにて訓を考ふべきが「ヤソスミサカ」といふにつきては日本書紀神武天皇卷の大和國菟田の墨坂をいふといふ

説あれど、こゝは地名にあらず。「スミサカ」といふことはいはれなきことなり。「隅は廣雅に「隅隈也」とあれば「クマ」とよむに差支なき筈にして、卷六「九四二」に「往隱島乃埵埵隅毛不置憶曾吾來」と卷一「二五」の「隈毛不落思乍叙來其山道乎」とを照せば「隅」即ち「クマ」にあてたりといふことを得べし。されど「坂」は路の義のある文字にあらねば「隅坂」を「クマヂ」とよむことは不可能なり。これは「字のま」ヤソクマサカといふべきなり。「クマサカ」といふ語の例は集中こゝにある一のみなれど「八十阿」卷一「七九」「八十隅」卷二「一三一」「一三八」の例は既に出でたり。「八十阿」の坂の意と見るべし。この坂をば致證に「黄泉平坂の坂にて黄泉國にも坂あるよしなれば、これも坂にてありぬべし」といへり。されど、黄泉平坂をさせりとも斷じがたし。按ずるに、古來、國の境界とする地に熊坂と名づけたる地名少なからず。余が實地にとほれる地にては信濃國と越後國との境の國道筋に熊坂あり、加賀國と越前國との界にも同じ名の地あり。今多くは古の強盜熊坂長範の住みし所といふ由なれど、それは俗説にてその語はおのづから國の境となるべき地勢の名目なりしなり。即「クマ」は「道」又は「山」の脚などの「横」に多く折れまがりたる地の屈曲の内部をいひ、「サカ」は縦に、折れ屈りたる地の斜面をいふなれば、その「クマ」と「サカ」の交はる所は多くは國境とするに適したる地勢なるが故に自然にかゝる事になりしならむ。さればこゝも多くの「クマサカ」即ち國の境となるべき地勢の所をさせるならむ。隨ひてこれは必ず黄泉平坂とせずとも、過去にし人は遙かに遠き旅に出でしものと見らるべければ、その人の跡を遺ひて八十の隅坂に手向する程に遠く至らばの意と見てよきことならむ。

○手向爲者 「タムケセバ」とよむ。「タムケ」は卷一「三四」の「白浪乃濱松之枝乃手向草」この卷「三三〇」の「佐保過而寧樂乃手祭爾置幣者」などにて既にいひたる如く、神を祭る爲に物を供ふるをいふ。なほこのことは卷十二「三一」「二八」に「吾妹夢見來倭路度瀨別手向吾爲」などに照して考ふれば意知らるべし。八十の坂毎に神に手向せば、思ふ人にあふを得むといふなり。ここには生者と死者との區別を立てざるなり。

○過去人爾 舊訓「スギユクヒト」とよめるを契沖は過去をば「スギニシ」とも讀べしといひ、董蒙抄、楓落葉略解、古義等みなこれに従へり。「去」はこの集には動詞としては「ユク」ともよむべく、又複語尾の「ヌ」にもあてたればいづれともよみうべきが、こゝは死去せし人をいふなれば「スギニシヒト」とよむべきなり。この語の例は既に卷一「四七」に「過去君之形見跡曾來師」あり。

○蓋相牟鴨 「ケダシアハムカモ」とよむ。「蓋」の例は既に卷二「一一」「一二」に「蓋哉鳴之吾戀流其騰」一九四に「氣田敷藻相屋常念而」の例ありてそれらの下にいへる如く、若しといふに似て疑ひ推測する副詞なり。或はあふことあらむかといふなり。「カモ」は疑の助詞「カ」に「モ」の添へるなり。

○一首の意 わが友田口廣麻呂は身まかりて泉路に赴きたる由なるが、我れ今、多の隈坂毎に神に手向してわが友田口廣麻呂に會はせ給へと祈りつゝ行き行きて八十の隈坂ともかぞへつべくも手向せば、或はこの人に再びあふことを得むかとなり。

土形娘子火葬泊瀨山時柿本朝臣人麿作歌一首

○土形娘子 土形といふは和名鈔郷名に「遠江國城飼郡土形加多」とあるにて「ヒヂカタ」とよむべし。この氏は古事記中卷に「是大山守命者土形君弊岐君榛原君等之祖」とあり。蓋しその一族ならむが、父祖その他一も考ふべき由なし。考に采女ならむといはれたれど、采女ならば國名か郡名かを冠せる筈なれば、采女にあらざること著し。又遊女ならむといふ説あれど、しか思ふべき理由は一も存せず。

○火葬泊瀬山時 火葬は童蒙抄には「ほほむりし云々」とよみ、考は「ヒハフリ」とよみ、楓落葉は音にてよみ、古義に「ヤキハフレル」とよみ註疏これに従へり。按ずるに「ヤキハフル」といふ用言ありきとは考へられず。又「ヒハフリ」といふ語もありと考へられず。恐らくは火葬は一熟語をなして「ヤキハフリ」といひしならむ。今かりに「ヤキハフリセシトキ」とよみおくべし。火葬の事は文武天皇四年三月に僧道照を火葬せしよりはじまれる由續日本紀に見えたるが、聞もなくその風天下に弘く行はれしものと見え、大寶二年十二月に持統天皇崩じ、同三年十二月には飛鳥岡に火葬し奉られたる程なり。この火葬も柿本朝臣人麿の在りし世なれば、その頃にしてなほ當時人の耳目を聳動せしが爲に、かく歌にもよみしならむか。こゝに泊瀬山とあり、持統天皇の御火葬も飛鳥岡にて行はれしを見れば、當時かく高き地にて火葬を行ひしならむか。

(四二八)

隱口能泊瀬山之山際爾伊佐夜歷雲者妹鴨有牟

○隱口能 「コモリクノ」にして「ハッセ」の枕詞なること屢いへり。

○泊瀬山之 「ハッセノヤマノ」なり。その地は何處なりしか、今よりして知るべからず。

○山際爾 舊訓「ヤマノハニ」とよみたるを考に「ヤマノマニ」とよめり。「山際はヤマノハ」にあらずして「ヤマノマ」なるべきこと、卷一「一七」の「奈良能山乃山際伊隱萬代」の下に既にいへり。山と山とのアヒダなり。

○伊佐夜歷雲者 「イサヨフクモハ」なり。この語はこの卷二六四の「物乃部能八十氏河乃阿白木爾不知代經浪乃去邊白不母」三七二の「雲居奈須心射左欲比」三九三の「山之末爾射狹夜歷月乎外爾見而思香」の例にて既に明かなる如く、その山の間に立ちも去らず、居もさだめぬさまに見ゆる雲をいふ。これはその火葬の煙をば、雲といひなしたるものならむ。

○妹鴨有牟 古來「イモニカモアラム」とよみて異説なし。その火葬の煙はその娘子のなれるはてなれば、煙そのものをその娘子ならむかといへるなり。「鴨」は疑の「カ」に「モ」のそはれるなり。

○一首の意 泊瀬山の山の際に立ちのぼりつつさりもやらずいさよふあの雲即ち煙は、あれは土形娘子にてあるらむかとなり。卷七の挽歌の雜挽十二首中「一四〇七」に「隱口乃泊瀬山爾霞立棚引雲者妹爾鴨在武」とあるはこの歌に甚しく似たり。

溺死出雲娘子火葬吉野時柿本朝臣人麿作歌二首

○溺死出雲娘子 「溺死はオボレシニタル」とよむべきか。「出雲娘子」は如何なる人とも知りがたし。「出雲」は國の名か、或は又氏の名か、それも亦知りがたし。出雲氏は新撰姓氏錄に「出雲宿禰

天穗日命子、天夷鳥命之後也」と見えたり。されどもとよりこの氏人とも定めがたし。その溺死の地は吉野川にてありしことはこの第二首の歌にて知られたり。

○火葬吉野時 吉野川にて溺死せし故に、その附近にて火葬せしなるべし。上の歌にもここにも火葬とことわれるは當時火葬が珍らしかりしが故なるべし。

(四二九)

山際從、出雲兒等者、霧有哉、吉野山嶺霏霰。

○山際從

舊本「ヤマノハニ」とよめり。代匠記は「ヤマノハユ」とも「ヤマノハチ」とも讀べしといひ、

考は「ヤマノマユ」とよめり。これは上の歌にいへるが如き理由によりて「ヤマノマユ」とよむべきこといふをまたず。これは「山の間よりいづ」といふにとりて出雲の枕詞とせるものなり。

攷證は「山間より出る雲とつづけたる也」といひたれど「出づ」のみにつづくものにして「出づる雲」までの意はあらざるべし。

○出雲兒等者

「イヅモノコラハ」とよむ。これは出雲娘子をさせり。「等」は間投助詞の「ラ」をあら

はせるにて多數をあらはせるものにあらず。かゝる「ラ」の例は卷十四「三四八四」に「安左乎良乎遠家爾布須左爾宇麻須登毛」卷十六「二八六〇」に「情進爾行之荒雄良與爾袖振」以下五首ニモアリなど多し。

○霧有哉

「キリナレヤ」とよむ。ここに似たる語遣は卷一「二三」の「打麻乎麻續王白水郎有哉射等籠荷四間乃珠藻荇麻須」に既に見え、又卷十四「三三七〇」の「爾古具佐能波奈豆麻奈禮也比母登可

受禰牟」あり。これは「ナレ」にて、下の句に對しての條件を示すものなるを係助詞「ヤ」にてうけて疑問の意をあらはし、且つその結合を有力にしたるものなり。さてこの霧は實際の霧にあらずしてその火葬の煙を見なして霧とはいへるなり。

○吉野山

「ヨシヌノヤマノ」とよむ。「下」に「ノ」の字なけれど、次の「嶺」との関係よりして加へてよむなり。意は明かなり。

○嶺霏霰

「霰」の字流布本「霰」に作れども、かゝる文字は古來なき所にして「霰」なるべきこと著し。

古寫本には正しく「霰」字をかけるもの少からず。この故に今は正しつ。この「霰」の熟字は本集に用例少からずして、いづれも古來「タナビク」とよめり。卷九「一七〇六」に「衣手高屋於霏霰麻天爾」卷十「一八一五」に「春去者木葉凌而霏霰」卷十一「二八一六」に「佐豆人之弓月我高荷霏霰」これなり。「霏霰」の字はその本義による時は「霏」は説文に「雨雪貌」といひ、「霰」は集韻に「小雨也」とある如く、雨などの降るにふものなるが、ここはその原義にては通ぜざるに似たり。原義のまゝにては、この二字を「タナビク」とよむことは首肯せらるべきにあらぬに諸家多くこれを看過せり。ひとり攷證は説をなして「義訓也」といひたれど、その理由をいはず。文選なる謝靈運の石壁精舍還湖中の詩に「雲霞收夕霏」の注に「善曰霏雲飛貌」といひ「濟曰霏日氣也」といひたれば、説文の意より離れて「たなびく」とよみうべき意あり。然るに「霰」は集韻(宋)に見えて、後世の造字なるが如く、その本字は「霰」なりといへり。その「霰」は説文に「小雨也」とあり。されど「霏霰」と熟せる例は本集以外には未だ

見ざる所なり。よりにて思ふに、これは或は霏微といふ熟字に基づくにあらざるか。霏微の字面は杜甫の詩、曲江對酒に、水晶宮殿轉霏微、徐鉉の詩に、江澄齊色霧霏微など見ゆ、分類に霏微、烟霧見注に、霏微者、煙霧蔽之則不明矣と見ゆ。六朝頃の例は未だ見出でず。されど、なほ六朝頃に行はれしを本邦にも用ゐしことならむか。而して本邦下字は、微字なるを上字に倣ひて雨を冠し、霏とせしにあらざるか。若しこの事ありしものとせば、霏は上の文選の例によるべく、微はその雲霧のさまをいふ爲に添へしものならむ。かくて二字にてたなびくの訓も生ぜしか。類聚名義鈔には、霏微に、タナビクの訓あり。これを以て見れば、萬葉集以外にもこの熟字を用ゐたるもの存したりしならむ。「ミネニ」の「ニ」にあたる文字なけれども、前後の關係によりて加へよむべきなり。意は明かなり。

○一首の意 出雲娘子は霧にあればにやあらん、吉野山の嶺にたなびけりとなり。その火葬の煙の吉野山にたなびけるをよめるなり。

(四三〇)

八雲刺、出雲子等、黒髮者、吉野川、奥名豆颯。

○八雲刺 舊訓、ヤクモタツとよめり。されど、刺は、タツとよむべからず。古寫本中には、ヤクモサスとよめるあり、代匠記も、ヤクモサスとよめり。これは出雲の枕詞として、八雲立出雲八重垣云々といふ名高き素戔鳴尊の神詠にあると同じき語なるべきが、後世、タツが「サス」と訛りたるものならむ。それは日本紀崇神卷なる「擲句毛多蕘伊頭毛多鷄流蛾波鷄流多知云々」の歌を

古事記には景行天皇の御世の事としてその歌を「夜都米佐須伊豆毛多禰流賀波禰流多知云々」とせり。これ即ち「ヤクモタツ」の訛れるものなり。今の「ヤクモサス」はその中間に位する訛として古來かかる傳もありしならむ。

○出雲子等 「イヅモノコラガ」とよむ。「ガ」字なけれど、前後の關係よりして加へてよむこと例の如し。

○黒髮者 「クロカミハ」とよむ。黒髮の語例は卷二「八七」に出でたり。

○吉野川 「ヨシヌノカハノ」とよむ。下の「ノ」は字なけれど、前後の關係によりて加へよむ。

○奥名豆颯 「オキニナヅサフ」とよむ。奥は「オキ」なり。卷二「一五三」の「奥放而榜來船等」以下例少からず。「ニ」は文字なけれど、前後の關係によりて補ひよむべし。「オキ」につきては略解は「川」にても岸より遠き所を沖といへりといへり。「名豆颯」を「ナヅサフ」とよむ。颯は入聲合韻の字にして、廣韻には蘇合切とせれば、「サフ」の音なるを「ナヅサフ」の假名に用ゐたるなり。「ナヅサフ」といふ語の例はこの卷「四四三」に「牛留鳥名津匠來與」卷「四五〇九」に「鳥自物魚津左比去者」卷「六一〇一六」に「遊士之遊乎將見登莫津左比會來之」卷「九一七五〇」に「暇有者魚津柴比渡」卷「十五三六二七」に「柔保等里能奈豆左比由氣婆」三「六二二」に「伊射里須流安麻能等毛之備於伎爾奈都佐布」三「六二五」に「安氣久禮婆於伎爾奈都佐布可母須良母」三「六九一」に「奈美能宇部由奈豆佐比伎爾且」卷「十七四〇一」に「由久加波乃伎欲吉瀬其登爾可賀里左之奈豆左比能保流」卷「十九四一五六」に「可我理左之奈津左比由氣波」四「一八九」に「叔羅河奈頭左比近等」あり。さてこの語の意につきては古來定

説なかりしを、久老は楓落葉に於いて、この語の皆水邊ならぬはなきことを注意し、宣長は古事記傳卷四十二に於いて「淤知那豆佐比」の説明に於いて次の如くいへり。曰はく「淤知は落なり。那豆佐比は浮ぶを云。凡て此言は或は水に浮ぶをも云。或は底に沈むをも云。或は渡るをも云。何れも水に著^ツことに云り。(萬葉を見て知^ルべし。なほ玉勝間に委く云り。此言昔より物知人みな解^キ誤れり。さて此は御盃の酒に浮べるにて、水には非れども、酒も水の類なれば違へることなし。其中に浮ぶを云る例は萬葉三四^四に云々黒髮者吉野川奥名豆颯四^六に鳥自物魚津左比去者水鳥の水に浮て行、如と云なり)十二^二に爾保鳥之奈津柴比來^三乎などなほありといへり。さて玉勝間にては卷六に「なづさふ」の條ありて、同じく説けるがその要をとれば「萬葉集に……今その歌どもをあまねく考へ合するに、或は海川などにうかべること、或は船より渡ることなどにいひ、枕詞にも……いづれもく、水に着くことにのみいへり。水によらぬは一つもなし。集の中の歌共をこころみてしるべし。其中にこの卷なる長歌に「いかならむ年の月日かつつじ花かぐはし君が引網のなづさひこむと云々」これは上にも下にも海川などの事見えねども、他の例をもて思ふに海路をへて歸り來べき國の人なるべし云々」といひて中昔の物語書などになれたしむことにいへると異なる意なるをいへり。今この語の用例を見るに、如何にも水邊に關する事に専らいひて、馴れ親む意とは見えず。然れども、この萬葉集時代の語の例についての適切なる解釋は古來未だ無しといふべし。本居の説もそれが、水邊に關する意のものなることを示したるに止まりて適切なる解を下してあらず。明治時代にて

は、佐藤誠實の語學指南に「ナツサフ 淹と標して「水ニ漬クヲイフ、轉ジテハ馴レ傍フヲ云フ」古「源」とあり。されども、これも未だ遽かに信ずべからず。今上にあげたる本集中のこの語の用例を見るに、

- ナヅサヒユケバ (卷四、五〇九)
- ナヅサヒキニテ (卷十五、三六二七)
- ナヅサヒコムト (卷十五、三六九一)
- ナヅサヒゴシ (卷三、四四三)
- ナヅサヒコシヲ (卷六、一〇一六)
- ナヅサヒノボル (卷十二、二九四七左注)
- ナヅサヒノボル (卷十七、四〇一一)
- ナヅサヒノボル (卷十九、四一八九)
- ナヅサヒワタリ (卷九、一七五〇)

の諸例は自らなす移動的行動の意なること著しくて單に水に漬きてある意にあらず。ただ「なづさふ」とのみいへる例は

オキニナヅサフ(海人の燈火) (卷十五、三六二三)

とありて、これは漁舟の燈火にして水に漬くものにあらず。次に同じく

オキニナツサフ(鴨)

(卷十五、三六二五)

あるが、これは水に漬くといふべきに似たりと見ゆれど、上の「海人の燈火に照して考ふれば水中にひたされてありといふよりは水上に浮ぶといふべきに似たり。かくて又古事記の歌の「ナツサフ」

も下枝の枝の末葉が盃の酒の上に落ちて浮びたるをよめること著し。さればこの語は水に漬るといふよりは寧ろ水に浮ぶをいふに近しといふべし。されど、なほ考ふるに、上の自らなす動作にいへる十例の中、

卷十五、三六二七の「ナツサヒユケバ」(舟行)

卷四、五〇九の「ナツサヒユケバ」(舟行)

卷十五、三六九一の「ナツサヒキニテ」(波上舟行)

の三は舟行なるが上に、上の「浮ぶ」といふ意なほありといひつべし。かくて、他の七例は舟行なりや否や決定せず。されど

卷六、一〇一六の「ナツサヒゾコシ」

はその上に「海原之遠渡乎」とあれば舟行なること著し。卷十二、二九四七の左注の「ナツサヒコシ」は語の上には明かに見えねど、「ニホドリノ」の枕詞あれば、浮ぶ意なること著しく、上の卷十五、三六二五の類ともいふべし。又卷三、四四三の「ナツサヒコムト」は旅して來むとまつ由なるが、これもくる鳥のを通行の説の如く鴨の一種とせば、上の例と同じと見るべく、これ亦、三六二二

五の類といひつべし。

次に他の四例中

卷十九、四一五六の「ナツサヒユケバ」(鵜河) (衣、ヌレヌといふ)

卷十七、四〇一一の「ナツサヒノボル」(鵜河)

卷十九、四一八九の「ナツサヒノボリ」(鵜河及漁獵)

の三は鵜河をよめるにて、舟か徒かにて水をわたりつゝ歩くことをいへるならむ。なほ他の一例

卷九、一七五〇の「ナツサヒワタリ」

はその本の長歌によれば、向峯なる瀧の上の花を折らむとて、その水流にそひて渡る由なり。以上すべての例にわたりて考ふるに、水中に漬り沈むが如き意はなくして水上に浮ぶか、漂ふかの如き意のみなり。然るに、上に自らする行動の意なる由いへる、

ナツサヒユケバ

ナツサヒキニテ | コムト | ズコシ | コシチ

ナツサヒノボル | ノボリ

ナツサヒワタリ

の諸例はその動作の意は「ユク」「クル」「ノボル」「ワタル」にあることはいふまでもなけれど、「ナツサヒ」に固着不動の意味あるときはこの語つづきの生ずる原由なければ、なほ水上に浮ぶか漂ふ

かの意に近しといふべし。されど今日の學問の程度にてはこれが確定的の解釋を下しうべくもあらず。ここは大體漂ひ浮ぶといふ程の意と解しておくべし。なほ後人の委しき考をま

○一首の意 明かなり。出雲娘子の黒髪が、吉野川の川中に流れ漂ひ浮ぶよとなり。略解には「此二首前後せり」といへり。事實の上よりいへばさる事なり。されど必ずしもかく嚴密に論ずるを要せじ。

過勝鹿眞間娘子墓時山部宿禰赤人作歌一首并短歌

○過 これは「スグル」とよめる人もあり。姑くそれによるべし。古義は「トホレル」とよみたれど過を「トホル」とよむも不當なり。

○勝鹿眞間娘子墓 勝鹿は下總國葛飾郡の地なり。和名鈔郡名には「葛飭加止志加」とあれど、この歌にも「勝牡鹿」とかき、卷十四「三三四九」に「可豆思加」「三三八四」に「可都思加」「三三八五」に「可豆思賀」などかければ、これも「カツシカ」とよむべし。眞間は今もその名残れる地にして、下總國府臺より南にあり。なほ下にいふことあらむ。そこに俗にこの娘子の墓といふものも存す。この眞間娘子の事は卷九の「詠勝間眞間娘子歌」(二八〇七)にて知らるるが、美人にてありし由によめり。その歌には「勝牡鹿乃眞間乃手兒奈」といへり。この女の事につきて、下河邊長流の續歌林良材集に卷九の歌を引いて「右下總國葛飾郡眞間といふ所にむかしひとりの美女ありけり。

賤しき家の女にて、あやしき衣をきくつをもえはかずして或時はまゝの江におりて、玉もをかり、有時はまゝの井に出て水くみはこびなどしけれど、かたちのうつくしきことは高貴良家の女にも猶ならびなかりしかば、みる人きく人、相きほひあらそふこと飛蝶の火に入ことく、みなと入する舟の我をくれしときそふかことくなりなりければ、女おもひあつかひて一生いくはくもあらぬことを思とりて、かの湊に身を投て、はかなく成にけり。されば其所に墓つくりて後人にはしめしけるなり」といへり。「墓」は歌の詞によりて「オクツキ」とよむべし。

○山部宿禰赤人作歌 山部宿禰赤人の事は上に屢出でたり。この人富士山を詠ぜる歌あるよりして見れば、事ありて東國に下りて、この墓をも見てよみしならむ。

古昔有家武人之倭文幡乃帶解替而廬屋立妻問爲家武勝牡鹿乃眞間之手兒名之與榔乎此間登波聞村眞木葉哉茂有武松之根也遠久寸言耳毛名耳母吾者不所忘

○古昔 「イニシヘニ」とよむ。「古昔」を「イニシヘ」とよむことは卷一「一三」以來屢あり。ここに「ニ」にあたる假名なけれども、前後の關係によりて加へてよめるなり。

○有家武人之 「アリケムヒトノ」とよむ。意明かなり。古にありて、この眞間娘子につまどひせし人を想像していへるなり。

○倭文幡乃「文」字流布本及び多くの古寫本「父」に作れど意を爲さず。神田本、細井本等に「文」につくるを正しとすべし。「シヅハタノ」とよむ。卷十七、四〇一一に「神社爾底流鏡之都爾等里蘇倍」といふし「シヅ」これなり。「倭文」の文字は日本紀卷二自注に「倭文神此云斯圖梨能俄未矢武紀下に「倭文連」の注に「倭文此云之頭於利」とあるによりて考ふるに「シヅリ」又「シッオリ」とよむが正しきものの如く、而してその「シヅリ」とは「シヅオリ」の義なりといふ。なほ又倭文の文字は古語拾遺に「天羽槌雄祖也」織「文布」とあるによれば倭の文布の義にして、本邦古代の織物にして布の文あるものをさせるなり。古この「しづ」を以て神に奉る幣にもせしが故に上の卷十七、四〇一一の歌もありしならむが、卷十三、三二八六に「倭文幣乎手取持而」ともいへり。又これに基づき卷四、六七二に「倭文手纏數仁毛不有壽持」とあるは「倭文」を織る爲の紡麻を緒環にせるをたゞ「たまき」といひたるなるべく、それは一端の織物をつくるにも多くの數の「たまき」を要するものなれば「數」の枕詞とせしならむ。かくて又ここにいふ「しづはたの」は「たは元來機にして織物をつくる器械のことなれど、それにて織れる織物をもやがて「はた」といへるならむ。「しづはた」にて織物の義にせるは、日本紀武烈卷の歌に「於褒枳彌能彌於寐能之都波拖夢須寐陀黎」とあり。又本集卷十一、二六二八に「去家之倭文旗帶乎結垂」とあるも倭文織の帶なるなり。ここも下の辭につづけてみれば、帶の料たるなり。

○帶解替而「オビトキカヘテ」とよむ。倭文織の帶を解きかへてなり。この句より下二句につきては古來種々の説あり。先づこの句につきて契沖は「帶解替」と云へるは語らへる男有や

うに聞ゆ。第九の歌は定たる男なしと見ゆ。異義にやといひ、考には「男女帶をときかはして寝るをいふ」といひ、攷證は「こは帶をときかはしてといふ意也」。さればこの手兒名男にあへりしよしなるを九_丁四にこの手兒名の事をくはしくよめる長歌にはよばふ人あまたある故に、いづれにもあはで、水に入てうせけるよしいへるは、傳への異なるにか。またこの帶解替而廬屋立妻問爲家武とある句のつづけあしきを思ふに、この帶解替而の下に、二人してねんとて、ますらをがなどいふ意の句の二句ばかりありしを脱せるにもあるべし」といひ、新考には「帶トキカヘテ」を久老は「トキカヘテはトキカハシテなり」といひ、雅澄は「帶解交シテといふに同じ。互に帶解テといはむが如し」といへり。されど眞間娘子は九卷の長歌によれば、いづれの男にも逢はで死にしなければ、帶トキカハシテ又は互ニ帶解テなど云ふべからず。或は赤人は九卷の長歌とは異なる傳説によりて此歌を作れるなりとせむか。さてもなほ互に帶ときて寝る事はふせ屋を建て、妻問する事より後に云はざるべからず」といひ、なほ説をなして、結局「しづはたの帶ゆひたれてふせやたてつまとひしけむと訓みて、倭文の帶を結び垂れ、又新に家を立てて娘子をよばひし事とすべし。或は字訓共にもとのままにて舊キヲ解キ新シキ倭文ノ帶ニ替ヘテの意即帶シメ替ヘテの意とすべきか」といへり。近頃出でたる全釋は上述の多くの説を従ふべからずとして、この句は下に續き方が少し穩やかでない爲かやうな説も出たのであるが、こは廬屋立て倭文幡の帶解きかへて妻問ひしけむといふ意になつてゐるのであるといへり。今案ずるに新考のここに誤字ありといふ説は證なきことにして諸家またいづれ

も誤字説を立てず、これは従ふべからず。而して「帯解かへては帯解きはして」と解するが當然にしてこの外に解すべきにあらず。然るに然るときはこの歌の詞のつづき方に解しがたき點ありて上述の如く諸家の説も出でたるなり。されどこの外に解すべき方法なきものなれば、今もこの句はここにいふ如く解して可なるものにて、余が考はかつて雑誌にて發表したることあり、今その余が説はおのづから下に論及すべし。

○廬屋立 古來「フセヤタテ」とよみ來れるが、考は「フセヤタツ」とよめり。その理由はこれを枕詞とせるなり。かくせば、古來の難問解決せらるるかの如くなれど「タツ」といひても「タテ」といひても下の妻問につづくことにはかはりはなきなり。然らば枕詞とするもせざるも難問題たることはかはらず、加之何故に枕詞とせざるべからざるかの説明を加ふることをせざるべからずして一層の困難に陥るものといふべし。されば穩かに古來のよみ方によるをよしとす。「廬屋」をふせやとよむことは本集卷十六「三一七」田廬乃毛等爾の自注に「田廬多夫世反」といひ、その田廬の字面は卷八「一五九二」に「田廬爾居者あり。又「フセヤ」の語の例は卷九「一八〇九」に「廬八燎須酒師競相結婚あり。廬といふ字は荀子正名篇注に「廬草屋也」とありて、小き粗末なる屋なるを更に「屋」を重ねて「ふせや」といへるなり。これは攷證に「こは妻どひせん料にまづ家を建るにて古しへは娶らんとするにまづ家を作りし也」とあり。されど、これは少しく言ひすぎなり。これにつきては古義の説要を得たり。曰はく「妻籠の料に屋を立る謂なり。さて古は妻問すとはまづことに屋を造設る風俗にて其は古事記に見立八尋殿とあるは二柱神の

御合坐む料なるをはじめて、須佐之男命の都麻基微爾夜幣賀岐都久流と作まし、も、妻と共に籠坐む爲ぞ、古事記傳の説も然り、そは良人には限らず、賤者とても必しかせしなるべし。かくて今も土佐國にて少し城府を離りたる里の風俗には微賤者とても妻迎せむとは二人宿らるゝばかりの甚ちひさき屋を造りかまへてさて妻を迎て其屋に率寝るなり。これ上古の風習の邊鄙に遺れるなるべし」といへり。なほこの句と前後の句との關係につきては上にいふごとく論すべきことあれど、それも後にいふべし。

○妻問爲家武 「ツマドヒシケム」とよむ。「ツマドヒ」といふ語は卷十八「四一二七」に「氣奈我伎古良何都麻度比能欲會」又古事記雄略卷に「是物者今日得道之奇物。故都麻杼比」此四字之物云而賜入也」とあり。この語の事は卷二「九三」の詞書にいへる如く漢字の「娉」字に該當するものにして、娉は聘と通ず。その聘は禮を具へて迎ふるをいひ、娉は妻とせむとて禮を以て聘問するをいふ。「ツマドヒシケム」は下の「眞間之手兒名」につゞく連體格たり。

さて上の數句の意とこの句との關係は如何なる意に説くべきか。代匠記には「一家には妻と云物の有故に、妻と云はんとて此句あるか。又賤しき者なれど、此女をすゑむとて別にふせ屋を立と云か。又按ずるに第九に處女墓をよめる歌に「ふせやもえすゝしきほひて、あひたはけしける時には云々。此はすゝしと云はむ爲にふせやもえとおきたれば、今もふせ屋立は妻とつゞけむ爲にはあらで、此下に二句ばかり落たるにや。然らば帯解替てと云も賤しき者の争ひの様なるべし。左右の肩など脱垂れ、或は懐鼻ばかりして相争ふこと尋常の事なり」とい

ひ種々の案を出して一定せず。童蒙抄は「帯解替而」には「下のふせや立てといはん爲の序詞也。ふせやとはふしふすといふ義によりておびときかへてふせやと續けたる也」といひ、廬屋に對しては「ここは夫婦ふすやといふ義也」といひたり。考槻落葉等は説くこと明かならず。古義はその句の連絡については説く所なし。さてこの所、そのいふ事を實際に在りし事とする時にはいひ方顛倒せる如く見ゆ。それは如何といふに「妻問といふ事先ありて後に結婚あり、結婚の事あるが故に新に廬屋を立つる必要起り、廬屋立ちて後、帯ときかはして寐ぬる事も起るなり。然るにこの歌の詞の順序はこの事實の當然に進行すべき順序と正反對なりといふべし。ここに於いて契沖の如く廬屋の下に又は攷證の如く帯解替の「下に二句ばかり落たるにや」といふ説も生じたるなり。然れども二句も落ちたりとすることは甚だ穩かならぬ見解にして従ふべからず。されば又新考の如く「帯解替而は帯結垂而の誤字」とする説も生じたれど、これ亦武斷にして従ふべからず。新考は又「或は字訓共にもとのまゝにて舊キヲ解キ新シキ倭文ノ帶ニ替ヘテの意、即帶シメ替ヘテの意とすべきか」といひたれど、廬屋を立て妻問する爲に新しき帯に替ふべき必要ありとも見えぬ。これ亦意義不通なりとす。

按ずるにこの處女は男にあひしことなきは卷九の歌にて明かなれば、帯解替而の語を事實の通りと解せば、事實と齟齬すべきことはいふまでもなし。さりとしてこれを新考の如く新しき帯に改むといふ如きことは語の意の上より見ても、事實の上より見てもあるべきことにあらず。これは如何に釋すべきかといふに、既にいへる如く帯を互に解きかはしてふすといふ

にあるべきはいふをまたず。然れどもそれは事實にあらずしてただ語の上とのみ解せずばあるべからず。然らば何の故にかくいへるかと思ふに、これはただ「ふせや」といふ語を導く序の詞に止まることは童蒙抄の説の如くなるべし。かく解するときはその語つづきに不都合の感起らざるべし。次に「廬屋立」も亦事實をいへるにあらずして結婚の爲に廬屋を建つることは自然にありうべきことなるによりて、これまた「妻問」に對する序の詞と見るべし。即ち「妻問」といふ語を導く序詞として「廬屋立」といひ、その「廬屋」の「フス」といふ語を導く序詞として「帯解替而」といひ、帯の枕詞として「倭文幡乃」といひたるにて、序詞中に序詞あり、その序詞中に更に枕詞ありといふ變態にして複雑なる組織をとれるものなりとす。しかもこの枕詞及び序詞いづれも、今述べむとする事柄に關係深く、事情に似つかはしき詞を用ゐたるが爲に、上にあげたる如き諸説の生じたるものなるべし。

○勝牡鹿乃「カツシカノ」とよむ。流布本「牡」とし反歌にも二所ともかくかけり。されど誤なれば。古寫本によりて正す。「牡鹿」を「シカ」とよむことは「志賀乃白水郎」(卷十二「二六二」)「思香乃白水郎」(卷十二「三一七〇」)に當る語を「牡鹿海部」(卷十一「二七四二」)とかき、又「昨日已曾吾越來牡鹿」(卷九「一七五」)などかけるにても見るべし。これ即ち題詞の「勝鹿」とかけるにおなじき語なり。

○眞間之手兒名之「マモノテコナガ」とよむ。「眞間」は上にいへり。「テコナ」は考に「今も上總下總などに最弟子をてごといへり。遠江國にてはそれをはてのこと云、果の子てふ事なり。是を思ふにはての子のはてを略きててごとは云なり。總て上總は略言の多き國なり。名はをみ

なを略いふ常の言ぞといひ、玉の小琴に「手兒」はたへ兒かあて兒かの意なるべし。ほめたる稱也。名もほめいふ也。又いとけなき兒を人の手に抱かれてある意にて「手兒」といふは是と別也」といひ、槻落葉は「手兒」は或人妙子とも貴子ともいへれど、父母の手にある處女をいふ意なるべし。卷十四に「哭乎曾なきつる手兒」にあらなくにとよめるはいはけなきをいへれど、手兒の意は同じかるべし。同卷に「たらちねの母が手放」と有るを思へ。さて名は妹なね、世奈能などいへる名にてしたしむ意に添る言なり」といひ、攷證は槻落葉の説をよしとせり。以上の諸説區々なれど、これをその女の名とせずしてある種の人をいふ普通の語とする點に於いて一致す。然るに古義は「娘子の名」として「愛兒」の謂にて負せたる名にてもあらむか」といへり。これはその娘子の名ならずと斷言しうべきにあらねど、又名なりとも斷言しうべきにもあらず。按ずるに「てこ」といふ語は平安朝以後にも存す。落窪物語卷二に「まろがをぢにて治部卿なる人にてこ兵部少輔かたちとよく云々」といひ、好忠集に「みつぎいとてこらが布をさらせると見えしは花のさかり也けり」といひ、日蓮の遺文にも「てこ」といへることあり。これらのうち好忠集のは或はたゞ女といふ程の意に用られたらむが如しといへども、落窪物語のは愛兒たる意にして、日蓮のは「てこ」にて愛兒たる兒といふ如き意に用るたり。而して日蓮のは安房上總邊の方言なりしならむと思はるるによりて考ふるに、その「てこ」とこの「てこな」と相通ずる所あるべし。されば、このは或は人名なりとせむもその語の意義は愛すべき兒の義なりと考へられたり。しか愛すべき兒の義なりとすれば、或は玉の小琴の説の方よからむとい

ふ説も出でむが如きさまなれど、攷證のいふ如く、槻落葉の説をよしとすべし。即ち父母の手を放さず愛する兒といふ義なるべきなり。「てこな」のなは攷證には卷十四「三四七六」の「字倍兒奈波和奴爾故布奈毛」卷二十四「三五六」に「和努等里都伎伊比之古奈波毛」の「な」におなじといへり。或は「てこ」は槻落葉の説の如くにして、ここにいへる「こな」と相重ねて「てこな」といへるものならむか。

○奥柳乎 舊訓「オキツキヲ」とよめり。代匠記は「奥柳は墓なり。日本紀に墓とも丘墓ともかきておくつきとよめり。此集第十八にも大伴の遠つ神祖の於京都奇波云々。此に准じて後までも皆おくつきとよむべし」といへり。墓を「オクツキ」といふことはこの説の如くなるが、奥柳の字はその「オクツキ」にあてたるものなるべし。「柳」は一字にては「キ」ともよむが、これは元來棺を覆ふ物にして、墓の内におくものなれば、墓そのものにあらず。「オクツキ」といふ語は「奥ツ城」にして、「ツ」は助詞、奥はこの卷「三七六」に「奥爾念乎見賜吾君」とある如く、奥深き意にして、人の屍を奥深く藏め置く爲の築造物にして、その築造物をば城とはいへるなるべきが、今は「柳」の字をその「キ」にあてたりと見ゆ。

○此間登波聞杼 「ココトハキケド」とよむ。この語に似たる例は卷一「二九」の「大宮者此間等雖聞」あり。意は明かなり。

○眞木葉哉 「マキノハヤ」とよむ。ここにいふ「眞木」は或る種の樹木の名なるべし。これはこの卷「二九一」の「眞木葉乃之奈布勢能山」にていへる「眞木」と同じかるべく、卷六「一〇一〇」の「奥山眞木

葉凌零雪之卷七、一一一四に、小爲手乃山之眞木葉毛久不見者蘿生爾家里などの眞木これなり。これによれり。古義はシゲクアルラムとよめり。童蒙抄はシケリタルラムとよみ略解攷證註疏この説は従ひがたし。シゲクアルといふことは道理上不可なけれど、シゲリタルとよむ方生氣あり。有をタリにあつることは卷二二八の衣乾有二九の茂生有三三の荒有京七九の我宿有をはじめ例頻繁なり。その意は卷一一九の春草之茂生有に准じて知るべく、かくてその奥柳のよきは知られずといふなり。

○松之根也遠久寸 マツガネヤトホクヒサシキとよむべし。松がねの例は卷一六六に出でたるものなり。さて略解に宣長の説として、也は之の誤にてまつがねのならんといへり。かくせば略解に「遠く久しきといはんための枕詞とすべし」といへる如く、意よく通ずる如くなれど、いづれの本もみな也とありて異字見えざれば、みだりに改むること能はず。かくて也を誤ならずとせば頗る拙劣なる歌となるべし。攷證は松之根也の下二句ばかり脱たるにあらざるかといへり。されど、これも證なし。今は拙なれど、このままとして、釋せざるべからず。然るときは松の根の遠く久しきかといふこととなるが、この遠く久しきはその手兒奈のありし時代の遠く久しき昔なる故かといふこととなるべし。

○言耳母名耳母 コトノミモナノミモとよむ。童蒙抄はこの邊に一句脱せるかといひ、槻落葉はこの下に、聞而を脱するかといひ、又は不絶の二字脱せりとし、攷證また同じ趣の論をなせり。

されど、これ亦證なければ従ひがたし。このままにてよしとする人の説をきくに代匠記は、此娘子が事を云つたふる言のみにも娘子が名を聞のみにも悲しさの忘れぬとなりといひ、略解これにより、考は墓は見えずともあれ、古へより語こし言のみにても聞わたる名のみにも怨しさふかくして忘がたしと云なり。言を多く略きつゞけたれど、よく見れば理り聞るは赤人のわざなりといひ、古義には今までに絶ず言來る言にのみも名にのみも聞つゝ昨日しも見けむが如くおもほえて、暫も忘れぬことなるものといふ意なりといへり。按ずるにここに悲しさ怨しさの忘れられぬといふ程の意ありとは見えず。これも上の句の如く、もとより語足らねど、先は古義の説をよしとすべし。

○吾者不所忘 舊訓ワレハワスラエナクニとよめり。考はワレハワスラエナクニとよみ、槻落葉はワハワスラエスとよめり。これは上の句よりのつゞきは、コトノミモナノミモワレハ各一句なれば、不所忘を七言の一句によまざるべからねば、槻落葉の説は従ひがたし。さては古きにつきて、ワスラエナクニといふ方によるべし。この語の例は卷十、二五九七に「吾妹子丹戀益跡所忘莫苦二」あり。不字にて、ナクニとよめる例は卷七、一三〇三に「海神心得所見不云」一三八〇に「四賀良美有者靡不相」卷七、一九三二に「吾戀人之目尙矣不相見等」少からねば、かくよまむも不條理とすべからず。意は明かなり。

○一首の意 古の人が、いろ／＼にして妻問したりといひ傳ふる名高き勝鹿の眞間の手兒名の墓をば今來り訪へば、その墓はここにありといへど、確かにそれと思はるるものを見ざるなり。

これは眞木の葉が茂りたるが爲にかくれて見えぬならむか。或は時代の遠く久しくなりたるが爲ならむか。されば今は手兒名といふこの名高き女のありきといふ言のみとなりたれど、又手兒名といふ名のみ傳はりて墓だに見えずなりたれど、われはなほその名高き手兒名をば忘るること能はずとなり。この歌既にいへる如く多少字句の上に批難すべき點あれど、さまで悪しき歌とはいひがたし。ことに末の三句はさすがに赤人の言といひつべきものなり。

反歌

○ここに歌の數を記さざれど二首あるなり。

吾毛見都、人爾毛將告、勝牡鹿之間、間能手兒名之、奥津城處。

○吾毛見都 「ワレモミツ」とよみ、意もまた明かにして異議なし。攷證には「長歌に墓をたづぬるよしをいひて、ここに至りてたしかに見しよしをいふ也」といへり。さる事なり。

○人爾毛將告 「ヒトニモツゲム」とよみて異議なし。攷證に「本集十七四」に伊末太見奴比等爾母都氣牟云々(四〇〇)ともあり。ここはかの墓をわれはからうじてたづね見たれば、こゝといふ事をいまだ見ぬ人につげんと也」といへり。これ亦さる事なり。

○勝牡鹿之 流布本、牡鹿とあること長歌のにおなじ。

○間間能手兒名之 「ママノテコナガ」とよむ。「間々」は長歌に眞間にかけるとおなじ。「之」は「ノ」と

も「ガ」ともよむべきが「ガ」とよむことは卷一以來頻繁に例あり。「ア」といふと「ガ」といふとにて輕重の差あり。「ガ」といふ時は「ママノテコナ」の方重くなるなり。

○奥津城處 舊訓「オキツキトコロ」とよみたれど、長歌の下にいへる如く「オクツキトコロ」とよむをよしとす。略解「古義等かくよめり。この語は卷九一八〇一」に「語嗣偲繼來處女等賀奥城所吾并見者悲裳古思者」とあり。

○一首の意 明かなり。昔より名高き葛飾の眞間の手兒名の墳墓をば今日は吾來りて見たるが、かくわれも見たれば、これを未だ見ぬ人にも語り告げて知らしめむとなり。

勝牡鹿之眞々乃入江爾、打靡玉藻、菫兼手兒名志所念。

○勝牡鹿乃 長歌の下にいへる如く「カツシカノ」なり。流布本に「牡鹿」とあること前に同じ。

○眞々乃入江爾 「ママノイリエニ」とよむ。「イリエ」といふ語は卷十五三五七八」に「武庫能浦乃伊里江能渚鳥卷十七四〇〇六」に「安麻乃乎夫禰波伊里延許具加遲能於等多可之」卷十四三五四七」に「阿知乃須牟須沙能伊利江乃許母理沼乃」などにしてしるべし。入江とは普通に海湖などの陸へ入りこみたる所をいふなるが、この眞間の地は利根川の側にて海湖の入江といふべき所と見えず。攷證には「このほとり海ちかくして殊に大河にのぞみたれば入江ともいふべし」とあり。されどこの語不可なり。たゞの河岸に對して入江といふ語を用るたりとせば、この語あまりに恣まなりといふべし。或はこの邊までも古は入海なりしならむとの考もあらむか。

されども、この歌の時にかかる邊まで入海たりしものは考へられず。これによりて河の隈回せる水瀦に入江の語を用ゐたる例ありや否やを顧みむ。卷十一「二七五一」の「味乃住渚沙乃入江之荒磯松云々」卷十四「三五四七」の「阿知乃須牟須沙乃伊利江乃許母理沼乃云々」未勘國の相聞歌といふ、すさのいりえは出雲國か紀伊國かの二説ありて一定せねど、紀伊國ならば、延喜式に紀伊國在田郡須佐神社とある神社の附近なるべくこの神社はその地方にては頗る著しき神社にして、その邊は在田川の右岸より深く入り込める窪地にして、古昔、在田川がこの邊までも入り込めることありしならむと思はる。若しかゝる事ありしものとせば、ここに古、すさの入江といふべきものありしならむ。而して、これ即ち河の曲に入江といひし一例と見るべからむ。今この眞間の地も、この邊、江戸川の支流なる眞間川といふ小川の流なる低濕の地にして、その流に沿ひたる地が、細長く東の方にわたりて入江をなしてありしならむと思はるる地勢なり。而してその窪地の北畔に今手兒奈塚といふあり。

○打塵 舊訓「ウチナビク」とよみたり。代匠記は「ウチナビキともよむべきか」といひ、さて曰はく「然よまば二つの意あるべし。一つには、第二に塵曼の體を人丸のよまれたるに、立たれば玉藻の如くとあれば、娘子が體をほむる詞なり。二つには眞間の入江に身を投たるを云ふべし。煩らひて床に臥をなひきこいふしと後にあまたよめり」といへり。されども、その第一の説明の卷二の例は玉藻を以て女をほめたるにて打塵きにて女の立姿をほめたる例はかつてなきことなれば従ふべからず。第二の説明は長く臥したる形容にして、下に藻を刈るといふにあ

はず、いづれも従ひがたし。略解古義は略解をよまぬにや、自己と同じ説なるに、あらぬ説を略解の説として批難せるは輕率なり古義、攷證等は舊訓をよしとせり。それは「打塵くを玉藻の水に流れなびくさまをいへる詞なりと見たるものにしてこれをよしとす。

○玉藻薺兼 「タマモカリケム」とよむ。「玉藻」は卷一以來屢いでたる語にして藻をたゞへていふのみ。意明かなり。手兒名が昔その眞間の入江の玉藻を刈りけむと想像していへるなるが、しかも、ここにわざと玉藻といへるには意味なくばならず。その意は既に契沖のいへる如き、意もありしならむ。惟ふに、この時に其の眞間の入江にある藻を見てかくよめりしならむが、それと同時に、その玉藻の水に打塵くさまを見て女の髪のすがたを連想して(卷二「八七」)「在管裳君乎者將待打塵吾黑髮爾霜乃置萬代日」を見よ、その古より云ひ傳ふる美貌を思ひたるにてもあらむ。

○手兒名志所念 舊訓「テコナシゾオモフ」とあり。代匠記は「テコナシオモホユ」とよみ、童蒙抄は「テコナシシノバル」とよめり。「所」を助詞「ゾ」にあつるは卷十六に二、三あるのみにて本集の常の例にあらず。ここは「所念」二字にて一語をなすものにして「オモホユ」とよむをよしとす。その例は卷一「七」六四以下少からず。

○一首の意 今葛飾の眞間のこの地に来て見れば、その眞間の入江に水に打塵く玉藻を見るがこれにつけても、この玉藻の如くうるはしき髪をもちたる美貌の主手兒名のしのばるるよ。あはれ古、この玉藻を刈りけむ美貌の主手兒名の姿の偲ばるるかな。

和銅四年辛亥河邊宮人見_レ姫島松原美人屍_レ哀慟作歌四首

○和銅四年辛亥 これは卷二「二二八」「二二九」にもある事柄にしてそこには、和銅四年歲次辛亥とあり。

○河邊宮人 卷二「二二八」の詞書にいへり。

○見_レ姫島松原美人屍 卷二の詞書には「姫島松原見_レ嬢子屍」とあり。それは姫島松原にて嬢子の屍を見てよめる歌の義なるが、こゝは姫島松原の美人の屍を見てよめる歌の義なり。事實は同じことをさすなれど、いひ方は同じからず。姫島松原は卷二に説けるが故にいはず。美人は美貌の婦人の義なれど、卷二の「嬢子」にあたるものなれば、ただ「ヲトメ」とよむべきか。

○哀慟作歌 上に哀傷作歌(四二三)悲慟作歌(四二六)とかけると同じ意に止まるものを文字をかねてかけるなるべし。

○四首 ここに四首とありて、次にある歌も四首なり。かく數に於いては合致すれど、次の四首必ずしもこの詞書に合致する歌にあらず。この故に諸家これにつきて種々の説あり。それらの説は左注に行きて論ずることとして次にはたゞその歌の詞の意につきて説き、この詞書と必ずしも合せざる點ありても姑くおきてとはざることとせむ。

(四三四)

加麻_カ幡_ハ夜能_{ヤノ}美保_{ミホ}乃_ノ浦廻_{ウラマエ}之_ノ白管_{シラツツ}仕_シ見_ミ十方_{ジュウハツ}不_ズ恰_{チカ}無人_{ムネヒト}念_{オモヘ}者_ノ 或云_{モトモト}見_ミ者_ノ悲霜_{カナシキ}

無人思丹。

○加麻幡夜能 舊本「カサハヤノ」とよめり。されど「麻」を「サ」とよむことは異例なれば、古寫本には「カマハヤノ」とよめる本少からず。童蒙抄には「五文字假名書にしたるに、中に挾たる一字、麻の字を訓にて讀むべき事心得難し。よりてかまはやはよむ也」といひ、考は「麻」はあさのさをを用ひしか、訓の假字は下の言を用る例なり、又座を誤しにも有べし」といひ、略解は「麻ハ座ノ誤カ」と頭注にいひ、古義は異本に「座」とありとて「座」の誤とし、攷證も「座」の誤とせり。今傳はれる諸の古寫本中「座」の字をかける本一も存せず、古義に異本といへるは如何なる本をさすか、いふか、しきことなり。又「麻」に「サ」の訓ありとの説あれど、こゝの外には集中一も例なきのみならず、他の古典に於いてかつて見ざるところなれば、これまた従ひがたし。かくて「麻」を誤字ならず、又「サ」とよむべからずとせば、「カマハヤノ」とよむより外なきことなるが、「カマハヤ」といふ語の存せりと證すべきものなく、又地名としてもかゝる地ありともきこえず。然らば、「カサハヤ」といふは如何といふに、卷十五に「風速浦船泊之夜作歌二首ありて、その第一首(三六一五)には「風早能_{カサハヤ}良能_{ヨシ}於_オ伎_キ倣_ベ爾_ニ奇_キ里_リ多_タ奈_ナ妣_ヒ家_ケ利_リ」といふあり、卷七「一二二八」に「風早_{カサハヤ}之三穗_{ミホ}乃_ノ浦廻_{ウラマエ}乎_{コト}榜_{フネ}舟_{フネ}之_ノ船_{フネ}人_{ヒト}動_{ユル}浪_{ナミ}立_タ良_{ヨシ}下_{シモ}」とありて上二句は恐らくは同じ地をいふと見えたれば、こゝも「カサハヤノ」とよむべきものならむ。然れど、この儘にては如何にしても「カサハヤノ」とよむべき根據なし。されば、證なきことなれど、字體の類似よりして恐らくは今本すべて「座」を「麻」と書き誤りしものならむと假

定して「カザハヤノ」とよむ。さてこれは地名なりや否や。地名ならば、上の卷十五の風速浦を思ふべきが、これは前後の歌によりて推すに、和名鈔に「安藝國高田郡風速加佐波也」とある地の浦をさすものならむと思はるゝが、みほのうらはそこなりと直ちにいふべくもあらず。ここにいふ所は上にあげたる卷七、一二二八によめると同じ地なるべく思はるるが、それは古義に「紀伊國日高郡の地名なり」といへる如く多くの學者にはこの卷三〇七の詞書にいへる三穗石室のある地と同じと見られてあり。然れども、卷七なるは果して紀伊の地の名なりや否や疑はしき點なきにあらず。これは羈旅作歌九十首のうちにあるものにして、その歌どもは地名なきとあると相交りてあるが、その地名は所々に群をなして、同じ地方の地名をよみたる歌を集めおけり。今それをあぐれば、

- | | | |
|------------------|-----------------|------------------|
| 一一六一、 | 一一六二、圓方 | 一一六三、アユチ方 |
| 一一六四、 | 一一六五、 | 一一六六、眞野ノハキ原 |
| 一一六七、 | 一一六八、 | 一一六九、近江ノ湖 |
| 一一七〇、佐々浪ノ並庫山(近江) | 一一七一、高島三尾勝野(近江) | 一一七二、高島ノ香取浦(近江) |
| 一一七三、丹生ノ河(?) | 一一七四、鹿兒崎 | 一一七五、足柄ノ宮根 |
| 一一七三、海上湯(下總) | 一一七七、若狭ノ三方海 | 一一七八、印南野、日笠浦(播磨) |
| 一一七九、印南野(同) | 一一八〇、淡路島 | 一一八一、龍田山 |
| 一一八二、鞆浦 | 一一八三、同上 | 一一八四、 |

- | | | |
|---------------|--------------|-----------------|
| 一一八五、三津松原 | 一一八六、 | 一一八七、飽浦(紀伊?) |
| 一一八八、遠津濱(?) | 一一八九、居名湊津 | 一一九〇、名子江津 |
| 一一九一、出入の河(?) | 一一九二、信土山(紀) | 一一九三、勢能山 |
| 一一九四、木國狹日鹿ノ浦 | 一一九五、木津妹背山 | 一一九六、 |
| 一一九七、 | 一一九八、 | 一一九七、妹之島、形見浦(?) |
| 一二〇〇、 | 一二〇一、 | 一二〇二、玉之浦(紀伊?) |
| 一二〇三、 | 一二〇四、 | 一二〇五、 |
| 一二〇六、 | 一二〇七、粟島赤石門 | 一二〇八、勢能山(紀) |
| 一二〇九、木川勢能山 | 一二一〇、妹勢山 | 一二一一、妹 |
| 一二一二、足代、絲鹿山 | 一二一三、名草山 | 一二一四、安太、小爲手山 |
| 一二一五、玉津島 | 一二一六、 | 一二一七、玉津島 |
| 一二一八、黒牛海 | 一二一九、若浦 | 一二二〇、湯等 |
| 一二二〇、 | 一二二二、玉津島 | 一二二三、 |
| 一二二四、大葉山(?) | 一二二五、夜申乃方(?) | 一二二六、神ノ前(紀) |
| 一二二七、 | 一二二八、風早三穗浦 | 一二二九、明石 |
| 一二三〇、金之三崎(筑前) | 一二三一、崗水門(同) | 一二三二、 |
| 一二三三、梓島出雲? | 一二三四、 | 一二三五、 |

- 一二三六、小竹島(?)
- 一二三九
- 一二四二
- 一二四五、四可(筑前)
- 一二四八
- 一二三七
- 一二四〇、見諸戸山
- 一二四三
- 一二四六、之加(同上)
- 一二四九、浮沾池(?)
- 一二五〇(紀)
- 一二三八、竹島(近江)
- 一二四一、玄髮山
- 一二四四、木綿山(豊後)
- 一二四七、妹勢能山

以上のうち、一二〇八より、一二二六までの一群は紀伊國の地名をよめるもの、一二二三のみは地名なけれどと見られ、一二二七は地名なくして、その次がこの歌なり。されば、これは順序のうへより紀伊の歌とも見られ、又然らずとも見らるべし。かくて、一二二九が明石にて播磨、一二三〇、一二三一は筑前の地名なり。之を以て見れば、一二二八が必ず紀伊の三穂なりともいひ得べからずして、或は次の明石に照していへば安藝の風早ならむも知れず。古義は風速を地名として、契沖が備後國にこそ風速、浦はあれ、常に風の早き浦といふ心にて風早の浦とつづけいふなりと云れど地名には諸國に同じきが多かるをやといひて、契沖の風早の説を否定したれどこの古義の論法は同じく古義自身の説をも否定しうべきものならむ。即ち風早を地名とせば、紀伊にはその地なくして安藝として、三穂の浦といふをばいづこにもある地勢の名目と見るも不可なき事とならむ。三保の松原(駿河)三保崎、三保關(出雲)など、今も名高き地も少からざるものをや。若し又、三穂の浦を萬葉集中に確かなる地として存するものにとらばこの卷、二九六の歌によりて駿河國の見穂の浦とすべく、紀伊國なるは三穂の石室にして浦にあ

らずともいひうべく、畢竟水掛論に終るに止まるべし。これは攷證にもいへる如く次の歌に「久米能若子」とよめると、上の三〇六の歌にも「久米能若子」とあるに照して同じ地にての詠と見るべきものと考ふといふ根據の上に、この「美保」と彼の「三穂」とを同じ地と見るべきものと考へ、さて一方はその地の石室につきていひ、一方はその地の浦につきていへるものと考ふべきものと思ふ。かくしてその紀伊の三保の地に風早といふ地名なきものと思ふ、ここは契沖説の如く風の早きといふ形容の意にとるべきものと思ふ。風の早きといふは速力のみにつきていふにあらずして風威の烈しきをいふこと神のいち早きなどいふは、はやくならむ。紀伊の三穂の地は、太平洋を眞南にうけたる地なれば風早といふにあたらざるといふべからず。

- 美保乃浦廻之 舊訓「ミホノウラワノ」とよめり。「浦廻」は卷一以來説ける例によりて「ウラミ」とよむべし。「ミホノウラ」の事は、上にいへり。
- 白管仕 「シラツツジ」とよむ。卷十一九〇五に「姫部思咲野爾生白管自」とあるも同じものをさす。白き花のつつじなり。折からそこに咲きてありしならむ。されば、この歌をよみし季節は略知られたり。
- 見十方不恰 舊訓「ミレトモサビシ」とよめり。童蒙抄は「ミレトモカナシ」とし、考は「ミレドモサビシ」とよめり。「不恰」の字面は既に卷二二一七、二二八に見えて「サビシ」とよむべきを論ぜり。ここもそれによるべし。意は後世の「サビシ」に異ならず。
- 無人念者 「ナキヒトオモヘバ」とよむ。童蒙抄は「ナキヒトシノベバ」とよみたれど「念」を「シノブ

とよむは例なし。槻落葉は「ナキヒトモヘバ」とよめり。それにても不可ならず。意は同じく明かなり。

○或云見者悲霜無人思丹　これは或る説には下の二句を「ミレバカナシモナキヒトオモフニ」とありといふなり。意は明かなり。されど本行にまされりと見え、意はもとより大差なし。

○一首の意　この風のいち早き美保の浦邊に咲ける白つつじを見れば、美しく思はるるさまなれど、我は死去せし故人をこれによりて念ひ出づれば、心淋しく思ふことよとなり。「風早にてその早死をあらはし、白つつじにて故人の清楚なる姿を連想せりと見ゆ。」

さてこの歌標題にいへることに該當する歌とせば、姫島松原のあたりを美保の浦といひしことありとせざるべからず。而してこの白つつじを以て、その死美人になぞらへしものとすべきに似たり。然るに、上にいへる如く美保は紀伊國の地名と考へらるれば、この歌と題詞とは吻合せざるなり。

(四三五)

見津見津四久米能若子我伊觸家武磯之草根乃干卷惜裳

○見津見津四「ミツミツシ」とよむ。この語は本集にはこゝ一なれど、古事記中卷神武卷の歌に、「美都美都斯久米能古賀云々美都美都斯久米能古良賀」とみえ、日本紀神武卷にも大體同じ様に「彌都彌都志俱梅能固邏餓」とあり。これは久米の枕詞として古來用たるものなるが、その意は古義にいへるが最も近かるべきが、それも未しきにて「ミツ」は「武威」をいふ語にてそれを重

ねて、形容詞の語幹を構成したるものと思はる。

○久米能若子我「クメノワクコガ」とよむ。「久米能若子」は上にいへる「三〇七」の三穗石室に住みけむ人なり。

○伊觸家武　舊訓「イフレケム」とよみたるを古義に「イフリケム」とよめり。げにも「觸る」といふ語は卷二十四三二八に「伊蘇爾布理宇乃波良和多流」とあるにて古、四段活用なりしことを知るべし。「イ」は接頭辭にして動詞の上に冠すること、伊隱萬代「卷一、二七」伊緣「卷一、三三」伊積流萬代「卷一、一七」伊去至而「卷一、七九」伊波比廻「卷二、一九九」伊行而「卷二、一一三」等例多し。次に「ケム」は過去に在りしことを推測、想像するものなるが今の用法は連體格として下につづくなり。

○磯之草根　「イソノクサネノ」とよむ。略解に「イソノカヤネノ」とよみたれども、こゝはただの草をいふなれば、舊訓の方よしとす。「くさね」といふ語は卷一、一〇にいへり。

○干卷惜裳　「干」字は多くの本「于」字に作れど、誤なること著し。又「惜」字流布本「情」に作れど、誤なり。古寫本のすべて及び活字素本「惜」に作れるを正しとす。よみ方は「カレマクヲシモ」とよむこといふまでもなし。「干」は水の乾かわくにいふ文字なれど、草木の枯るゝも水分のなくなるによるものなれば畢竟一なること既にいへる所なり。これと同じ詞遣なるは卷二、一六八の「皇子乃御門之荒卷惜毛」卷八、一五一七に「秋乃黄葉散莫惜毛」卷二十、四五一三の「左家流安之婢乃知良麻久乎思母」などあり。枯れむことの惜しきとなり。「モ」は係助詞なるが、終止形をとれる用言の下につきて終止するなり。

○一首の意 古名高き久米の若子が、この三穂の岩屋に住みきといふが、そのかみ、その若子がふれたりけむこの磯の草根のかれむことをしきことよとなり。
按ずるにこの歌明かに久米の若子といひたれば婦人の死を弔へる歌にあらず。されば、詞書と全然あはずと知られたり。

(四三六)

人言之繁比日玉有者手爾卷以而不戀有益雄

○人言之 「ヒトゴトノ」とよむ。人の彼是いふ語をいふ。卷二「一六」の「人事乎繁美許知痛美」とあるも同じ。

○繁比日 「シゲキコノコロ」とよむ。「比日」をこの頃とよむ語にあてたるは本集に例甚だ多し。二三の例をあぐれば、卷四「六四八」に「不相見而氣長久成奴比日者奈何好去哉言借吾妹卷六「九四八」に「道毛不出戀比日卷二十一「四一」に「比日之秋朝開爾」などあり。「比日」は元來支那の熟字にして後漢書朱浮傳に「而先建太學造立橫贊ニ同シ舍比日車駕親臨觀饗將以弘時雍之化顯勉進之功也」梁の庾肩吾の謝歷日啓に「斐回厚渥比日爲年」とある、これらの「比日」は元來連日の意に近きものたるべきが後に轉義せしならむ。類聚名義抄には「比日」に「コノゴロ」の訓あり。人言の繁きとは人に彼此といはるゝことのうるさきをいふ意なるが、主觀的に煩はしきをここに客觀的にしげしといへるなり。卷十四「三四六四」に「比等其等乃之氣吉爾余里氏卷四「五四一」に「現世爾波人事繁卷十一「九八三」に「人言者夏野乃草之繁友」など、その語の例なり。

○玉有者 「タマナラバ」とよむ。この語の例は卷二「一五〇」に「玉有者手爾卷持而衣有者脱時無吾戀君曾云々」をはじめ集中に少からず。その意は君が若し玉にてあらばといふなり。

○手爾卷以而 「テニマキモチテ」とよむ。卷四「七二九」に「玉有者手二母將卷乎臂瞻乃世人有者手二卷難石七三四」に「吾念如此而不有者玉二毛我真毛妹之手二所纏牟」卷二十「四三七七」に「阿母刀自母多麻爾母賀母夜伊多太伎且美都良乃奈可爾阿敏麻可麻久母」とあるなどによりてこの意を思ふべし。

○不戀有益雄 舊訓「コヒズアラマシヲ」とよみたるを童蒙抄に「コヒザラマシヲ」とよめり。いづれにてもよしとすべきなれど諸家多く童蒙抄の訓によれり。「ザラマシヲ」の語遣は卷二「一七三」に「高光吾日皇子乃伊座世者島御門者不荒有益乎」をはじめ集中に類例少からず。みな假想の語なり。

○一首の意 攷證に人のいひつる言のいとしげきこのごろ、わが思ふ人のもし玉にありせば、手に巻き持て居て戀ふる事もなく身にそへてあらましもものをといへるにて略つきたり。さてこの歌は攷證に全く戀の歌なれば、この挽歌の部に入べきならぬをいかゞしてここにはみだれ入けん。次の歌もしかなりといへるは尤もの事なり。

(四三七)

妹毛吾毛清之河乃河岸之妹我可悔心者不持

○妹毛吾毛 舊來「イモモワレモ」とよみたるが「イモモアレモ」ともよみうべく、而して「アレ」の方、古萬葉集講義卷第三(四三七)

ければ、その方によるべし。さてこの一句の意は何を語るか。攷證は「妹も吾も心清くちぎれり」といふを清みの川の川の名にいひかけたなりといへり。これは考に「清みはかたみに相思ふ心の疑なきを云」といへるに基づきたることといふまでもなかるべきが、それを事實上の語とする時は下の「妹が悔ゆべき心は持たじ」といふ語は效力なくして不要となるべきものなり。按ずるに、これは「清之河」に對する序の詞たるものにして事實の説明に用ゐたるにあらず。かゝる語は「兒等手乎卷向山」(卷七、一〇九三)「妹等許今木乃嶺」(卷九、一七九五)「吾紐乎妹手以而結八川」(卷七、一一一四)「妹之紐解登結而立田山」(卷十、二二二一)などの例に照して知るべし。或は、これは五音なれば枕詞と見ても可ならむ。

○清之河乃 舊訓「キヨメシノ」とよみたるを代匠記に「キヨミノ川ノ」とよむべし」といひ、童蒙抄には「みそぎし河の」とよめり。童蒙抄は意をとりてよまれしならむが「清字」ミソギ」とよむは無理なり。代匠記の説によるべし。代匠記には「大井河下は桂と忠岑かよめるやうに飛鳥河を淨御原の邊にてはきよみの川とも申べし」といひ、考槻落葉略解等これに従へり。卷二、一六七の「飛鳥之淨之宮」の名に照して考ふれば恐らくは「キヨミ」はその一帶の地の名なりしなるべし。

○河岸之 「カハキシノ」とよみて異義なし。これはその河の岸のくゆる(崩)といふことに因みて、下の「悔ゆ」といふ語を導く序の詞たり。

○妹我可悔 イモガクユベキ」とよむ。この「クユ」は序の詞よりの關係は岸の崩ゆることを以て縁とせるなり。岸のくゆるは「行下二段活用」の語にして、卷十四、三三六六に「可麻久良乃美胡之能佐吉能伊波久歡乃伎美我久由倍伎已許呂波母多自にその例あり。ここの本義の「悔ゆる」は「行上二段活用」の語なること人の知る所なり。「悔ゆ」は先にせし事を後に不可なりと思ふ感情を起すをいふ。

○心者不持 古來「ココロハモタジ」とよみ來れり。上の卷十四、三三六六の歌に照して知るべし。

○一首の意 われは君がわれと契りし事を後悔する如き事あるべき二心は持たじとなり。われらの心はこの河の名の如く清く契りしものにて、しかもたとひ河の岸は崩ゆとも、われらの契はかはらじといふことをこの序の詞の二重になれるうちにふくめりとすべし。而してこの歌また相聞の歌にして挽歌の類にあるべきものと見えず。

右案、年紀並所處、乃娘子屍作歌人名已見上也。但歌辭相違、是非難別、因以累載於茲次焉。

○この左注は既にいへる如く、ここの題詞と歌とが意味の上に於いて合致せぬことにつきて述べたるなり。先づ、

○年紀並所處 とは和銅四年辛亥の年紀と姫島松原といふ場所とをさせるものにしてそれが卷二の挽歌のうちに既に同じく出でたることを思ひて記せるなり。

○乃 諸本みなかくの如くなれど、意通せず。代匠記は「及」の誤ならむといひ、諸本これに従へり。本願寺本には別筆にて「及」と加へたり。「乃」にては意通せざれば誤と考へらる。

○娘子屍　これは卷二には「娘子屍」と書き、この詞書に「美人屍」とかけれど、實は同じ意なればここにかくいへり。

○作歌人　これは作歌の作者にて「河邊宮人」といふ人名卷二とこのこと同じきなり。

○已見上也　これは、同じ年同じ所にて娘子屍を見て、同じ人の歌をよめりといふこと卷二に見えたることをいへるなり。

○但歌辭相違、是非難別　かく、卷二にあげたると、ここにあると歌の辭頗る相違して是非の判斷を下し難きとなり。これは如何にも尤の事にて、詞書によるときは挽歌なるべきに、相聞歌なるもの二首あり、又挽歌といはばいはるべき他の二首の歌にても、娘子につきての詠とは考へられざればなり。

○因以累載於茲次焉　これは卷二に似たるものあれど、これは頗る異なり、しかも、詞書が挽歌のうちに入るべきことを示すが故に、累ねて、この次第に載せたりとなり。即ち題の詞によりて挽歌の類に入れ、和銅四年とあるによりて神龜五年の前にここにおきたりとなり。

さて、この左注によれば、當初よりかく錯亂を有したりしこと明かなりしかど、さかしらるべきにあらねば、上述の如き處置をとれるものにして、止むを得ざるに出でたる穩當の處置といふべし。然るに、考略解、古義などに、或は題詞を改め、或は題詞を削り、或は題詞を加へ、或は左注を削りなどせるものあるはこの左注の精神を十分に知らぬさかしらなり。ただすなほに左注の説を見れば、そのままに諒としておくべきものなり。

神龜五年戊辰太宰帥大伴卿思戀故人歌三首

○神龜五年戊辰　旅人の太宰帥に任ぜられしは神龜三四年の頃ならむと思はれ、この頃筑紫の地に在任せしものと見えたり。

○太宰帥大伴卿　大伴旅人をさすものなるべきこと上にいひたる所なり。

○思戀故人歌　「歌」の字流布本「卿」に作るはその源とせる活字本の誤植による。古寫本すべて正しく「歌」とせり。「故人」とは故舊即ち朋友をいふ意と物故の人即ち死したる人をいふ意とあり。謝朓の詩に「故人心尙爾、故心人不見」とあり。これは古來の説にいふ如く旅人の妻大伴郎女の死せし後にこれを思戀していへるなり。卷八、一四七二の式部大輔石上堅魚朝臣歌の左注に「右神龜五年戊辰太宰帥大伴卿之妻大伴郎女遇病長逝焉。于時　勅使式部大輔石上朝臣堅魚遣太宰府弔喪并賜物也、其事既畢、驛使及府諸卿大夫等共登記夷城而望遊之日乃作此歌」とあり、卷五の卷頭に「太宰帥大伴卿報凶問歌一首ありて、それには神龜五年六月二十三日とあり。さればその任地にて妻の歿せしを知るべし。而して、その石上堅魚の歌には「霍公鳥來鳴令響云々」とあると、上の日付を見れば、この歌は六月以降の詠なるべし。よみ方は「スギニシヒトヲシヌビテヨメルウタ」といふべきか。

愛人纏而師敷細之、吾手枕乎、纏人將有哉。

○愛人 舊訓「ウツクシキヒトノ」とよめり。童蒙抄には「ウルハシキヒトノ」とよみ考、略解等これに従へり。されど槻落葉古義、攷證等は又古來の訓のまゝに「ウツクシキヒトノ」とよむべしとせり。「愛」はその字義は美麗といふことにあらざれば、美麗の意にてよむとせば、「ウツクシキ」にても「ウルハシキ」にても當れりとすべからず。かくて「ウルハシキ」といふ語には美麗の義あれど、愛すべきといふ意は直接に存するものにあらず。「ウツクシキ」は新撰字鏡に「姪美女貌、宇豆久之乎美奈」とあれば、美麗の意にも用ゐられたれど、又卷二十四三九二に「有都久之波波爾」卷五八〇〇に「妻子美禮波米具斯宇都久志」とある、「ウツクシ」は美人といふ義にあらずして、親愛の義なること著しきなり。かくて日本紀孝德卷の歌に「宇都久之伊母我齊明天皇の御製なる「宇都俱之枳阿餓倭柯枳古弘」とあるも美麗なる意にあらずして、親愛の意なりと知られたり。されば「ウツクシキ」とよむべきものなるべし。その意は既にいへるが、これはその歿せし最愛の妻をさしていへることいふまでもなし。

○纏而師 古來「マキテシ」とよみて異説なし。「マク」とは枕とすることにして、この語は卷二二二二に「奥波來依荒磯乎色妙乃枕等卷而奈世流君香聞」にて明かに知らるべく、又卷二八六に「磐根四卷而等をはじめて例少からず。

○敷細之 「シキタヘノ」とよむ。この語は卷一七二の「敷妙之枕之邊」卷二一三五の「敷妙乃衣袖者」一三八の「敷妙之妹之手本乎」一九五の「敷妙乃袖易之君」一九六の「敷妙之袖携」二一七の「布栲乃手枕纏而」二二〇の「敷妙乃枕爾爲而」二二二の「色妙乃枕等卷而等」にて例を見るべし。「細」を「タヘ」にあてたる例はここの外この卷四六〇に「布細之宅」白細之衣袖四七五に「白細爾舍人裝束而」など、以下の卷々に例少からず。按ずるに「細」の一字にて直ちに「タヘ」とよむべきことは義を有せず。これは恐らくは、卷十三三三二四に「大殿矣振放見者白細布飾奉而」卷十一二五一六に「敷細布枕 人事問哉」二五一五「布細布枕動夜不寢思人」などに見ゆる「細布」をもととすべし。細は精細の義にして、細布即ち「タヘ」なるべきを「布」を略して「細」のみにて「タヘ」とせるならむ。「シキタヘ」の義は卷一七二にいへる如く、夜の衣をさすものにして、それより汎く「敷妙の枕」ともいふやうになれるものと見えたり。

○吾手枕乎 「ワガタマクラヲ」とよむに異議なし。「手枕」は「手を枕とすることにして、その假名書の例は卷十四三三六九に「安是加麻可左武許呂勢多麻久良」三四八〇に「可奈之伊毛我多麻久良波奈禮欲太知伎努可母」卷十七三九七八に「妹我多麻久良佐之加倍底」卷二十四四三二に「可奈之伊毛我多麻久良波奈禮阿夜爾可奈之毛」などあり。ここはいふまでもなく旅人が手を枕とするをさす。

○纏人將有哉 「マクヒトアラマヤ」とよみて異議なし。「將有哉」を「アラマヤ」とよむことは卷二二二一〇の「吾忘目八」卷三二四三の「白雲毛三船乃山爾絶日安良米也」等にて知るべし。かくて反語をなすことは既に屢いへり。

○一首の意 吾が親愛なる人の枕としたりしわが手枕をば、枕とする人の他にまたとあらんやあるまじとなり。亡妻を悲しみて、わが最愛の人は故人となりたるが、これにかはる人はまた

とあらじといふなり。言平易なれど感慨深き歌なり。

右一首別去而經數句作歌

○數句「句」は説文に見ゆる如く十日をいふものなれば、數句は數十日の義なり。この左注は右の歌は死別して三四十日を経たる時によめる歌なりといふなり。

(四三九)

應還時者成來京師爾而誰手本乎可吾將枕

○應還時成來 舊訓「カヘルベキトキニハナリヌ」とよめるを代匠記には「カヘルベクトキハナリケリ」とよみ改め、童蒙抄には「カヘルベキトキニハナリケリ」とよみ考は「カヘルベキトキニハナリク」とよみ、槻落葉は「カヘルベキトキハナリキヌ」とよみたり。略解は考のよみ方によれるが、なほ「宣長云、來は去の誤にてなりぬ也」といへりといへり。古義は「成」を「來」の誤寫として「カヘルベキトキハキニケリ」とよめり。されど、ここに文字の異同あるは、古葉略類聚鈔に「成」字なきのみにて他はすべてこの通なるが、古葉略類聚鈔のみを以て絶待の證とはなしがたければ、文字はこのまゝにてよみ方を考ふべし。さて「應」は國語の「ベシ」にあたる助動詞にして、卷一「七五」の「衣應借」に既にその例あり。「來」は「ヌ」とよむべき文字にあらずして、動詞として「ク」とよむか、複語尾として「ケリ」とよむかの二者を出でず。かくて「成來」の二字をよまむに「ナリク」といふ語は雅馴ならず、又「ナリキヌ」とよむも無理なれば「ナリケリ」とよむ外はあるまじ。「者」は「ハ」とも「ニハ」ともよみうべきが、上を「カヘルベキ」とよむ時には「ハ」とよみては語をなさねば、「ニハ」とよまざるべからず。但し、契沖の説の如くせば、「ハ」とよみてもよきに似たり。さて契沖の説の如くせば、連用言を上にして主格等を中間に挟みて、下の用言につゞくものとなるが、かかる用例ありやと見るに、卷四「七四二」に「一重耳妹之將結帶乎尙三重可結吾身者成卷七「一〇九一」に「可融兩者莫零卷八「一四七八」に「花橋乃何時毛珠貫應其實成奈武」二四八九」に「珠爾可貫實爾成二家利」卷十「二一七〇」に「寒毛時者成爾家類可聞」卷十三「三二七三」に「常帶乎三重可結我身者成などあり。これらによれば、契沖の説によりてよむを以て最も適せりとすべし。かへるべき時とはその任期の満ちて京に歸るべき時をいふ。その任期は日本紀寶龜十一年八月の太政官の奏によれば、筑紫太宰の官人の相替は従前四年を限とせしを増して五年とせられたれば、旅人卿の在任の時は滿四年を以て任期とせしものなり。

○京師爾而「ミヤコニテ」とよむ。「ニテ」は「ニ」と「テ」との間に略語あるものにして、卷一「二二」に「常丹毛冀名常處女煮手」とあるその例なるが、ここは「都」に於て「若くは」都に歸りて「都」に行きてなどの意なり。

○誰手本乎可「タガタモトヲカ」とよむ。卷二「一三八」に「敷妙之妹之手本乎云々」とあり。意明かなり。

○吾將枕 舊訓「ワガマクラセム」とよめり。童蒙抄は「ワレハマクラシ」とよみ、槻落葉考は「ワカマクラカム」とよめり。按ずるに「マクラク」といふ語は卷一「六六」に「大伴乃高師能濱乃松之根乎枕

宿村家之所偲由とありてそこに委しくいへるが故にここにただ「マクラカム」とよむべきことをいふに止む。意は枕とせむいふに似たり。

○一首の意 わが任期は終りに近づきて、今や京にかへるべくなりたり。然るにこの地にて最愛の妻を失ひたれば、京師に歸りて誰が手をば我が枕とせむ。共に語ふべき最愛の妻には京に歸りても再び逢ふべきにあらず。普通の歸京ならば、京にて待つ最愛の妻あるべきに、わが歸京はいかにも物淋しきことよとなり。

(四四〇)

在京師荒有家爾一宿者益旅而可辛苦

○在京師 「ミヤコナル」とよみて異説なし。「ミヤコニ在ル」の義なり。意明かなり。

○荒有家爾 「アレタルイヘニ」とよむ。「荒有は卷一「三三」に「荒有京」といへる例あり。これは京を離れて地方に在任する間、その京の家には自ら住むことなかりしが故にかくはいへるものならむが、又その家にかへりても待つ人もなく、凄愴荒涼たる家なるべければかたぐかくいへるものならむ。

○一宿者 「ヒトリネバ」とよむべし。ここの「バ」は未然形につける接續助詞なり。「一」を「ヒトリ」とよむことは卷八の卷末の歌「一六六三」に「手枕不纏一香聞將宿卷九「一六六六」に「一哉君之山道將越」一六九二に「衣片敷一鴨將寐」等例多し。ここにひとりぬるとはその妻を亡ひて孤閨に居ることをいへるものならむ。

○益旅而 「タビニマサリチ」とよむ。意明かなり。下「四五」に「草枕旅爾益而辛苦有家里」といへるは、同じ人のその空しき家にかへりての實感をうたへるにてここに照應するものなり。

○可辛苦 舊訓「クルシカルベシ」とよみたるが、童蒙抄には「カナシカルベシ」とよめり。されど「辛苦は世に知る如く、元來「クルシ」といふ意をなす熟字にして本集にもこれを用ゐたること少からず。その例は上にあげたる外、卷八「一四六七」に「其鳴音乎聞者辛苦母」一五四四に「牽牛之念座良武從情見吾辛苦夜之更降去者等一々あぐべからず。特に卷十「二一八三」の「吾待之黄葉早繼待者辛苦母」と卷十五「三六八二」の「安米都知能可未乎許比都都安禮麻多武波夜伎萬世伎美麻多波久流思母」とを照しあはせてその然ることを知るべし。

○一首の意 京師にあるわが家は、我が住まずして四五年を経たるのみならず、家刀自といはるるわが妻も住まずなりて、この地にて歿したれば、今ここに任期満ちて京に歸りたりともいかにも荒涼たる家といふべきなり。かゝる荒れたる殺風景なる家にて一人宿ぬる事とならば、旅にありて苦しく思ふよりもまさりてくるしからむとなり。それは旅宿にては旅宿なるが故に淋しさも止むを得ずといふあきらめも生ずべきなれど、わが家にありてはさるあきらめの生ぜざるはもとより、亡妻思慕の情旅にての思よりは數層倍甚しかるべきによりてなり。この歌を誦するに言平易にして感傷あまりあり、よき歌といふべし。なほ下の「四五」の歌と相照してこの情を味ふを要す。

右二首臨近向京之時作歌

○この左注は上の二首が京に向ふ時に臨み近づきてよめる歌なり。按ずるに大伴旅人が大納言に兼任せしは天平二年十月一日なる由この卷の末の附録にあり。而してこの卷の下の歌に「天平二年庚午冬十二月太宰帥大伴卿向京上道之時作歌とあれば、この歌はその前なれど、大體天平二年のうたと見るべきものならむ。かく考へ來れば、こゝに詞書と吻合せぬ事生ず。詞書にては神龜五年の詠なりとせり。然るに、この二首は天平二年の詠なるべく思はるるなり。然らばはじめ一首のみが神龜五年妻の歿せし時の詠かといふに、詞書にては三首とあれば、これらすべてをさせること著し。加之、この三首共に「思戀故人歌」といふにはよくあへり。然らば、神龜五年はその任期の末に近かりしが爲かと思はるに、天平二年を四年の任期の末とせば、神龜五年はその中間期なるを以て「臨近向京之時」といふに適せず。これにつきて攷證は「この二首は京にかへらんとせらるゝ時に、天平二年の冬の歌なるを神龜五年の歌の中に加へしはいかにぞやおもはるれど、同じく妻をかなしめる歌なれば、類を以てここに加へしにてもあるべし」といへり。今はかゝる見解より以上にこれを解決すべき案を知らず。

神龜六年己巳左大臣長屋王賜死之後、倉橋部女王作歌一首

○神龜六年己巳 長屋王の事のありしは神龜六年二月にして、その年八月に天平元年と改まり

しものなれば、ここには六年と記せるなり。

○左大臣長屋王 この王は卷一七五の歌の作者にして、そこにいへる如く天武天皇の御孫にして高市皇子の御子なり。左大臣に任ぜられしは神龜元年にして、爾來太政官の上首として國政を料理してありしが、神龜六年に讒にあひて、死を賜はりて五十三歳にて自盡せられ、妃吉備内親王をはじめ、御子膳夫王、桑田王、葛木王、鈎取王等みな自ら縊れたまひしこと史に記せり。

○賜死之後 この賜死は二月十二日(壬戌朔癸酉)なれば、この詠はその後のことなり。

○倉橋部女王 この女王の事父祖傳記すべて知られず。卷八一六一三の歌の詞書に賀茂女王歌一首とありて、それに注して「長屋王之女、母曰阿倍朝臣也」とあり、その左注に「右歌或云、椋橋部女王或云笠縫女王作」とあり。その椋橋部女王とは恐らくは同じ人なるべし。

(四四一)

大皇之命、恐大荒城乃、時爾波不有跡、雲隱座。

○大皇之 「大字流布本、太」とし、神田本、細井本等、天とせるが、その他の古寫本みな、大字にせるをよしとす。よみ方は古來「スメロギノ」とよみたるが、童蒙抄、槻落葉古義、攷證等は「オホキミノ」とよめり。「天皇」とあらば「スメロギ」ともよみつべけれど、大皇とあるは「オホキミ」とよむべきものならむ。この語の例は卷一七九の「天皇乃御命畏」をはじめ多く、假名書の例にて二三をいはば、卷十四三四八〇に「於保伎美乃美己等可思古美卷十五三六四四に於保伎美能美許等可之故美」

卷十七四〇〇八に於保伎美乃美許等可之古美等多くして一々あぐべからず。意は明かなり。

○命恐「ミコトカシヨミ」とよむ。その例上にあげたり。天皇の勅命の恐きによりてなり。

○大荒城乃「オホアラキノ」とよむ。「オホアラキ」といふ語は卷二「一五一」の詞書にある「大殯」の文字にあたるものなることその所にいへる所なるが、殯は説文に「死在棺將遷葬柩賓遇之」とある如く、死亡したまひて後未だ葬り奉らず權殿をつくりておきて賓遇する時をいふ。「アラキ」は「新城」の義なり。

○時爾波不有跡「トキニハアラネド」とよむ。「オホアラキノ時ニハアラネド」とは天命を以てみまかり給ふにあらずして、不時に命をすて給ひしことをいはむとの語なり。

○雲隱座 舊訓「クモカクレマス」とよみたるを楓落葉に「クモガクリマス」とよめり。「カクル」は古語四段活用なりしが故に、楓落葉の説をよしとす。「雲隠る」は雲に隠るる義にして人の死をたとへいふ語なりしこと、この卷「四一六」に「百傳磐余池爾鳴鴨乎今日耳見哉雲隱去牟」四六一に「留不得壽爾之在者敷細乃家從者出而雲隱去寸」などにて見るべし。

○一首の意 天皇の詔命のかしこさに、長屋王は大荒城を營むべき時にあらず、即ち未だ壽命の終るべき時にはあらざれど、詔命によりてみまかり給ひぬとなり。この歌詞の上には何ともなきさまなるが、かへりて悲しく思はるるなり。

悲傷膳部王歌一首

○悲傷「カナシミテ」とよむべし。

○膳部王「カシハテノオホキミ」なり。この王は長屋王の子にして、御母は吉備内親王なり。續日本紀によるに、靈龜元年二月に御母吉備内親王の尊貴なるによりて皇子の列に入れて優遇せられたるが、神龜元年二月には從四位下を授けられたり。續紀の長屋王自盡の際の記事には「癸酉令王自盡。其室二品吉備内親王男從四位下膳夫王、无位桑田王、葛木王、鈎取王等亦自縊」とあるが、その膳夫王即ちこの王にして父王の事に坐して共に自盡せられしなり。この歌はその膳部王の薨去をかなしみてよめるなり。

世間者空物跡、將有登會、此照月者、滿闕爲家流。

(四四二)

○世間者「ヨノナカハ」とよむ。「世間」を「ヨノナカ」とよむことはやく卷二「二一〇」にいへり。

○空物跡「ムナシキモノト」とよむ。この語の例は卷五のはじめの「七九五」に「余能奈可波牟奈之伎母乃等志流等伎子伊與余麻須萬須加奈之可利家理」にて見るべく、又似たる思想は卷五「八〇四」に「余乃奈迦野都禰爾阿利家留」卷六「一〇四五」に「世間乎常無物跡今曾知」卷八「一四五九」に「世間毛常爾師不有者」卷十七「三九六九」に「余能奈可乃都禰之奈家禮婆」卷十九「四二一六」に「世間之無常事者知良牟乎」等にして、この世間は無常にして空しきものなりといふにて佛教の思想に基づくものなること著し。

○將有登會「アラムトゾ」とよむ。意明かなり。「世間は空しき物と有らむ」となり。この「とはか

く観すべき物たりといふ意をあらはさむとて用ゐし助詞なりと見ゆ。「物とあり」は即ち後世の「物たり」なればなり。かくの如きとありはこの卷三四三に「中中二人跡不有者卷十一三〇八六」に「中中二人跡不在者卷七一三八五」に「埋木之不可顯事等不有君」などあり。次の「と即ち」は「あらむとぞ」の「と」は、かくあらむが道理なりと示さむといふ程の心ありていへるなり。即ちこの「と」は或る目的を示す爲に用ゐしなり。

○此照月者「コノテルツキハ」とよむ。「照月」といふ語は卷二二〇七又卷九一六九一などにあり。天にてる月といふ義なるが、これは恐らくは二月十二日に自盡せられたるなれば、その當時まもなき時の詠にして、その時、月の照れるを見てそれに感慨を寓したるものならむ。

○満闕家流「ミチカケシケル」とよむ。上に「曾」の係あるによりて「ケル」と結べるなり。卷十九四一六〇に「天原振左氣見婆照月毛盈具之家里卷七一二七〇」に「隱口乃泊瀬之山丹照月者盈具爲鳥人之常無」とあり。「満闕」は月の満月となり新月となるとてたえず變ずるをいふにて、これを以て世のさまの有爲轉變きはまりなきをたとへていへるなり。

○一首の意 この世間といふものは無常にてはかなき物たりといふことを示さむとてぞ、この天に照る月も満ちたり闕けたりすることなるよ。この膳部王は左大臣家の嫡子として、又御母の縁によりて皇子の待遇をうけて、さばかり榮えたまひしに、父王が讒言にあひたまひて、家も身も滅びましたることはまことに世の無常の道理を實地に示したるものと見ゆとなり。

右一首作者未詳

○これは作者詳かならずといふなり。攷證は前の歌と同じく倉橋部女王なる事明かにして、この左注は誤りなりといへり。如何にしてそれを知り得たるか。何の證も存せざるなり。されば、なほ未詳といふをよしとす。

天平元年己巳、攝津國班田史生丈部龍麿自經死之時、判官大伴宿禰三

中作歌一首并短歌

○天平元年己巳 是即ち神龜六年己巳にして同じ年なることいふまでもなし。然るに彼は神龜六年とし、これは天平元年とせるは改元以前と改元以後とによりて區別をせるなり。この改元は八月癸亥己未朔なれば、五日なりなれば、この事は八月五日以後に起りしものなりと知られたり。

○攝津國 この國名は今「セツツノクニ」とよむなれど、古は「タヅノクニ」とよめり。卷二十四三八三に「都乃久爾乃宇美能奈伎佐爾布奈與曾比」といへるこれなり。攝津國はもと攝津職といひしものにして、職員令に「攝津職帶津國」とあるものこれなり。これは元來難波宮を監理するを主とし同時に津國の政務を掌りしものなれば、左右京職と同格の官廳を設けられそれを「職」と名づけられしが、それは津國の政務をも攝すといふ意にて「攝津職」といひしなり。この

攝津職は後には職の制を止められて、普通の國となりしなるが、それは令集解に注する官符にて延暦十二年三月なるを知る。曰はく、

延暦十二年三月九日官符云、應停攝津職爲國司事。右被右大臣宣稱奉勅難波大宮既停宜改職名爲國云々

とあり、日本紀略にも延暦十二年三月丁亥改攝津職爲國とあるなり。さてかく職の名を停められし時にも津國といはずして文字をもとのまゝ用ゐて攝津國といひて、一種奇異の國名となりしなり。さてここに攝津國といへるは公式にいふ時は延暦十二年以後といふべきに似たり。然るに、この職名を停められしより前に既に攝津國といひたる例も少からず。日本書紀雄略天皇の十七年三月の記事に、攝津國來狹々村あり、清寧天皇の三年三月の記事に、到攝津國とあり、續日本紀和銅四年正月には、攝津國島上郡大原驛島下郡殖村驛の名見え、東大寺正倉院文書には天平七年定と記せる攝津國正稅帳あり、天平十九年二月の法隆寺伽藍緣起并流記資財帳には攝津國菟原郡攝津國雄伴郡あり、續日本紀天平勝寶二年八月の記事には攝津國住吉郡人云々とあり、天平勝寶五年九月の記事には攝津國御津村とあり、天平寶字六年十二月に葬りし石川朝臣年足墓志には攝津國島上郡白髮郷とあり、續日本紀神護景雲二年九月、三年二月の記事には攝津國豐島郡人等の語見えたれば、當時はやく攝津國ともいひしこと知られたり。しかも攝津職と正しくいひたることもとよりなり。日本書紀天武天皇六年十月には、丙大錦下丹比公麿爲攝津職大夫と見え、續日本紀和銅六年九月には、攝津職言といふ記事見ゆ。

なほ天平十五年九月一日の東大寺奴婢帳には攝津職移と見え、天平寶字四年十月廿二日の正倉院文書には攝津職三島上郡と見え、同年十一月十八日の東大寺小櫃文書には東大寺三綱牒攝津職と見え、同五年十月一日の法隆寺緣起資財帳には攝津職住吉郡廿五町と見えたり。かくの如く、當時既に二様に用ゐたること知られたれば、これも、その頃の俗用に隨ひしものと見えたり。

○班田史生 班田とは大化改新の制度によりて、公民たる百姓に口分田を班ち給ふ制度をいふ。その委しきは田令に見えたるが、要は六年毎に調査して舊を收め改めて班ち給するなり。これを掌るは畿内には特別の官署ありて班田使といひ、七道はその國司の任としたり。續日本紀に、天平元年十一月癸巳任京及畿内班田司とあり。これはさきに大寶二年に班田あり、次に六年を経て和銅元年に班田あり、次は和銅七年、次は養老四年、次は神龜三年にして、次は天平四年なるべき順序なるに、天平元年に上の如く班田司の任命ありしを見れば、必ずしも六年毎に收檢する制の嚴守せられざりしを見るべし。史生は今の書記の如き職なり。判任の官にして、二官、八省、諸職、諸寮、諸司等すべての官署にありて公文書を掌る職なり。ここのは班田司所屬の史生たり。

○文部龍麿 「ハセツカベノタツマロ」とよむべし。「文部」といふ郷名、安房國長狹郡にありて和名鈔には波世豆加倍とよみたり。この人の事傳を知らず。文部氏には造の姓なるもありて新撰姓氏錄に天足彦國押人命孫比古意祁豆命後也とあれど、これは姓なければ、身分はさまで高

からざりし人ならむ。丈部氏は卷二十なる遠江駿河相摸安房上總下總の防人に見ゆる氏なるが、上の如く安房の地名にもあれば、この人、その邊の出身なりしものか。なほ下にいふことあるべし。

○自經死之時 「經は楊子方言に「縊也」とありて、これは自ら縊れて死せしなり。よみ方は日本紀雄略卷には「經死をワナキとよませたるによりてかくよむべし」といふ説あれど、新撰字鏡に「縊に注して「絞也、經也久比留」とあれば、なほ「クビル」とよむをよしとすべし。この人何が故に「縊れ死にしかその由知られず、歌によれば罪に死にたるにあらぬことは考へらるれど、詳かなることとは知るによしなし。

○判官 これは班田司の判官なり。判官は第三等の官にて長官次官の命を受けて、その官署の事務一切を實際に處理する任にあるによりて、實務上は重き任にあるものなり。これを國語にて「マツリゴトビト」と訓するはこの故なり。

○大伴宿禰三中 これは宿禰の姓あれば、大伴族人等の一族たることは疑なけれど、その父祖は知られず。續日本紀を見るに、天平九年正月に遣新羅使等の入京せし時の記事に「副使從六位下大伴宿禰三中染病不得入京」とあり、その三月に「遣新羅副使正六位上大伴宿禰三中等四十人拜朝」とあり、なほ天平十二年正月には外從五位下を授けられ、天平十五年六月には兵部少輔となり、天平十六年九月に山陽道巡察使に任ぜられ、十七年六月に太宰少貳となり、十八年四月長門守に任ぜられ、十九年三月刑部省の大判事に任ぜられたり。その班田判官に任ぜられしこ

と史に明かならねど、本集によりてこれを知るべし。

天雲之向伏國、武士登所云人者、皇祖神之御門爾、外重爾立候、内重爾仕奉、玉葛彌遠長祖名文繼往物與、母父爾妻爾子等爾、語而立西日從帶乳根乃、母命者齋忌戶乎前坐置而、一手者木綿取持、一手者和細布奉、平間幸座與、天地乃神祇乞禱、何在歲月日香茵花香君之、半留鳥名津匠來與、立居而待、監人者王之命恐、押光難波國爾、荒玉之年經、左右二白榜衣不干、朝夕在鶴、公者何方爾、念座可鬱蟬乃、惜此世乎、露霜置而往監、時爾不在之天。

○天雲之向伏國 「アマクモノムカブスクニノ」とよむ。卷五八〇〇に「阿摩久毛能牟迦夫周伎波美」卷十三三三二九に「青雲之向伏國」などあり。これは延喜式祈年祭の祝詞に「白雲能墜坐向伏限」とある、その意にて解すべきものにして、これはわれらの眼に映ずる土地のははその見たるままの感じは雲が我れと對したる方に向ひ伏してある如く見ゆるによりて國土のはてをいふなり。

○武士登 舊來「モノノフト」とよみ來りしを古義に「マ斯拉ヲト」とよみ改めたり。されど「武士」の字を「マ斯拉ヲ」とよむこと古來嘗てなきことにて如何なり。「モノノフト」といふ語は卷一五〇に

「物乃布能八十氏河」卷十七三九九一に「物能乃敷能夜蘇等母乃乎能」卷十八四〇九四に「毛能乃布能八十伴雄乎」など假名書の例少からず。その「モノノフ」の意は既にいへる如く、もと文武官の分ちなく、すべて朝廷に仕へ奉る人をいへるものなるが、しかもそれらの人はすべてみな武勇ありて武事をかねざるはなく、一朝事ある場合には皆武人として活動せしが故に、後世武事を主とするものに専らこの名の傳はることになりしならむ。今ここに「武士」の文字をあてたる以上、これは古の「モノノフ」の意即ち汎く官人といふ意にあらずして、なほ武人を主としてさせることは思はざるべからず。

○所云人者 舊訓「イハレシヒトハ」とよみたるが、古義に「イハエシヒトハ」とよめり。いづれにてもよきが、語法の古き方によりて古義に従ふべし。これは古來より、諸國の武士といひて、ほめたゝへられし人はといふ程の意なるべし。

○皇祖 「スメロギノ」とよむ。「スメロギ」といふ語は卷十七四〇〇六に「須賣呂伎能乎須久爾奈禮婆」卷十八四〇九四に「須賣呂伎能神乃美許等能」卷二十四四六五に「須賣呂伎能可未能御代欲利」とあり。この語は上の卷二十の例の如く、ここに「皇祖」とかけるが、又この卷三二〇に「皇神祖」とかき、又卷七一三三に「皇祖神」と書けるが、本義にして、轉じては天皇の義にもなれることは既に述べたる所なり。今この所は文字は元義のまま、皇祖とあれど、實際は天皇をさし奉れるものなり。

○神之御門爾 「カミノミカドニ」なり。「スメロギノカミ」とは天皇をさし奉る。その例は卷一「二

九の「天皇之神之御言能大宮者云々」に既に出で、又卷二「二三〇の「天皇之神之御子之云々」卷十一「二五〇八」に「皇祖乃神御門乎懼見等」又上にあげたる卷十八四〇九四の例、卷二十四四六五の例にて知るべし。「御門」といふは實際の御門をいふもあり、又一部を以て全體をさす意にて皇居をさすこともあり、又政廳としての朝廷をさすこともあり。今この所にいふは宮城の義と思はれたり。

○外重爾 舊訓「トハニ」とよみたるが、「重」字は「ハ」とよむべき由なければ、舊訓は随ふべからず。代匠記に「トノヘニ」と改めよみたるより諸家これに従へるが、四音一句の例の一とすべし。「重」は「千重」「八重」などの「へなれば、トノヘ」とよむは不條理ならず。「外重」といふ語は集中にはここののみなり。されど、古今集なる壬生忠峯の長歌に「みかきよりのへもる身のみかきもり、をさをさしくもおもほえず云々」とありて、皇居の外廓をさすこと著しく、恐らくは古くよりいひ來りし語ならむ。これは次の「内重」に對する語にして、又「ココノヘ」の語によりても考へらるる語にして、宮城の外郭をいふなるべきが、この外郭を守る武士として奉仕せしをいふならむ。宮衛令を見るに「凡應入宮閣門者云々」の義解に「謂衛門所守謂之宮門、兵衛所守謂之閣門」とあり、集解には「古記云外門謂最外四面十二大門也、主當門司謂門部也、其中門謂衛門與衛士共防守也、門始著籍此門也、内門謂兵衛主當門之也、その内門中門外門は即ち内の重の門、中の重の門、外の重の門なるべし。而してその門を守るは衛府の任なることは宮衛令の中の「門司」の義解に「謂衛府也」とあり。衛府は大寶令には未だ近衛府の設なく、衛門府、左右衛士府、左右兵衛府の五府なる

が衛門府は「當諸門禁衛」と規定しあるが、その所管の職名に門部二百人、物部三十人あり、この外重とは實際上にさす所明かにはあらねど、宮城の外廓をさすことは著し。

○立候「候」字流布本「候」とせり。されど、義をなさず。大多數の古寫本に「候」に作れるを正しとするによりて改む。舊訓「タチマチ」とよみたれど、これも義をなさず。代匠記に「タチサモラヒ」とよみたるをよしとす。「タチサモラフ」とつゞけたる例は本集にはここ一のみなるが「サモラフ」といふ語の存せしことは卷二、一九九に「鶉成伊波比廻雖侍候、佐母良比不得者、卷二、四三九八」に「安佐奈藝爾倍牟氣許我牟等佐毛良布等和我乎流等伎爾」によりて見るべし。なほ御門に侍ひしことは卷二、一八四に「東乃多藝能御門爾雖侍」とある如き例に知るべし。但し卷二のは皇太子の宮門に侍ひしもの、このは皇宮の御門なれば、輕重の差はあり。さて立ち候ふとは、皇宮の外郭を守衛する爲に奉仕することをいふ。この事實はかの壬生忠岑の例にて考へうることなるが、忠岑は延喜の頃右衛門府生たりし人なり。ここにいふ所はその文部龍麿が實際に衛門府に屬したりしか否かは明かならず。そは次に「内重云々」ともあればなり。

○内重爾 舊訓「ウチハニ」とよみたれど、義をなさざること既にいへるにおなじ。代匠記に「ウチノヘニ」とよみ、考に「ナカノヘニ」とよみたり。按ずるに、上の「外重爾」に對する語なるは明かなるが「内」は「ウチ」とよむ例にして「ナカ」とよむべきにあらねば、代匠記の説に従ふべし。上に引ける令の集解の文によれば、「内門」のある所が「ウチノヘ」「中門」のある所が「ナカノヘ」「外門」のある所が「トノヘ」にして「ナカノヘ」「ウチノヘ」は各別なるものの如く考へられざるにあらねど、ここは歌詞にして嚴密に制度をあてて論ずべきにもあらねば、外重に對して、その内なるを「中重」とも「内重」ともいひうべきなり。「中重」なる語は寛平遺誠侍中群要等に見ゆれど、本集にはその例なく、「ウチノヘ」といふ語は卷九、一七四〇に「海若神之宮乃内隔之細有殿」といふがあり。これ禁門内をさすなり。

○仕奉 舊訓には上の「内重爾仕奉」を一句としてこの二字ただ「ツカヘ」とよめり、されど「内重爾」にて一句、この二字にて一句なるべきものなり。これを代匠記には「ツカヘマツリテ」とよみ、楓落葉は「ツカヘマツリ」とよめるが「マツリテ」とよむときはここに一往一括する如き意となるが、ここは、なほ下に重ねいふ語法なれば、楓落葉によるべし。意は明かなり。さてここに内重に仕奉るといひ、上に外重に立候ふといふは如何にといふに略解に「龍麿は衛門府の門部か物部より兵衛府にも轉りしなるべし」といへり。内重に奉仕すとは兵衛府か衛士府かの職なるべきこといふまでもなけれど、龍麿が、かく外重を守る職より内重を守る職に轉じたりといふ事をいへるものとは思はれず。それは軍防令に「凡兵士向京者名衛士」とありてその衛士は又衛士至京日兵部先檢閱戎具分配三府」とあり。三府とは衛門左右衛士府の三府なり。而して職員令には明かに衛門府左右衛士府の下に衛士とあり。「兵衛は別にして、軍防令に國司、郡司子弟強轉便於弓馬者郡別一人貢之」とあり。職員令によれば右左兵衛府各四百人宛の兵衛ありて衛士はこの府にはなし。されば、略解の説は信ずべからず。ここは言のあやにて或は内重に或は外重に奉仕すといふに止まるべし。さて、この人が、かく武士の出身にして、班田史生

たる文官に任ずることを以て見れば、これはただの衛士にあらずして兵衛なりしならむことは疑ふべからず。軍防令に「凡兵衛每至考滿兵部按練隨文武所能具爲等級申官。堪理時務者量才處分」とあり。その義解に「謂量其才能任文武官」とあり。而して兵衛の身體虛弱なるものは宿衛を免じて郡司に任ぜられたることありしことも令に見えたり。今これらの事を以て考ふれば、兵衛は國にかへれば郡司たることをうる階級の人物にして、この才能あれば中央政府にも任官せしことこれにて知られたり。かくて考ふれば龍鷹は兵衛として貢せられし人物にて、はじめより衛門府衛士府の人にはあざりしならむ。然るときはますく、外重内重云云は語のあやにして、一般の武士たる衛士兵衛たるものに通じいひしに止まるものと見ざるべからず。

かくの如く考へ來れば、文部龍鷹はその出身よりしてある國の郡司の子弟たりしこと殆ど疑ふべからざるものとなる。されど、この事は龍鷹につきていひしに止まり、本文に直接關係ある點は諸國より貢せし武人たりといふにて足れり。

○玉葛 「タマカヅラ」とよむ。この語は卷二「一〇一」「二〇二」にも見えたる如く、ただ葛をほめていふに止まるが、その蔓の長くはえわたるによりて、「絶事無(卷三三二四卷六九二〇)の枕詞とし、又この如く彌遠長の枕詞ともせり。

○彌遠長 「イヤトホナガク」とよむ。この語の例は卷二「一九六」に「天地之彌遠長久」をはじめ卷十「三三五六」に「不盡能彌乃伊夜等保奈我伎夜麻治乎毛」など稀ならず。時間の甚しく長く遠く

つづくことにいふ。

○祖名文 「オヤノナモ」とよむ。「オヤ」は古は直接の兩親のみならず、祖先を汎くもいへるが故に「祖」字をもよめり。卷十八「四〇九四」に「入子者祖名不絶、大君爾麻都呂布物能等」卷二十四「四六五」に「牟奈許等母於夜乃名多都奈大伴乃宇治等名爾於徹流麻須良乎能等母」などの例なり。

○繼往物與 「ツギユクモノト」とよむ。先祖の名を繼ぎてその名をおとさず、遠長くその名譽を傳へゆくものなりといふなり。卷十八「四〇九四」に「入子者祖名不絶、大君爾麻都呂布物能等」又續紀卷十五、天平十五年五月の宣命に「祖名乎戴持而天地與共爾長久遠仕奉禮等云々」(第十一詔)又卷廿五天平寶字八年九月の宣命に「天人止之天己我先祖乃名乎興繼比呂米武止不念阿流方不在(廿八詔)など、皆このこと同じ心なり。さてこの「と」は下の「語」につゞく語遣なり。

○母父爾 舊訓「ハ、チ、ニ」とよみたるが、考略解は「オモチ、ニ」とよみ、攷證は「チ、ハ、ニ」とよめり。按ずるに「チチハ、」といふ語遣は古よりあれど、それをわざく「母父」とかくべきにあらず。支那の字例も「父母」とこそあれ「母父」といふ熟字のあるを知らず。この故に若し「チチハ、」とよむべきものならば、必ず「父母」とかきてあるべくわざく「母父」とかくべからず。而して又「ハ、チ、」といふ語の例を見ざれば、考略解などの「オモチチ」のよみ方をよしとす。卷二十四「四〇二」に「伊波負伊能知波意毛知々我多米」とあるが、その例にして「四三七六」の「阿母志志爾己等麻乎佐受且伊麻叙久夜之氣」(四三七八)の「阿母志志可多麻乃須我多波和須例西奈布母」の「アモシシ」はその「オモチチ」の訛なり。攷證は「これらは皆國ぶりの歌にて方言ならんもしりがたければこ

にはとりがたし」といひたれど、母を「オモ」といふことは古言にして、例多きことにして、こと「父」と重ね用ゐたるものなれば、これを否認するは無理なり。かくて「母父」とかけるはこの外、卷十三に「三三三六」「三三三七」「三三三九或本歌」「三三四〇」もあり。これをすべて「チチハハ」といふことは無理なりといふべし。

○妻爾子等爾「ツマニコドモニ」とよむ。意明かなり。母父に語ひ、妻に語ひ、子供に語ひといふべきをかくの如くいへるなり。卷十三に「三三三七」の「母父毛妻毛子等毛高高二來跡待異六人之悲沙」とあり。

○語而「カタラヒテ」とよむ。意明かなり。以上は國々より上京する衛士兵衛たる者の平素の心得として語り草とする所を龍麿がその父母妻子によく／＼語ひおきて上京せしさまに述べたるものなり。

○立西日從「タチニシヒヨリ」とよむ。「タツ」とは今もいふ如く旅に出で立つをいふ。卷十七「三九九」に「美夜故弊爾多都日知可豆久」卷四「五七〇」に「山跡邊君之立日乃近者」などその例なり。龍麿旅立したりし日よりいふなり。

○帶乳根乃「タラチネノ」とよみて異説なし。この語の假名書の例は「多良知禰乃波波能美許等乃」卷十七「三九六二」多良知禰乃波波乎和加例且」卷二十「四三四八」多良知禰能波波母都末良母」(卷十五「三六九一」)などあり。又卷十三「三二五八」に「帶乳根笑母之養蠶之眉隱」とあるもおなじ語なり。「帶を」タラの語にあつるは古事記序文に「亦於姓日下謂致沙訶於名帶字謂多羅斯如是之

類隨本不改」といへる如く、古來帶の字を「タラシ」とよみ來れるものにしてたとへば神功皇后の御名を息長帶姫命とかけるその一例なり。その「タラシ」の「タラ」をかりてここにかけりと見えたり。さてこれは誰も知る如く「ハ」の枕詞なるが、かく枕詞とする意につきては冠辭考にいふ「ヒタラシネ」の略轉なりといふが汎く行はるる所なるが、古義は足根なりといへり。されど十分に首肯せられず。なほ研究の餘地あり。後賢の努力に俟つ。

○母命者「ハハノミコトハ」なり。卷十九「四一六四」に「波播蘇葉乃母能美己」等卷十七「三九六二」に「多良知禰乃波波能美許等乃」など母の命といへる例なほあり。又卷五「七九四」に「伊毛能美許等」卷十七「三九六二」に「都麻能美許登」卷十七「三九五七」に「奈弟乃美許等」など「みこと」を加へていへる例少からず。「みこと」はその人のことをさす意にての尊稱の語とせるなり。

○齋忌戸乎「イハヒヘチ」とよむ。「イハヒヘ」はこの卷「三七九」「四二〇」卷九「一七九〇」卷十三「三二八四」に「齊戸をかき」卷十三「三二八八」に「忌戸とかきたり。「齋忌」二字にて「イハヒ」の語をよくあらはすといふべし。その義既にいへり。

○前坐置而「マヘニスエオキテ」とよむ。「坐」はスウルなり。字義あきらかなるが、ここにいふ前は下の「天地乃神祇」に對していへるにてその「イハヒヘ」を天地の神の前に坐ゑおくなり。「坐う」とは「三七九」の歌に「齊戸乎忌穿居」といへるにおなじく、その瓶を地上に安定せしむべく坐ゑおくをいふ。

○一手者「舊訓」ヒトテニハ」とよみ諸家異説なし。されど、細井本には「カタテニハ」とも訓せりと

いふ。文字のまゝにていはゞ「ヒトテ」といふに異議あるまじき様に見ゆれども、「ヒトテ」といふ語の假名書の例は本集にもなく、又兩手に對して古來左右一方の手を「ヒトテ」といへる例もきかず。案ずるに、「二手」(卷三「一三八」)「左右手」(卷七「一一八九」)等を「マテ」とよむに照せば、「一手」は「カタテ」といふべきものなり。かく左右相並べる物につきてはその揃へるを「マ」とも「モロ」ともいひ、その一のみなる時に「カタ」といふこと古語の常なるは「眞帆」「片帆」「眞屋」「兩下」「片屋」などに見るべきなり。かくて今は「兩手」「片手」といひて「ま手」といふ語は用ゐぬやうになれど、「カタテ」といふは今も用ゐるなり。この「カタテ」といふ語は今日は卑俗の語の如くに思はれてあれど、「マテ」に對しての古語は必ず「カタテ」ならざるべからざるなり。今、ここは明かに「カタテ」の意にして「ヒトテ」といふは當らずとす。「カタテ」といふ語は平安朝には盛んに用ゐたるものにして、枕草子、源氏物語等にもその例を見る。而して、今いふ「カタテ」の意に「ヒトテ」といふ語を用ゐたりとは見えず。今兩方の目を一語にていふ語はなけれど、一方の目を「カタ目」といひ(これも古語なり)「ヒト目」とはいはず、「ヒト目」といふは兩方の目を一度はたらかすといふ意に用ゐるが、これも古語のまゝなりといふべし。弓矢の道にて一手といふことあれど、それは甲乙二本の矢を同時に手にするよりいふものにして、その一本なるときにはこれ亦片手矢(萬葉集十二)又は片矢といふなることは堀川次郎百首に「はるされはかたやたはさみ、ともねうちわかち弓のかすそかさなる」(仲實)にても知るべし。又「足」にしても足一本を「ヒトアシ」とはいはずして「カタアシ」といふことこれ亦古來の例なり。さればこれは「カタテニハ」とよむべきものなること著し。

○木綿取持 舊訓「ユフトリモチテ」とありしを考に「ユフトリモチ」とせり。これも下の同趣の語に重ぬる語法なれば、考の説をよしとす。「木綿」は上に屢説けるが、神に奉る料なることいふまでもなし。

○和細布奉 和細布を舊訓「ヤマトホソヌノ」とよめり。管見は「ニキタヘノヌノ」とよみ、代匠記これに同じたるが、考は上の四字を一句として「ニギタヘマツリ」とよめり。これに従ふべし。「和細布」を「ニギタヘ」とよむべきことはこの歌より五首前の歌(四三八)の「敷細」の「細」を「タヘ」とよむことにつきての説明の中にいへり。さてこの和妙も神に奉る料たることいふまでもなし。

○平 この字殆どすべての本皆「乎」に作れるが、神田本に「平」とあり。「乎」としては意をなさず、句をなさざれば「平」の誤りと認めらる。考は「平」を正しとして「タヒラケク」とよませたり。これによるべく思はる。卷二十四四〇八に「多比良氣久於夜波伊麻作禰」(四四〇九)に「多比良氣久布奈泥波之奴等」(卷五八九七)に「内限者平氣久安久母阿良牟遠」とある、その假名書の例は母がその子の旅中の平安を神に祈るといふなれば、卷十七三九五七に「平久伊婆比底待登」(卷十九四二四五)に「平久率而可徹理麻世毛等能國家爾」などによりてその心を見るべし。

○間幸座與 「マサキクマセト」とよむ。「間」は音をかりたるのみにて「眞」の意の接頭辭なり。「マサキク」の語は卷二「一四一」に「眞幸有者」あり。その假名の例は卷十七三九五八に「麻佐吉久登伊比底之物乎」(卷二十四二三一)に「麻佐吉久母波夜久伊多里」などあり。「サキク」は卷一「三〇」の「雖幸」

有にはじめて見ゆるが、無事平安にあるをいふ。

○天地乃神祇乞禱 舊訓「アメツチノカミニコヒノミ」とよみ、多くの學者この訓によれり。されど、管見には「カミヲ」とよみ、楓落葉、攷證等これによれり。「天地」神祇の訓には異議なければいはず。ここは字の面に「チ」も「ミ」もなきに加へてよむものなるが、それは下の「コヒノム」に對する補格を示す助詞として加ふるものなれば、この頃の語遣としていづれを用ゐしかを考へざるべからず。然るに、下の「コヒノム」は「コヒ」と「ノム」との二の動詞よりなるものなれば、「コヒ」に對する場合、「ノム」に對する場合との二方面に考へ及ぼさざるべからず。かくて、「のむ」即ち「マ行四段活用」に對して如何にいひたるかを見るに、卷十三「三二八八」に「玄黃之神祇ニ衣吾祈甚毛爲便無見」の例にては、「ニ」助詞を用ゐたれど、卷十一「二六六〇」に「千石破神社乎不祈日者無」二六六二に「千羽八振神社乎不禱日者無」卷十三「三二八四」に「天地之神祇乎曾吾祈」とありて、「ヲ」を用ゐたる例の方多し。又、「こふ」即ち「ハ行四段の請ふ」に對して如何にいひたるかと見るに、卷十三「三二八六」に「天地之神乎曾吾乞」卷十五「三六八二」に「安米都知能可未乎許比都安禮麻多武」の如く、「ヲ」のみの例を見る。更に、「コヒノム」といふ連語にては、卷十三「三二四一」に「天地乎數乞禱」卷二十「四四九九」に「安米都知乃可未乎許比能美奈我久等曾於毛布」といふ例のみなり。これらによれば、「ヲ」といふ助詞を用ゐるをよしとすべし。「コヒノム」の語の假名書の例は上にあげたるにて知るべく、「コヒ」は今もいふ語なれば、説明するまでもあらざるべし。「のむ」といふ語は日本紀崇神天皇十年九月の條に「叩頭曰我君」とあるに對しての自注に「叩頭此云廻務」とあるにてその語の意を知るべし。「叩頭」は支那の熟字にして周禮の鄭玄注に「頓首如今叩頭之類首叩地也」とある。如く、頭を地につけて禮する義なりと知られたり。さて國語の「のむ」といふ語の義は如何と見るに、上にあげたる萬葉集の例はいづれも神に祈請することにてあり、又「祈禱」の文字もその意に用ゐられたるものなれど、日本紀の文に見る如く、人に對してもいふ語なれば、「祈禱」の字義のうちより神に對する分を捨象して考ふべきならむ。「祈」字説文に「求福也」と注し、爾雅に「叫也」と注し、又詩大雅の用例によれば、報告の意にもなれり。「禱」字は説文「告事求福也」とあり。この「福」といふ字は既に「神」に對する義あるものなれど、これはひろく善事と見るをうべきなり。然らば、「祈禱」の文字より神といふことを捨象すれば、事を告げて福を求むる意とすべし。わが「ノム」といふ語の意は恐らくはこの義ならむ。然るに日本紀に「叩頭」をこれにあてたるはこれその「のむ」といふことを表する動作を示す語としてあてたるなるべし。然るにこの「のむ」といふ語は平安朝以後の文獻にかつて見ざるは如何と考ふるに、これは或は亡び失せたるが爲の如くに思はるれど、實はさにあらずして今の「タノム」といふ語にかはれるならむ。「タノム」の「タ」は「タナビク」タスク「タモトホル」タヨル「タバカル」などの「タ」におなじき接頭辭にして「タノム」の本語は「ノム」にあるべし。平安朝の「たのむ」は「のむ」よりは少しく意味の汎くなれる點ありと見ゆれど、ここ「のむ」の意なるものもとより存するなり。近世の「たのむ」は殆ど全くここ「のむ」に似たり。その點より見ても、その「ヲ」助詞を伴ふことをよしとすべし。

○何在 古來「イカナラム」とよみたるを古義に「イカナアラム」とよめり。意はかはらねど、古義に

いへる如く卷五八一〇の「伊可爾安良武日能等伎爾可母」の例によりてよむべし。

○歲月日香 古來「トシノツキヒカ」とよみ、重蒙抄は「トシツキヒニカ」とよみ、略解古義これに従ひ考は「トシツキヒニカ」とよめり。されど槻落葉、攷證は舊訓によれり。これにはその假名書の例なく、いづれにも大差なきが如くなれど、年と月とを同じ格にならべいびたりとするを穩かとするれば、重蒙抄の説に従ふべし。「ニ」を前後の關係より加へてよむこと上に屢例を見たり。

○茵花 古來「ツツジバナ」とよめり。「茵」は一字にては「シトネ」にして「ツツジ」にあらねど、「茵芋」の二字熟しては本草和名に「和名爾都々之一名乎加都々之」とある(和名類聚鈔同)が如く、「ツツジ」にあたるものなり。されば正しくは茵芋花といふべきを、かく茵花とせるならむ。しかもこれは支那にて石榴花を榴花といひ、棕櫚花を棕花といひ、蕎麥花を蕎花といへるに照して考ふれば、これも或は支那にて既に用ゐし熟字ならむ。但しその實證は未だ見ず。

○香君之 舊訓「ニホヘルキミガ」とよみたり。略解には「宣長は香をかぐはしと訓べし。たゞくはしといふべきをかぐはしといへる例有といへり」といへり。されど、諸家みな舊によれり。「香」の字を本集について見るに、「カクハシ」にあてたるは卷十九、四一、六九に「花橋乃香吉於夜能御言」あり。「香」の字はいかにも「ニホフ」とも「カグハシ」ともよみうるさまなるによりて、そのいづれによるべきかは容易にいひがたし。按ずるに卷十三、三三〇、五に「茵花香未通女」とあるは、古來「ニホヘルヲトメ」とよみ、近來「ニホヒヲトメ」とよめるものなり。ここに顧みるべきは「茵花」と上に在る場合に、下にいかなる語を用ゐるかといふことなり。これが傍例としては卷十三、三三

○九に「都追慈花爾太遙越賣」とある一例を見るのみなれど、同卷の「三三〇五」のよみ方は略定めらるべし。又卷九、一六、九四の「細比禮乃驚坂山白菅自吾爾尼保波」卷六、九七一の「丹管士乃將薰時能」に照して考ふれば、ここにも「ニホフ」といふ語の方縁近しと見えれば、舊訓による。しかも「ニホヘル」とよまむには「香」の下に「有在」などの有るべき筈なれば、異例に屬す。「ニホフ」は元來色の艶なるをいふ語なれば、ここもその容顏のうるはしき君といふ義なりと見ゆ。

○牛留鳥 舊訓「ヒクアミノ」とよめり。管見は「クロアミノ」とよみ、考は上の「之」と「牛」とを一として「牽」の誤とし、訓は舊訓によれり。槻落葉は考によれるが、頭注には「牛留を爾富の誤として、ニホトリノ」といふべしといへり。字音辨證には「牛」は「ク」留に「ロ」の音ありとして「クロトリ」とよませたり。これは下の「ナヅサヒ」に連ねて考ふれば、たとへば、卷十五、三六、二七の「柔保等里能奈豆左比由氣婆」卷四、五〇、九の「鳥自物魚津左比去者」卷十五、三六、二五の「於伎爾奈都佐布可母須良母」卷十二、二九、四七の左注に「爾保鳥之奈津柴比來乎」とある如く、水鳥に縁ある語と考へらるるものにして、「牛留鳥」とあるもなほある水鳥の名ならむと考へられざるにあらず。然るときは辨證にいへる如く、「牛」に「ク」の音ありと考ふことは不當とも見え、留に「ロ」の音あることは和名鈔に「若榴一名安若榴音留佐久呂」とあるが、「石榴」即ち「サクロ」の音にあたるものといふべく、大神宮儀式帳に「佐古久志留」と書けるは「橋劍」にして古語拾遺に「皇親神留伎命」とあるは祝詞に「神漏伎命」と書けるにおなじく「留」に「ロ」の音ありといふをうべし。かくて「クロトリ」といふのは土佐日記によれば、海上に浮べる水鳥なること著しく、和名鈔にも「鶉」に注して「漢語抄云久呂止利」とも

「黑色水鳥名也」とあれば、まさしくこゝに當るものとも見られたり。されど、ここに疑しきは「留」字は本集に用ゐたること頗る頻繁なれど、「ロ」に用ゐたりとすべきもの他に一も存せざることなり。又他の説をかへりみるに、「留鳥」を「アミ」にあてたるは卷十一「二七四三」の左注に「或本韻曰：留鳥浦之海部爾有益男」とあるがそれなりといはれ、これは外により方もあらざれば、これも否定すべからず。されど、その上の「牛」はよみうべからず。されば、未だ確證とは認めがたけれど、姑く「クロトリ」とよむ説に従ふ。

○名津匠來與「ナヅサヒコム」とよむ。「匠」は入聲合韻の字にて、「サフ」の音なれば、これを「サヒ」に假り用ゐたること、地名の「始羅阿比良」(大隅郡名)「揖保伊比保」(播磨郡名)「雜賀サヒカ」(紀伊村人名)の「藤原字合」又「馬養」と書けり又本集卷七「一二七三」の「雜豆臘漢女乎座而」の例にて知るべし。「與」は漢語の助詞たるを用ゐたるなり。「ナヅサフ」といふ語の意は上の「四三〇」の「吉野川與名豆颯」の下にいへる如く、明かには知られてあらぬものなるが、そこにもいへる如く、この語は水邊に關する語と見ゆるものにして、上の如く水鳥の縁になれるもの多きも亦その意によるものと見らる。而してそこにもいひたる如く水上に漂ふか浮ぶかの意なるが最も近き筈なり。然らばここは如何に解すべきか。考は「遠き都道を漸歸來ん事を網を漸に引よするに譬たり」といひ、楓落葉略解などこれに隨ひたれど、これは上を「ひくあみ」とよみての上の事なれば、隨ひがたし。新考は「ナヅサフ」は艱むことなり。ここはただ來ムとのみ云ひて可なるを上代の旅行は艱難なるものなれば「ナヅサヒ」を添へたるなり」といへり。されど、これも亦證なきことなり。

り。これは前にもいへる如く本集の用例につきていはば水上に浮ぶか、水に沿ふかの二者のうちを離れざるものなれば、なほその意に解する外に方法あるまじ。今、之を卷六一〇一六に「海原之遠渡乎遊士之遊乎見登莫津左比曾來之」とある歌に照して考ふれば、海上遠き所より渡り行くをいふものと考ふべきに似たり。かくして若し、この龍麿を安房上總邊の出身とせば、その地に歸らんには主として海路によるべきものなれば、ここに水上を行くか、若くは海邊を傳へ行くかの二者の一たることを失はずして「ナヅサフ」の語義にそむかざるを見るべし。この「ナヅサヒコム」は龍麿の郷里の人が龍麿のいづれの日か海上を「ナヅサヒ」つゝ歸り來むかと待つなり。

○立居而 古來「タチテキテ」とよめり。代匠記には「タチキツ」とよむべしといひ、「而」を「ツ」とよめる例ありといひたれど、舊訓に「而」を「ツ」とよませたる例十一「二八三二」「三三二四七」にあるのみにしてそれも必ず「ツ」とよむべきものにあらず。この故に契沖の説は隨ひがたし。「タチテキテ」の例はこの卷「三七二」に「立而居而念會吾爲流」四一〇に「立而居而後雖悔」あり。その下に「いへる如く、思ひわづらひさま」の事をするをいふ。

○待監人者「マチケムヒトハ」とよむ。「監」は吳音「ケム」なるを借れるなり。「ケム」は過去に或る事の存せしならむと想像する意をあらはす複語尾なり。今は龍麿は過去の人となりたるが、その生前にこの親たちが、今か還らむと待ちたりけむと想像してかくはいへるなり。ここに「いふ」は親たちの上述の如くにしてかへるをまちけむその人といふことにして龍麿をさせる

なり。

○王之命恐 オホキミノミコトカシコミとよむ。そのよみ方は上來例少からず。この語の意も上の「四四一」の第一、二句に準じて知るべし。

○押光 舊訓「オシテルヤ」とよめり。本集に「オシテルヤ」と必ずよむべく「哉」を加へたるもあれど、この如く「ヤ」に當る字なきも少からず。それらは卷二十「四三六〇」の「於之」且「流難波乃久爾爾」とあると、古事記仁徳卷の大御歌「淡志且流夜那爾波能佐岐用」を日本紀なるには「於辭氏屢那耳破能瑳耆能」とあるとにてここは「オシテル」とよみてよきものと知るべし。さてこれは「ナニハ」の枕詞なることは古來知られたる所なるが、その意につきては諸説紛々として歸する所なし。これが説明の上に参考とすべきは卷十一「二六七九」に「窓超爾月臨照而」卷八「一四八〇」に「我屋戸爾月押照有」とある語なり。これは又卷七「一〇七四」の「春日山押而照有此月者云々」とある語とも相通するものにして月光の隈なく照り渡ることをいへるものなることは疑ふべからず。この意による時は代匠記に「應神天皇輕島豐明宮に天下を知召し、又難波にも大隅宮を造りてより、御幸せさせ玉へり。されば押照の義ならむ」といへるが最も近きものならむ。

○難波國爾 「ナニハノクニニ」なり。「ナニハノクニ」は日本紀神武卷に「戊午年春二月丁酉朔丁未皇師遂東、舳艫相接方到難波之崎、會有奔潮太急、因以名爲浪速國、亦曰浪華、今謂難波訛」とあり。その地域は如何といふに古難波大郡といひしは後の東生郡、難波小郡といひしは後の西成郡なれば、その二郡にわたりし地が、略古の難波國なりしならむ。これは日本紀には古くは「ナニハヤ」といひしものといふが、果して然るか否かは明らかならねど「ナニハ」といひしことはこの文字に知られたり。「難」は平聲寒韻の音にして、音尾は「ハ」なれば、「蘭」を「ラニ」丸を「ワニ」丹を「タニ」といふが如く、「ナニ」なることある道理なり。本集にても、卷十三「三二四九」に「式島乃山跡乃土丹人二有年念者難可將嗟」三「二六五」に「吾哉難二加還而將成」など用るたり。さてここに難波國とあり、詞書に攝津國とあるが、古の難波國は後の攝津國の一部となりたれど、攝津國の中心は難波宮にありたれば、かくはいひたるにて、實は攝津國をいへるなること著し。

○荒玉之 「アラタマノ」とよむ。これは卷五「八八一」の「阿良多麻能吉倍由久等志乃」卷十五「三六八三」の「安良多麻乃多都追奇其等爾」卷十七「三九七九」の「安良多麻乃登之可弊流麻泥」など假名書の例もあり、又卷十一「二四一〇」に「璞之年者竟杼」卷十二「二九五六」に「未玉之年月兼而」などもかけり。これは「年」「日」などの枕詞なること世に知られたる所なれど、その意義についてはまた諸説紛々たり。されど枕詞なるものは哲學上の用語などの如く、深き理由ありて用るたりとは思はれず。今この枕詞の爲に用るたる文字を見るに、假名書のものとは別としてその他は「荒玉」卷四「五八七」荒珠乃「卷十」二〇八九「鹿玉」卷十二「二三八五」璞「荒珠」卷十七「三九七八」未玉とあるに限れり。これらの文字はさまざまあるに似たれど、歸する所は一なり。「荒玉」「荒珠」「荒璞」「鹿玉」は「荒」鹿の字に於いて共通せり。この「荒」「鹿」の「荒」は國語にては十分に彫琢を加へぬに用るる語なれば、「荒玉」は未だ彫琢せぬ玉の義とも解すべし。而して「璞」の字は、玉篇に「玉未治者」とあれば、「荒玉」の國語にまさしく一致す。而して和名鈔には「璞」に「阿良太萬の訓ありて」「未理也」と注せり。

未玉は「未治玉」の義なるべくしてこれまた璞と同義ならむ。ここに於いてこれらすべて未だ彫琢を加へぬ玉の義なるを見る。按ずるに、この枕詞の本義は古來の説に「璞……和名鈔に阿良太萬玉未理也とありて生れたるままの玉といふなり。されば砥にかけて磨ぐものなればなり」歌袋にいふといへるをよしとす。即ちこれはもと砥にかけていへるまでにして「としの枕詞とすることの慣例となりて後、月日などにも轉用せらるるに至りしものなるべし。

○年經左右二「トシフルマデニ」なり。「左右をマデ」とよむことは卷一以來屢例あり。この年經るまでとは何をさしていへるか。略解は「畿内の班田多く事成て攝津國に到て死たるなるべし。班田に年經て歸る故に田に立心をもて衣手ほさずといふか」といひ、攷證は田令の文とその義解とを引きてさて「班田使其國に至りて今年の十一月より明年の二月までに百姓に田を班をはれば其國にて年を越によりて難波の國に年ふるまでにはいへり」といへり。然れどもこの説は事實にあはず。この時の班田使は天平元年十一月に任ぜられたるものなれば、上の説の如くせば、龍鷹は元年に任ぜられて後難波にて年を経たるものなりとなる故に、少くも天平二年まで存命せりと見ざるべからず。然るに、その死の天平元年に在りしことは詞書の示す所なり。即ち龍鷹には班田史生としては任命後二ヶ月以内に自死せしことは明かなり。然るにここには難波國爾年經るまで在りつる由いへり。然るときはこの人は班田史生たりし以前に既に攝津國官吏としてありしならむ。按ずるに延喜式左右京職式に「班田使祇承屬一人史生三人書生十四人云々」と見ゆるはその京職官員よりこれらの人々を班田使に附

屬せしむる制度たることを語れり。然らば攝津職にても同様にてありしなれば、この龍鷹は本官は攝津職の史生にてありしならむ。而してそれはもと兵衛として上京せしものが、後轉じてかく攝津職に奉職して幾年をか經たりしものと考へらる。

○白袴「シロタヘノ」とよめり。「袴は植物の名なるが、それは「タヘ」とも「タク」ともいひ、その織維にて織れるものを「タヘ」ともいへることは卷一「七九」の「袴穗」の下にいへり。なほこの字畫は卷二「一一三」にもあり、その他例少からず。意明かなり。これは次にいふ「衣」の枕詞なりといふが普通の説なり。されど、なほ輕きながらも實質のある語と見るべきものなり。

○衣不干 舊訓「コロモカハカズ」とよめり。考は「衣」の下に「手」の字脱せりとして「コロモテホサズ」とよみ、古義は「衣」の下に「袖」又は「手」脱せりとし、又は「衣」は「袖」の誤ならんといへり。されど、ここには誤脱ある本一もなく、このまゝにても意通ずるものなれば、誤字説は隨ふべからず。楓落葉はこのまゝに「コロモホサズ」とよめり。ここは自らするわざをいふとすべき所なれば、「コロモホサズ」とあるべきものなり。これが意は種々の説あれど、代匠記に「事を務むるに勞して汗の出で衣の濕をも脱ほす暇なきなり」といへるを穩かなりとす。

○朝夕 舊訓「アサユフニ」とよみたれど、卷一「五」にいひたる如く「アサヨヒニ」とよむべきなり。意は明かなり。

○在鶴公者「アリツルキミハ」とよむ。意明かなるが、これは「アサヨヒニ、衣モホサズアリツル君」といふ意なり。略解に「三中も同司なれば日々に見馴しをいふ也」とあれど、これは疑はし。先

づ畿内の班田司は地方官たる國司を任せず、別に特に任せらるるものにして史生は地方官たるものをそれに附屬せしむるものなれば、數年を経て相見しものとはいふべからず。これはただ龍麿が夙夜奉公せしことをいひしまでのものなるべし。

○何方爾「イカサマニ」なり。この語の例は卷一「二九」にあれば、今いはず。

○念座可 舊訓「オモヒマシテカ」とよめるを槻落葉に「オモヒマセカ」とし、略解は「オモヒマセカ」とし、攷證は「オモホシメセカ」とせり。先づ「座を」メス」とよむことは道理なきことなれば、從ひがたし。又「念」一字を「オモホシ」とよまずとはいひがたけれど、「オモホシマス」は史生に對する語としては過ぎたる感あり。又「マシテカ」といふ語遣は後世の姿なれば、略解の説を少しく改めて「オモヒイマセカ」とよむをよしとす。意は後世の語法にていふ思ひ座せばかに近し。

○蟬乃「ウツセミノ」なり。「蟬」は音をかり、蟬は訓をかりたるものなり。これは卷一「一三」に「虚蟬」「二四」に「空蟬」ともかけるが、意は既に屢いへる如く「ウツシミノ」といふことにして元來は現し世に生れ出たる身をいふなるが、ここには次の「世」に對する枕詞とも云ひうべし。

○惜此世乎「チシキコノヨヲ」とよむ。意明かなり。

○露霜「ツユシモノ」とよむ。これは卷一「一三一」以下屢出でたる語にして「オキテ」といふ語を導く料の枕詞なり。

○置而往監「オキテユキケム」とよむ。「オキテユク」とはその物をもとの所に殘し置きて自らは他に往くことにて卷一「二九」の「倭乎置而」已下に例多し。ここは「惜しき此世を後に殘し置きて、

あの世に往きけむといふなり。この「けむ」は上の「か」に對しての結なり。

○時爾不在之天 舊訓「トキニアラズシテ」とよみたるを考は「トキナラズシテ」とよめり。いづれにても不可なし。これは上の長屋王を傷める歌の「大荒城乃時爾波不有跡」と同じ意にして死すべき時にあらずして死したりといふなり。この句は上にあるべきを反轉法としてここにおきたるなり。

○一首の意 明かなり。地方諸國の武士と稱へられ來りし人は天皇の朝廷に、或は外重に立ち候ひて警衛し奉り、或は内重に奉仕して、古來より遠く先祖の遺業を繼ぎ來り、將來も永く先祖の名譽をおとさずして繼承し行く物なるぞと兩親にも、妻にも子等にも語り告げて、郷里を出發したりしが、その日より兩親ことに慈愛に富める母上は天地の神の前に齋瓮を坐ゑ置きて酒を奉り、或は木綿をそなへ、或は和妙布を奉りて、わが親愛なる子は平安に又幸福に居たまへと天地の神を勸請し奉りて、何時の日にか、紅顔の君が、海路を経て返り來るならむと立ちたり居たりして待ちたりけむものを、その待たれたりけむ人即ちわが龍麿主は一定の年限を過ぎたりし後も天皇の命の畏きによりて、難波國に仕へて、幾年かの間衣を干す間もなく夙夜公事に奉仕してゐたりし君が、未だ天命の盡きたりといふべき時にあらぬに、如何様に思ひたればか、惜むべきこの現身の世をばあとに残しおきて死にまかりたまひしことよとなり。

反歌

(四四四)

昨日社公者在然不思爾濱松之上於雲棚引

○昨日社「キノフコソ」とよむ。「社」を「コソ」とよむことは、卷二「一三一」の歌に四所も見えて、その條に説けり。「昨日」といふ語は卷二「一八四」にはじめて見ゆ。かくて卷二にもこれより下にも屢用ゐられたり。

○公者在然「キミハアリシカ」とよむ。「然」は副詞の「シカ」なるをその音をかりて複語尾「キ」の已然形「シカ」に用ゐたるものにして、これは上の「コソ」に對しての語なり。卷九「一七五一」に「昨日已會吾越來牡鹿」卷十「一八四三」に「昨日社年者極之賀」卷十七「三八九三」に「昨日許會敷奈底婆勢之可」あり。昨日までこそ確かに君はこの世に在りしかといふなるが、その昨日は事實今日より一日前の昨日ならずともいふべきことは歌の常なり。

○不思爾 舊訓「オモハズニ」とよめるを玉の小琴に「オモハヌニ」とせり。楓落葉略解古義攷證等皆この説によれり。これは卷五「九〇四」に「大船乃於毛比多能無爾於毛波奴爾橫風乃云々」とあるによれるものなるが「オモハズニ」といふと「オモハヌニ」といふとは意同じからず。「オモハズニ」といふ時は卷九「一七八七」の「五十母不宿二吾齒會戀流」卷十七「三九六九」の「此夜須我浪爾伊母禰受爾今日毛之賣良爾孤悲都追會乎流」の如く、主として状態をいふ語となる。「オモハヌニ」といふときは卷十五「三六六五」に「伊母乎於毛比伊能禰良延奴爾安可等吉能安左宜理其母理可里我禰曾奈久」三六七八に「伊母乎於毛比伊能禰良延奴爾安伎乃野爾草乎思香奈伎都」イノネラエ

ヌニはなほ「三六八〇」にもあり卷十七「三九六二」に「年月毛伊久良母阿良奴爾宇都世美能代人奈禮婆」卷十八「四〇八三」に「都禰能孤悲伊麻太夜麻奴爾云々」等の如く「オモハヌニ」又は「オモハヌニ加ヘテ」といふやうなる意となるべし。しかして、ここは「オモハズニ」とよみても「オモハヌニ」とよみてもそれ〴〵意通ずる所あり。ただ假名書の例としては「オモハズニ」は一もなく「オモハヌニ」は上の一例のみなれど、後なる方によるべきならむ。思ひもよらぬにといふ程の意と見えたり。

○濱松之上於雲棚引 舊訓「ハママツノウヘニクモトタナビク」とよみたり。玉小琴には「上於雲はうへのくもと訓べし」と道鷹がいへるさること也。上にといはんには於字を下にはかくべからねば也といへり。略解古義攷證註疏等多くこれに従ひ楓落葉は「ハママツノヘノクモトタナビク」といへるが、近時新考はこれを否として舊訓をよしとせり。古寫本を見るに、類聚古集、古葉略類聚鈔、神田本、細井本等には「上」字なし。これによらば「於」は「ウ」なるが故に、舊訓の如くよむをよしとすべきなり。しかもなほ多くの古寫本、ここにある通りなれば、これは「上」於とも「上」へなれば「二字を以て、うへ」にあてたりと考へられぬにはあらねど、例なきことなり。これによりて考ふるに、先づかく「上」と「雲」との間に「於」字ある如く、字をへだてたるものを連體格として「上ノ雲」とよむが如きは例なきことといふべし。さて「於」を「ニ」とよむときは下におく例なく、すべてその對する體言の上におくを例とすることは玉の小琴の言の如くなれば、於雲は「クモニ」とよむをうべし。若し然るときは「上」はその「クモニ」に先だちて「ウヘニ」とよむを穩かな

りとす。「雲にたなびく」といふ語の例は卷十九四二二六に「卷而寢之妹之手本者雲爾多奈妣久あり。雲にたなびくは雲になりてたなびくなり。これは上の土形娘子火葬の歌(四二八)「四二九」に照して考ふればその屍を濱邊にて火葬にせしものなりと思はる。
○一首の意 君は昨日までは現前に在りき。然るに、思ひもよらず今は雲になりてこの濱の松の樹の上にとたなびくよとなり。

(四四五)

何時然跡待牟妹爾玉梓乃事太爾不告往公鴨

○何時然跡 「イツシカト」とよむ。「シカはシカ共に助詞なるを、ここに「然」の字を借りてあらはせるなり。「イツシカ」といふ語の例卷十七三九六二に「伊都之加登奈氣須良牟會」とあり。
○待牟妹爾 從來「マツラムイモニ」とよめり。されど「牟」一字を「ラム」にあつることは無理なるのみならず、集中一も他に傍例なし。又「待」は「マツラ」とよみうべき文字にあらず。これは恐らくは「マタサムイモニ」とよむべきならむ。「マタサ」は「マタス」といふ敬語の未然形なるが、かく「待」一字を敬語にして「マタス」とよむべき例は集中になけれど「問」一字を「トハサ」にあてたる例は卷十一「二五六」に「足乳根之母我問者風跡將申」にあり、「眠」一字を「ナサ」にあてたる例は卷十一「二五五六」に「寢者不眠友君者通速爲語をカタラハ」とよめる例は卷十三「三二七六」に「愛妻跡不語別之來者」通を「カヨハサ」とよめる例は卷十一「二七七七」に「疊薦隔編數通者道之柴草不生有申尾」カヨハシ」とよむ例は卷四六一九に「通爲君毛不來座聞をキカセ」とよめる例は卷四六八〇に「蓋毛人之

中言聞可毛幾許雖待君之不來益榜をコガサ」とよめる例は卷九一六八九に「在衣邊著而榜尼」あり。立を「タタシ」とよむ例は卷一「三」に「伊絲立之御執乃梓弓之」二あり。これらによりて「マタサムイモニ」とよむことの無理にあらぬことを知るべし。ここに敬語を用ゐたることは卷五「八五五」に「阿由都流等多勢流伊毛何」卷十八「四一〇六」に「波放居且奈介可須移母我等集中に例多きことなり。

○玉梓乃 タマヅサノこれは卷二「二〇七」「二〇九」等に出で、使の枕詞とするものなるが、ここには下に使といふ語なくして、この語を以て直ちに使の義とせるにてその事は上「四二〇」の「玉梓乃人會言鶴」の例にて知るべし。

○事太爾不告 コトダニツケズ」とよむ。「事」は借字にて言の義なり。卷十七「四〇一」に「許等太爾母吾爾波都氣受」卷十五「三六四〇」に「可里許母能美太禮且於毛布許登都礙夜良武」などいへり。ことばにてだに消息を告ぐることもせずしてといふ意。この句は次の「往」にしにつゞく連用語なり。

○往公鴨 舊訓「イヌルキミカモ」とよみたるを考に「イニシキミカモ」とよめり。これは過去になりし人をいふなれば、考の説によるべし。六帖に引けるにも「いにし」とあり。

○一首の意 郷里に在りて何時しか歸り來まさむと待ちておはさむその妻に、使をやりて消息を告ぐることもせずして彼世に旅立ち行きし公かもといふなり。

天平二年庚午冬十二月太宰帥大伴卿向京上道之時作歌五首

○天平二年庚午冬十二月 此は、太宰帥大伴旅人が天平二年十二月一日に大納言に任ぜられしこと上にいひし所なるが、その轉任によりて上京せむとて、太宰府を出で立ちて奈良京に向ひし時の詠なり。古義に「天平」の二字を衍なりとすれど、そは極端の説なり。

○向京上道之時 童蒙抄は「ミヤコニオモムクミチタチフトキ」とよみ、考は「ミヤコヘノホルトキ」とよみ、古義は「ミヤコニムキテミチダチスルトキ」とよめり。「上道」の熟字は晋書李密傳に「詔書功峻責臣速慢郡縣逼迫催臣上道州司臨門急于星火」とある如く、旅行の途につくことなり。又「上路」とも「登路」とも「發途」ともかく。「上路」「登路」「發途」は日本紀には古來「ミチタチス」とよめり。この語は古典にかながきの證なけれど、これを否定すべき理由もなければ、上の如くよめり。

○作歌五首 下の左注によれば、輓浦を過ぐとてよめるもの三首と敏馬崎を過ぐとてよめるもの二首となり。

吾妹子之見師輓浦之天木香樹者常世有跡見之人曾奈吉

(四四六)

○吾妹子之 「ワギモコガ」なり。この語は卷二四四七三以下屢出でたり。

○見師輓浦之 「ミシトモノウラノ」とよむこと古來異説なし。「輓浦」は今の廣島縣備後國沼隈郡輓町のある邊の海濱をさすならむ。この地は西海航路の要津として、古來名高く、今日にても

内海航路の汽船の要津たること依然たり。この地は神功皇后征韓以來、外使接待の驛館を置かれきと傳へ、太宰府の官吏又西國の國司の來往には必ず碇泊すべき地として昔時はことに繁昌せりと見ゆ。徳川時代に朝鮮の來聘使もまたここに碇泊するを例とし、朝鮮人李邦彦はこの地の福禪寺の境内に建てたる對潮樓に宿し、その絶景に感じて「日東第一形勝」とたへたりといふ。この地その海岸の斷崖と前面に横はる島嶼、仙醉島、皇后島、辨天島、玉津島等と相待ちて、天下に名高き風景の美なる地なりといふ。この地をうたへるもの、ここに二首卷七に二首、海人小船帆張流登見左右荷、輓之浦回二浪立有所見、二一八三、好去而亦還見、六大夫乃手二卷持在輓之浦回乎、二一八三あり。いづれも、この地が碇泊地たりしが上に風光の美なるが爲に、めでられしならむ。ここにも、その心十分にありと見ゆ。

○天木香樹者 舊訓「ムロノキハ」とよみたるを童蒙抄は「ヤドリキ」とよみたり。その理由は「天木」と書きたれば、天然自然と生じたる木の葉と聞ゆる也。然れば、やどり木にてはあるまじきや。やどり木は木の股、石の上などに自然天然に生ずる木也。然れば、天木の字義にて書けるかといふにあり。されど「ヤドリギ」を「天木」といへる例は一もなく、假りに「天木」を「ヤドリギ」とよみても下の「香樹」をよまずば道理たらず。されば、諸家みななほ舊訓によれり。然るに「天木香樹」を「ムロノキ」とよむことは如何なる根據ありてかといふに諸家その理由を示さず。按ずるに「天木香」といふ熟字は本集以外に所見なし。されど、恐らくはこれ一種の香木の名ならむ。さて卷十六に「詠掃鎌天木(水)香聚歌の題、詞ありてその歌は「玉掃薊來鎌磨室乃樹與聚本可吉將掃

爲(三、八三〇)とあるに照せば、天木香即ち室乃樹にあたるものなれば、この集には「天木香樹」を「ムロノキ」とよむべく用ゐしものと見ゆ。ここにも次の歌に「鞆浦之磯之室木」とあれば、「天木香樹」即ち「ムロノキ」といひて可なるべし。かくて集中に「ムロノキ」とよめるもの如何と見るに、假名書なるは卷十五、三六〇〇に「波奈禮蘇爾多氏流牟漏能木」三六一〇に「之麻能牟漏能木波奈禮且安流良武」あり。而してこの次々の歌にも「磯の室木」磯上に根はふ室木とあれば、同じ木名といひて差支なきこと明かなり。かくて他の書を見るに、本草和名には「赤檉一名檉乳脂木也」和名牟呂乃岐とあり、新撰字鏡には「檉」に注して「川夜奈支又牟呂乃木也」といひ、又「檉」二字牟呂乃木檉加豆良又とあり、倭名抄は爾雅注に「檉一名河柳」とあるをとり、注して「牟呂乃岐」とせり。さて上の三書共に「檉」字を「ムロ」にあてたるが、古「檉」字を「ムロ」にあてたることは、三代實錄卷十四に「大和國從五位下檉生龍穴神」とあるは延喜式にある宇陀郡の「室生龍穴神社」をさすこと著しく、又三善清行の意見封事に「檉生泊」とあるは播磨風土記に「室原泊」とかけるにおなじくて、今の室津をさせるなり。これらにて「檉」を「ムロ」とよむことは著し。さてこの「檉」字に「カハヤナギ」の訓もあるによりて「ムロノキ」を河柳の類とする説あり。されど、これは元來、爾雅注の「河柳」とあるを直譯せしに止まりて、「カハヤナギ」と「ムロ」と同じ木なりとする根據としては如何なり。又この「檉」を近世「御柳」と名づくる木なりといふ説あり。然るにこの樹は本邦には野生なく、寛保年中はじめて支那より渡りたるよりわが國に弘まりし由小野蘭山の説なれば、それらの木にあらざること著し。さて文選南都賦に「其木則檉松、楔櫻云々」とある注に「善曰檉似柏而香」とあり、又本

草和名に「一名檉乳木中脂也」とあるを見れば、その樹脂即ち檉乳にして、一種の香藥たりしならむ。さればこそ、新撰字鏡に「檉」の文字を訓したるならめ。かくて考ふればここに「天木香」とあるも、恐らくはそれよりとる所の一種の香の名にして古にありてはよく知られてありしものならむ。然るに上にいへる「カハヤナギ」には香料たるべきものを見ず。さてこの「ムロノキ」は今俗に「ネズミサシ」といふ樹にして支那にて杜松ともいふ樹なりといへり。この樹は松杉料の植物にして、本邦の山野に自生するものにして、檜に似て葉は杉の如く樹心に香氣ある脂あれば、それに略當れりといふべし。されど、この「ネズミサシ」は海岸の岩石の上に生ずることをきかず。その「ネズミサシ」の一種「ハヒネズ」といふものあり。この樹は海邊に自生する常緑灌木にして、幹には多くの枝を出して地上に平臥するものなり。恐らくは古代には二者通じて「ムロ」といひしならむが、ここにはその海邊に自生する「ハヒネズ」の方をさせるならむ。さてその「ムロノキ」は如何なる所に生ひてありしか。次々の歌によればその浦の磯の上に生ひてありしこと知られたるが、内海萬葉地理考に「鞆浦志の説とて次の文をひけり。曰はく、室の木は關町濱邊にありといひ傳へたり。三かゝへ程ありて梢は向江島に横り、反橋の掛たるやうに見ゆる木なれども、帆持る船の往來にも障らずとなむ。いつしか枯倒れ、今はたゞ名のみ残るも本意なし云々」とあり。木下勝俊の九州のみちの記に曰はく「備後のともといふ浦ちかきわたり十日あまりとゞまりぬ。そのほとりのうら見にまかりぬ。さてみしともものうらのむろの木はとこよにあれとよめるはいつこそとたつねはへりければ、むかしはこの浦に有つと

云ひつたへたれと、今はあとかたもはへらねばさたかにしる人もさふらはず、されどあの磯にありしなど、尙日記人は申をきたりけるいさゝせたまへ、をしへたてまつらんといふ程にまかりたれとことなるみところもなくたゞ波のよせくるのみにてそ有ける。かく名ある木もあとかたなく何事もむかしにかはりゆくこそもの毎に悲しくははへれとあれば、そのなくなりしも、久しき古の事と見えたり。

○常世有跡 「トコヨニアレド」とよむ。「常世」といふ語は卷一「五〇」に出で、そこにいへる如く常住不變の國といふ意なるを本とす。されど、ここはその國の意なくして常住不變なるさまをいふ語に用ゐたりと見ゆ。これはそのむろの木を太宰府に下りし時に見、四五年の後なる今かへりて見れば、かはらずありといふことをいへるなり。これによりてこれを常緑樹なることの證なりといふやうに説く人もあれど、それまでの事はいりほがなり。

○見之人曾奈吉 「ミシヒトゾナキ」とよむ。意明かなるが、その「ムロ」の木を見し人ぞ今は無きといへるにてその見し人は上の吾妹子にて、筑紫にて亡せにしその夫人を思ひ出でたるならむ。○一首の意 わが妻のわれと共に太宰府に下りし時に見しこの鞆の浦のむろの木は、今歸京の途次に再び見れば、昔にかはらずあれど、それを共に見し人ぞ今は無きことよとなり。

鞆浦之磯之室木、將見每、相見之妹者、將所忘八方。

○磯之室木 「イソノムロノキ」にしてその事は既にいへり。

(四四七)

○將見每 「ミムゴトニ」とよむ。これは將來の事を豫想していへるなるが、現在にかくその妻を偲ぶにつけても、將來の事の思はるる由にいへるなり。

○相見之妹者 「アヒミシイモハ」とよむ。「相見シ」は共に見しといふ義なり。「アフ」は人の共になる意にてここには「アヒ」といふ語を本義のまゝに用ゐし例なり。その例は卷十五「三六九」に「安比於毛波奴君爾安禮也」母卷十八「四〇九」四「天地乃神安比宇豆奈比」など多し。「妹者」は「イモヲバ」の意なり。

○將所忘八方 舊訓「ワスラレメヤモ」とよめるを楓落葉に「ワスラエメヤモ」とよめるより諸家これに従へり。「所忘」を「ワスラエ」といふことは卷二「一四九」の「不所忘鴨」の下にいへり。「將」は「ム」にあたるものなるが「ヤモ」につゞく時に已然形の「メ」よりすることは卷二「二二」の「吾戀目八方」卷二「一九五」の「亦毛將相八方」等に既に例あり。

○一首の意 今、この鞆の浦の磯の室の木を見れば、昔共にこれを賞し見たりし妹を偲ぶなるが、われはその妹をば忘れえむや。されば將來この室の木を見む毎に、妹を思ふ心の新にならむよとなり。

磯上丹根蔓室木、見之人乎、何在登問者、語將告可。

(四四八)

○磯上丹 「イソノウヘニ」なり。「丹」は和名「ニ」なるを假名にかりたるなり。この磯は上の歌にいふ鞆浦の磯なり。

○根蔓室木「ネハフムフロノキ」とよむ。ここの蔓は蔓延の義にして動詞なれば類聚名義抄にある如く「ハフ」と訓ぜり。根はふにてその木の年ふりたることを思はするなり。この室木は問ふの主格「語る」の補格たり。

○見之人乎「ミシヒトヲなり。上にいへるに意略似たり。

○何在登問者 舊訓「イカナリトトハ」とよみたるを考に「イヅラトトハ」とよめり。されど徳川時代の學者大抵舊訓によれり。近頃の新考及び全釋は考によれり。「何在は「イカナリ」とよまるゝが如くなれど、「イカナリ」「イカナリ」といふ例は本集に見えず。又「何在を」「イヅラ」とよめる例も他になけれど、卷十五「三六八九」に「伊倣妣等乃伊豆良等」和禮乎等「婆波伊可爾伊波牟」といふ例あれば、「イヅラトトハ」といふ語遣は例ありとすべし。而して「何在は漢文讀にては「イヅクニカアル」なれば「イヅラ」といふ語にあつるに無理ならず。されば考の説をよしとす。この問ふは室木にして問はるるものは説者なり。

○語將告可 古來「カタリヅケムカ」とよめり。この「告グ」は下二段の「ツグル」にして語りと略同義の語を重ねていへるなり。我はその人の在所を語り告げむか、はた如何にせむかといふなり。○一首の意 この見る磯の上に根を深くひろく延べて、年古りたる室の木が、古のままにあるに より、古の事を忘れずして、我に向ひて古汝と共に我を見し人の今共に來らぬは如何にせしかと問はば、我は實を以て答ふるは悲し。如何にせむかとなり。これを室木に問はば、室木が語り告げむかと解するは淺し。卷十五の歌に照しても、上の如く解すべきを知るべし。

右三首過納浦日作歌

與妹來之、敏馬能琦乎、還左爾獨而見者、涕具末之毛。

(四四九)

○與妹來之 「イモトコシ」なり。「來之を」「コシ」とよむは卷五「七九六」に「之多比己之伊毛我己許呂乃」卷十五「三六四六」に「宇良未欲里許藝許之布禰乎」卷十七「三九五七」に「平久伊婆比底待登可多良比底許之比乃伎波美」等にて見るべし。

○敏馬能琦乎 「ミヌメノサキヲ」とよむ。「敏馬は上二五〇」の歌にいへる如く攝津の地にして今の神戸港内をなす東の崎の邊なり。古その重要な碇泊地なりしこと既にいへる所なり。○還左爾 「カヘルサニ」とよむ。「カヘルサ」といふ語は卷十五「三六一四」に「可倣流散爾伊母爾見勢武爾」三七〇六に「可反流左爾見牟」とあり。「サ」はこの卷「二八一」の「往左來左」の「サ」と同じく、今「行キシナ」「カヘリシナ」などいふ「シナ」の古語「シダ」と同じ語なりといはれて、略時といふ程の意ありと見ゆ。

○獨而見者 舊訓「ヒトリシテミレバ」とよめり。楓落葉は「而を」「之」の誤として「ヒトリシテミレバ」とよめり。按ずるに古葉略類聚鈔には「而を」「之」に作れば、楓落葉の説據あるが如く見ゆ。されど、他の多くの諸本みな「而」に作れるによりて輕々しく誤字説をなすを得ず。卷二十四「四〇八」に「可胡自母乃多太比等里之氏安佐刀渥乃可奈之伎吾子」卷十一「二一九」に「爲而結之紐乎一爲而吾者解不見」の例のみならず、この卷「三六六」に「客之有者獨爲而見知師無美」とあるに照し、「ヒト

リシテといふ語あるを知り、更に「四六〇」に「徘徊直獨面白細之衣袖不干嘆乍」あるを見れば「獨而」を「ヒトリシテ」とよむにあしからず。意は今の語ならば「一人にて」といふ程の事なり。

○涕具末之毛 「ナミダグマシモ」とよむ。この語は日本紀仁徳卷に「和餓齊鳥瀾例慶那瀾多愚摩辭母」といふ例あり。これは「ナミダグム」といふ語を形容詞にしたるものにして、涙のおのづから出てくる様なるをいふ。

○一首の意 往く時には妻と共に過ぎたりしこの敏馬埜を今還る時にただ獨にて見れば、その上の事の思ひいでられて涕の催さるることよとなり。

去左爾波、二吾見之、此埜乎、獨過者、情悲哀。一云見毛左可受伎濃。

(四五〇)

○去左爾波 「ユクサニハ」とよむ。「ユクサ」といふ語は上「二八一」に「往來來左」といふ例ありて、そこにいへり。

○二吾見之 「フタリワガミシ」とよむ。「二」を「フタリ」とよむことは卷二「二二三」に例あるが卷二「四三四五」に「和伎米故等不多利我見之」ともあり。

○此埜乎 この埜は敏馬埜なり。

○獨過者 「ヒトリスグレバ」とよむ。意明けし。

○情悲哀 「裳」字流布本に「哀」に作れり。神田本、大矢本、京都大學本は「裳」とし、古葉略類聚鈔、細井本等は「喪」とせり。「裳」「喪」いづれも「モ」とよまるべきが「哀」は「モ」とよむへからず。「悲哀」二字にて「カナシ」とよまるべけれど、なほ「モ」字を加へてよむべきならむ。さては今「裳」を正しと認む。「ココロガナシモ」とよむ。卷十五「三六三九」に「許己呂我奈之久伊米爾美要都流」あり。意明かなり。

○一云見毛左可受伎濃 これは上の歌の四、五を「ミモサカズキヌ」とありとなり。考は本文のをすてこれをとりにて、共に見しものと思ふに泪のすゝめば見も放られずて過來ぬるといふなり。左氣良禮受の氣良の約可なり。且禮を略て左可受といへり」と論ぜり。されどその約略説は首肯しかねたり。「サケズ」を「サカズ」とはいふべからず。攷證に疑へるは當を得たり。

○一首の意 往く時には吾が妻と二人にて見しこの敏馬埜を今獨にて過ぐれば、情哀しとなり。

右二首過敏馬埜日作歌

○ 右鞆浦の三首と敏馬埜の二首とにて題詞の五首に合するなり。

還入故郷家即作歌三首

○ 還入故郷家 「郷」字板本「聊」とすれど、他の本すべて「郷」とするをよしとす。ここにあぐる三首の歌はその主者をあらはさねど、前の五首に引きつづきたるものと見ゆれば、大伴旅人の歌と思はる。そは天平十二年十二月に、大伴旅人が上京の途につきたるが某月某日、奈良京に著き、さてその故郷の家に還り入りしことをいへるなり。「故郷」は槻落葉には「フルサト」と訓するを不可とし、「クニ」と訓せり。「故郷」を事實上「クニ」といへることは上の「四二六」にその例あり。されど

「故郷」の字を「クニ」といふこと例なきことなり。又註疏には「故郷」を「ミヤコ」とよみたり。これはたま／＼旅人の故郷が「ミヤコ」なれば、事實に合へりとも評すべけれど、故郷の熟字には「ミヤコ」といふ義固有するものにあらず。「故郷」の熟字は史記項羽紀に「富貴不歸故郷如被繡夜行」とあるなど古きものにして、すべて吾が生れし地をいふなり。集中の歌に故郷とかけるもの少からぬが、古來みな「フルサト」とよみ來れるものにして、これを「ミヤコ」又は「クニ」とよみては歌をなさざるなり。たとへば、卷四、六、二六に「君爾因言之繁乎古郷之明日香乃河爾潔身爲爾去卷七、九七一に「雨間開而國見毛將爲乎故郷之花橘者散家牟可聞の如き皆然り。ここに卷四長歌七、二二三の中の「如是許本名四戀者古郷爾此月期呂毛有勝益士」とあるも「フルサト」とよむべきが、この歌は「大伴坂上郎女從跡見庄贈賜留宅女子大嬢歌なれば、攷證にもいへる如く、全くその坂上郎女の故郷たる跡見庄をさして故郷といへること著しきものをや。さて、その故郷の家はいづこにありしか明かならず。卷六には「大納言大伴卿在寧樂家思故郷歌二首(九六九、九七〇)ありて、そこには「神名火乃淵(九六九)栗栖乃小野(九七〇)とあり。その神名火は大和高市郡飛鳥の神奈備最も著しく、或はそこならむかとも思はるれど、この名は所々にあれば、直ちに飛鳥なりといひ難し。栗栖は和名鈔に大和國忍海郡栗栖とある、そこならむ。かくて、栗栖と飛鳥とは隣郡ながら、同じ地にあらず。今いふ所の故郷は果してその栗栖の地などをさせるか如何。按ずるに、上の「四四〇」の歌に照すに、そこに「在京師荒有家爾一宿者益旅而可辛苦」といへるに對應せるもの即ち次の「人毛奈吉空家者草枕旅爾益而辛苦有家里」といへる歌なること著し。これを以て考ふるに、この故郷家とあるは、その在京師家をいへるものと考へらる。されば、これは筑紫よりさしてかへるべき所の故郷の義にして、實は寧樂の京なる家をさせりと考ふるを穩かとすべし。されど、その寧樂なる家はいづこにありしか詳かならず。「還入は「カヘリイリ」なり。

○即作歌「スナハチヨメルウタ」とよむべし。この「即」は即時の意にして、卷八、一五〇五に「霍公鳥鳴之登時君之家爾往跡追者將至鴨」とある「登時」立時の義を「スナハチ」といふにおなじく、ここには恐らくは體言なるべし。

(四五)

人毛奈吉空家者草枕旅爾益而辛苦有家里

○人毛奈吉「ヒトモナキ」とよむ。語の意は明かなるが、旅人の太宰帥在任の間、その家には全く住む人無かりしか如何。恐らくは留守を預れる人は在りしならむ。されば、ここにわざと人も無きといへるには特別の意ありて、上の「四二六」の歌に「見之人曾奈吉」といへると同じく、共に住みたりし妻のなくなりたるをいへるならむ。

○空家者「古來ムナシキイヘハ」といへり。「空」を「ムナシ」とよむことは今も行はるるが、「ムナシ」といふ語の當時存せしことは卷五、卷頭の歌に「余能奈可波牟奈之伎母乃等志流等伎子伊與余麻須萬須加奈之可利家理(七九三)又卷十九の長歌の中に「大夫夜無奈之久可在(四一六四)とあるなどにて明かなり。「ムナシ」といふ語は内に物なき空虚をいふを本義とせるが、ここはその本義

にて用ゐたりと見ゆ。

○草枕 「クサマクラ」とよむ。旅の枕詞とすること、卷一以來屢いでたり。

○旅爾益而 「タビニマサリテ」とよむ。旅の字は卷一以來屢出づ。「益をマサル」とよむことはこの巻の歌に屢例あり。而してこれは上にもいへる如く、四四〇の「在京師荒有家爾一宿者益旅而可辛苦」といへるそれと同じ語を用ゐたり。

○辛苦有家里 「クルシカリケリ」とよむ。「辛苦をクルシ」とよむべきことは上の四四〇の下にいへり。

○一首の意 明かなり。共に住みたりし人も今は無くなりたる空しき家にひとりすむことは旅よりもまさりて辛苦しくありけりとなり。即ち旅ならば旅なるが故にといふ事にて淋しきながら止むを得ぬ事として觀念もすべきなれど、家にありての一人寝は當然の事にあらねばことに辛苦しと思ふとなり。ここに「くるしかりけり」とあるは、前の歌に「旅にまさりてくるしかるべき」と推量せしが、ここに至りては如何にもその推量せしが如く、くるしくありけり」といへるにて「けり」の意如何にもよくはたらきて聞ゆ。「けり」は半ば過去を追憶し、半ば、現實を觀察せるものなり。

與妹爲而、一作之吾山齋者、木高繁成家留鴨。

○與妹爲而 これは古今六帖に入れる歌にしてそこには「いととゐて」とよみたり。「爲はもとよ

り、辛」とよむことをうる字なれど、ここにては楓落葉に論ぜる如く、「イモトシテ」とよむべし。「與妹は上の四四九の「與妹來之」の「イモト」に同じく、妹と共にの意なり。「爲而をシテ」とよむことは上の三六六に「草枕客之有者獨爲而見知師無美」の下にいへるが、これもそれに同じ様な詞遣なれば「シテ」とよむべし。即ちこここの「シテ」は「ニテ」といふ程の意なるものなり。而してここはことに卷十二、二九一九の「二爲而結之紐乎一爲而吾者解不見」とあるに似通へる點あるものなるが、ここに「妹トシテ」とあるは次の句とつゞけて見るときに、妹と二人して作りしといふべき意のものなるを歌の調の爲にかくおきかへたりと思はるるものなり。

○二作之 「フタリツクリシ」よめり。「二」を「フタリ」とよむ例は卷二、二一三にその例あり。この上の歌にもあり。「妹と二人して作りし」といふなり。

○吾山齋者 舊訓「ワカヤマハ」とせり。考には「ワガソノハ」とし、略解は古今六帖に「ワガヤドハ」とよめるをよしとし、古義は「アガシマハ」とせり。「山齋」の「齋」は元來燕居之室をいふ語にして書室を書齋といひ、齋舎といふが如きその例なり。されば山齋は字義通りに見れば、山に作る齋室の義なり。南史孫瑒傳に「帝於山齋設講肆、集元儒之士」とあり、又南史謝舉傳に「舉宅内山齋捨以爲寺」とあり。又梁簡文帝晚春詩に「風花落未已、山齋開夜扉」といひ、又白樂天山居詩に「山齋方獨往、塵事莫相仍」ともあり。これらは皆いづれも齋舎の義を失はざるものなり。然らば、ここは如何と見るに、下にいへる所は建物にあらずして庭木のさまをいへり。ここにこの熟字が集中の他の所に如何に用ゐられてあるかと見るに、卷二十に屬目山齋作歌三首ありて、そのは

じめの歌には「乎之能須牟伎美我許乃之麻家布美禮婆安之婢乃波奈毛左伎爾家流可母(四五二)一」といひ次の歌は「伊氣美豆爾可氣左倍見要底佐伎爾保布安之婢乃波奈乎蘇且爾古伎禮奈(四五二)二」その次の歌は「伊蘇可氣乃美由流伊氣美豆氏流麻渥爾左家流安之婢乃知良麻久乎思母(四五二)三」とあり。これによれば、そこには池ありて水を湛へ、鴛鴦之に住み、その池の岸には磯あり、岡には馬酔木花さきて池水に影を映ぜりと見えたるものにして、そこを「しま」といへることも知られたり。「屬目」とは目を注ぎて觀るをいふなれば、これは山齋にて見たる景物を詠ぜしものならむが、最初の詠は大監物御方王の詠にして、君が此の島といひたれば、この人の山齋にあらぬは明かなり、次の詠は大伴家持の詠、その次の詠は大藏大輔甘南備伊香真人とありてその作者を尊べるかきざまなり。その山齋の主人、誰なるか明かならねど、その主人を明言せざるところかへりて家持の山齋なりと想はるるなり。若し、この山齋その父旅人の時より傳はりしものならば、まさにここにいへると同じ處なるべきか。今にして明かにしがたき事なれど、當時の山齋といふものの有様の一斑をこれにて想像しうべし。さてその卷二十なるは「山齋」に屬目しての詠なれば、その山齋とは、建物をさすに止まらずして島即ち假山水をもさせりと見らる。その假山水は島といへりしこと、卷二「一七〇」の下に詳かにいへり。されば、ここは「シマ」とよむをよしとすべきに似たり。

○木高「コダカク」とよむ。「コダカシ」といふ語の例は卷十九「四二〇」に「許太加久氏佐刀波安禮騰母」とあり。木の生長して丈高くのびたるをいふ。

○繁成家留鴨「シゲクナリニケルカモ」とよむ。「シゲクナル」といふ語の例は卷一「二九」或云に「繁成奴留」あり。その木の枝葉の多く生じたるをいへるなり。

○一首の意 明かなり。昔、妹と吾と二人して語り合ひつゝ、作らしめし、吾が山齋の島は、わが太宰府の任にありし間は人任せにしておきたれば、つくろひたつる人もなくて、木立は高くなりすぎ、枝葉も刈り拂ふわざもせざれば、繁り次第にて、あれはてたるものかなとなり。かくて、見し昔をしのび、庭の荒れたるにつけても、そのはじめつくりし時の相談相手たりし過ぎ去りし妻を思ひ出でてなげきつるなり。

(四五三)

吾妹子之殖之梅樹、每見情咽都追、涕之流。

○吾妹子之「ワギモコガ」とよむ。この語の例は卷一以來屢出でたり。

○殖之梅樹「ウエシウメノキ」とよむ。「殖」を「ウエ」とよめる例は上の「四一〇」にあり。「殖」は通例生殖繁殖の義を主とすれど、玉篇に「生也種也」とあれば、「ウウ」といふも不可なし。而して本集には植よりもこの字を多く用ゐたり。梅の木は本集には櫻よりも多くよめるにて、當時珍重せしものなるを見るが、ここにもその庭に植ゑてありしことを見るべし。旅人が梅を愛せしことは卷五なる太宰府にての梅花歌三十二首の催、又その追和の歌并に卷八「一六四〇」の歌などにしるし。されば、その夫人も同じ趣味を有せしならむ。

○每見「ミルゴトニ」とよむ。この語の例は上「三二四」に「每見哭耳所泣」ありてそこにいへり。

○情咽都追 舊訓「コロムセツツ」とよめり。この「咽」字は和名鈔に「哽咽」と標して、その下に「唐韻云哽壹梗悅二音噎亦咽无須食塞也」とあり。又新撰字鏡には「噎爲黨反噎也不能飲也牟須」とあり。この二例によれば「ムス」とよむべく、その義は咽喉塞りて飲食すること能はざるをいふものにして今俗語に「むせる」といふにおなじ。その「咽」字は元來は「吞む」の意なるものなるべけれど「哽咽」と熟したる場合の音は「エツ」にして集韻に「聲塞也」といへり。この場合は「噎」と同じ意となるが「噎」は説文に「飯塞也」とし、廣韻に「食塞」とし、詩の「王風黍離」に「中心如噎」とある傳に「噎、憂不能息」とあり、疏には「噎者咽喉蔽塞之名」とあり。これによれば「咽」は元來「ノム」の意なるものが、後世「エツ」といふ音を生じて噎に代用せらるるに至りしものゝ如し。かくて本集の例を見るに「ムス」とよめるはこの外に卷四、五四七に「情耳咽乍有爾」とあるのみにして、他には必ず「ムス」とよむべしとすべきものを見ず。而して別に卷四、六四五に「心爾咽飲哭耳四所泣」とあると、卷二十四、三九八に「麻蘇溼毛知奈美太平能其比牟世比都都言語須禮婆」とあるは、古來「ムセビ」とよみ來れり。卷二十のは假名書なれば論なく、卷四のは音の數の上より「ムセビ」とよむべきものならむ。かくて平安朝の文藝に見れば、かゝる場合には殆どみな「むせぶ」とありとありて、たゞ一つ例外として源氏明石巻に「思ひむせたるも云」とある本あれど、これも湖月抄など多くの本には「おもひむせびたる」とあり。されば、それらに准ずる時は「ムセブ」とよむべきさまに見ゆ。かくて更に考ふるに、本集中の四の例のうち、卷二十なるは涙に咽ぶさまと見らるれば別として、他の三の例はいづれも心情に關するものなり。然らば、心情の上にて「ムス」若くは「ムセブ」と

は如何にするをいへるにか。元來「ムス」といふ國語は咽喉塞りて飲食をなしえずといふことに止まるものにして、これを心情に關する語とする時は如何なる意にとるべきか。國語の本來の意のそのままにては「ムス」としても「ムセブ」としても、その意を得ざるものなりとす。惟ふにこれは上にも引ける詩の「中心如噎」とある、それより生じたるものならむ。これは「如噎」とある如く、元來形容の語にして實に「ムセタル」をいふにあらず。人が、飲物にむせたる時に、堪ふべからず、いふべからざる苦しみを感ずる如くに心情のあるをいへるものなりとす。而してこれ恐らくは漢詩文の直譯より生じたる語ならむか。かくてこれを形容の語として漢語の直譯と考ふれば「ムス」の國語は和名鈔、新撰字鏡に「ムス」とありて「ムセブ」と見えざれば、これも「ムス」とよみて不可なきものならむ。「都追をツ」とよむ事はここをはじめとすれど、以下集中に例甚だ多し。

○涕之流 「ナミダシナガル」とよめり。「涕」は本來「ナク」又は「ナミダナガル」とよむべき字なるが、玉篇廣韻共に「目汁也」とある上に、和名鈔に「涕淚體類二音奈美太目汁也」とあれば「ナミダ」とよむべし。「シ」は強意の助詞なり。

○一首の意 わが愛する妻の植ゑたる梅樹を見る毎に悲哀の情に堪へずして涙流るゝことよとなり。これは物によりて懷舊の情感を催すことをいへるものにして、語平明にして情趣深し。ここに梅樹をいへるは折しも梅の花の咲けりしにてもあらむ。旅人の上京の途に就きしは天平二年十二月なるが、延喜式主計式を見るに、太宰府の行程は上廿七日、下十四日なり。

これは山城京なれど、大差なきものにして、その奈良京に到着せしは翌三年一月の中にありしものと考へらるれば、その頃梅の花は開き初めてありしものと考へらる。

天平三年辛未秋七月大納言大伴卿薨之時詠六首

○天平三年辛未秋七月大納言大伴卿薨之時 大伴旅人の薨せしことは續日本紀卷十一、天平三年の條に「秋七月辛未大納言從二位大伴宿禰旅人薨。難波朝右大臣大紫長徳之孫、大納言贈從二位安麻呂之第一子也」とあり、公卿補任には「七月廿五日薨」と記せり。さて本書に天平三年辛未とあるはその年の干支を示したるものにして、續紀にいふ秋七月辛未はその日の干支を示したるものにして別なり。この七月朔は丁未なれば辛未は二十五日なり。以上いづれも一致すといふべく、この卷末に附けたる旅人の履歴に七月一日薨とあるは誤なること著し。

○詠六首 これは下に示せる如く金明軍の詠五首と縣犬養宿禰人上の一首とを併せていへるものなり。

(四五四)

愛八師榮之君乃伊座勢波昨日毛今日毛吾乎召麻之乎

○愛八師 舊訓「ヨシエヤシ」とよみたるを代匠記に「ハシキヤシ」とよめり。「愛」を「ハシ」とよむべきことは卷二「二二〇」の「愛伎妻等者」の下に既にいへり。されば、代匠記の説をよしとすべし。「ハシキヤシ」と假名書にせる例は、卷七「一三五八」に「波之吉也思吾家乃毛桃」卷十一「三一四〇」に「波之

寸八師志賀在戀爾毛有之鴨あり。又卷十六「三七九四」に「端寸八爲老夫之歌丹」とあるなども同じよみ方にすべきものなり。この語は卷二「一三八」の「早敷屋師」一八九の「早布屋師」に既に出て、そこにいへる如く、「はしき」といふ語に「ヤシ」といふ二の間投助詞の添へるにして、「はしき君」とつゞくべき關係のものなり。「はしき」といふ語は卷二「一一三」にいへる如く「愛すべきをいふ古き形容詞なり」。

○榮之君乃 「サカエシキミノ」とよむ。似たる例は卷七「一一二八」に「安志妣成榮之君之」あり。卷十九「四一六九」に「松柏乃佐賀延伊麻佐禰尊安我吉美」なども、似たる語なり。これは旅人が在世中榮達せしをいへるなり。

○伊座勢波 「イマシセバ」とよむ。この語の例は卷二「一七三三」に「高光吾日皇子乃伊座世者島御門者不荒有益乎」とありて、そこにいへり。この「せ」は「キ、シ、シカ」と同じ語の未然形として假設條件をいへるなり。

○昨日毛今日毛 「キノフモケフモ」なり。この語の例は卷二「一八四」に「昨日毛今日毛召言毛無」とあり。意明かなり。

○吾乎召麻之乎 舊訓「ワレヲメサマシヲ」とよめるを槻落葉に「ワヲメサマシヲ」とよみ、古義は「アヲメサマシヲ」とよめり。舊訓は音數あまれば、とらず。「ヲ」といふ助詞につゞくに「アヲ」といふと、「ワヲ」といふと二様共にあること卷二「一〇八」の「吾乎待跡」の下にいへり。今「姑くアヲ」といふに従ふ。上に「セバ」とありて「マシヲ」と受けたるものは卷二「一七三三」に既に例あるが、なほ少しく

いはゞ卷十六三七八九に今日往跡吾爾告世婆還來麻之乎卷十八四〇五六に保里江爾波多麻之可麻之乎大皇乎美敷禰許我牟登可年且之里勢婆卷二十四三九七に可比爾安里世婆都刀爾勢麻之乎などあり。このまは上の假設條件に對しての假想的歸結にして、チは感動を加ふる間投助詞の終止につけるものなり。

○一首の意 わが親愛して奉任せし君世に榮えたりしわが君の今も世におはしますならば昨日も今日も吾を召したまふべきものを世におはしまさねば召すこともなしとなり。ここに昨日も今日も吾を召さましといへるは卷二一八四に東乃多藝能御門爾雖伺候昨日毛今日毛召言毛無と言へるに似たれど、それよりも趣深きなり。

如是耳有家類物乎芽子花咲而有哉跡問之君波母

(四五五)

○如是耳有家類物乎 舊訓カクシノミアリケルモノヲとよめるを代匠記にカクノミニアリケルモノヲとよめり。今本集の他の例を見るに從來カクシノミとよめる例はこの卷四七〇に「如是耳有家留物乎」卷四六九三に「如此耳戀哉將渡」卷十一二三七四に「是耳戀度」二五七〇に「如是耳戀者可死」二五九六に「如是耳戀也度」卷十二二九六四に「如是年在家流君乎」どもなるが、いづれも必ずしかよまざるべからざるものにあらず。而して假名書の例としてはしかよむべきもの一も存せざるのみならず、かくとのみとの間にシを加へたる語は他に全く例を見ざる所なれば、必ずしもよるべからざるなり。次にカクノミニといへる例は如何といふに、卷十六三

八〇四に「如是耳爾有家流物乎」とあるはまさしくここにあるに似たるものなるが、この外には明かにかくかける例を見ず。されど、かくのみとつづくる例は少からず。卷二一五七の「如此耳故爾」卷五七九六に「加久乃未可良爾」八八一に「加久能未夜伊吉豆枝遠良牟」卷八一五二〇に「如是耳也伊伎都枳乎良牟」卷九一七六九に「如是耳志戀思渡者」卷十三二五九に「如是耳師相不思有者」三二九八に「各鑿社吾戀度」卷十七三九〇二に「如此乃未君波見禮杼安可爾氣牟」三九三六に「可久能未也伎美乎夜利都追安我孤悲乎良牟」三九三八に「可久能未也安我故悲乎浪牟」以上はいづれも、かくのみとつづける例なり。又この卷四七八に「世間者如此耳奈良之」卷五八〇四に「迦久能尾奈良志」八八六に「世間波迦久乃尾奈良志」卷十九四一六〇の「宇都世美母如是能未奈良之」とある、かくのみならずは、かくのみにあるらしの約まれるものなれば、かくのみにといふ語遣の存せしことの傍證とはなるべし。而してこれは「耳をノミ」とよみ、「ニ」は訓みそへたるなり。「ニ」をよみ添ふることは卷一以來例多し。以上によりてここは代匠記の説によりて讀むをよしとす。この語の意をば攷證に、かくばかりに萩の花は咲てありけるものをといふ意也といへるは隨ひがたし。これは下四七〇に「如是耳有家留物乎、妹毛吾毛如于歲憑有來」といひ「四七二」に「世間之常如此耳跡可都知跡痛情者不忍得毛」といへる如く、人の世の無常を觀じたる詞なること著しく、下のものをにて咏歎の意を加へて終とせり。以上、一段落をなせり。

○芽子花 「ハギノハナ」とよむ。「芽をハギ」とよむことは卷二一二〇に「芽子をハギ」とよむことは同じく、二三一に例ありて既に論ぜり。ここに芽子花をいへるはこの歌を詠ぜる季節をあら

はせるものにして、それと共に旅人が萩を愛せしことを思ひ出でてよめるならむ。旅人が萩をよめる歌は卷六九七〇卷八一五四一、二五四二の三首あり、いづれも之をめでしものなり。

○咲而有哉跡 「サキテアリヤト」とよむ。よみ方に異説なく、意も亦明かなり。

○問之君波母 「トヒシキミハモ」とよむ。かくの如くいへる語の例は卷十一二七〇六に「泊湍川速見早湍乎結上而不飽八妹登問師公羽裳」あり。又古事記中弟橘比賣の歌に「佐泥佐斯佐賀牟能袁怒邇毛由流肥能本那迦邇多知旦斗比斯岐美波母」といふもあり。「ハモ」といひて終とする語遣は卷二一七一に「高光我日皇子乃萬代爾國所知麻之島宮婆母」の下に詳かに論じたる如く、「は」も共に係助詞にして、先づ「は」にて「これは云々」といふ如き意を以て下略の語體をとり、餘情を含めて終止したるものにして、もはその終止の形の下に添へて更に歎息の意を添ふるものにして、これを單に「は」といふ一辭にして嘆息の辭とする如きは疎略なる説明なるなり。

○一首の意 二段落の歌たり。第一段は世の中は此の如く無常にのみありけるものと、嘆息したるにて、その意は、かく無常なる世をば、君が榮えは永久のものと思ひけるよとなり。第二段はこの萩を見れば、君が萩花は既に咲きたるか、と問ひ給ひし君の事を思ひいづるが、その君は今いづこぞや。あはれはかなかりける世かなとなり。かくの如く第二段に對して更に第一段を打ちかへして味ふべきものなり。餘情深き歌なり。

(四五六)

君爾戀、痛毛爲便奈美、蘆鶴之哭耳所泣、朝夕四天。

○君爾戀 舊訓「キミニコヒ」とよめるを童蒙抄に「キミニワヒ」とよめり。されど、戀は「ワブ」とよむべきにあらねば舊訓によるべし。さてかく「云々にこふ」といへるは卷二一一に「古爾戀流鳥鳴の下にいへる如く古の語遣の一のさまなり。これを攷證に「君にこひ、妹にこひなどいふ、にもじは、をの意にて、君をこひ、妹をこひといふ意なる事上、「一一」の條なりにいへるが如し」といひたれど、古の考へ方はその戀ふる目標を靜的にし、戀ふるわれの方を動的にいへるにて、今と反對なれば、同一なりといふべからず。本集中に「キミヲコフ」とよめるものは卷十一「二五九八」に「遠有跡公衣戀流」とかけるをば流布本に「トホカレドキミヲゾコフル」とよみたる一例あれど、それには「ヲ」にあたる文字なくして加へよめるものなれば、「ニゾコフル」とよみうべきなり。その他の例には卷四「五九三」に「君爾戀」卷十「一八二三」に「君丹戀八」二「一四三」二「二九八」に「於君戀」二「二八二」に「於君戀」二「三三〇」に「君爾戀」卷十一「二七四一」に「公二戀等九」二「七四三」に「君二不戀者」卷十二「三〇二五」に「君爾戀」良久卷十三「三二七一」に「君爾戀」毛「三三二一九」に「君爾戀」濫「君爾戀」禮薄「三三四四」に「君爾戀」爾卷十五「三七五〇」に「伎美爾故布良牟」三「七五二」に「君爾古非都都卷十七」三「九七二」に「伎彌爾故布流爾」とあり。この外「ワガセコニ」「イモニ」「ワギモコニ」「ツマニ」等多くの場合に於いて、「ニコフ」といへるものを見るが、今一々例をあげず。最も、卷二十四「三七一」に「都久波能夜麻乎古比須安良米可毛」の如き例無きにあらねど、「ニコフ」といふ時と、その心の行き方かはれるものなり。

○痛毛爲便奈美 舊訓「イトモスヘナミ」とよめるを槻落葉に「イタモスベナミ」とよめり。「痛」を「イ

トとよむは例なきことなり。「イタモスベナミ」といへる例は槻落葉に既にあげたる如く、卷十三三三二九に「伊多母爲便無見」卷十五三七八五に「伊多母須敝奈之」卷十七三九七八に「伊多母須弊奈美」の假名書の例あり。これは攷證に「ここに痛の字を書るは借字にてこは古事記下卷御歌は伊多那加婆比登斯理奴倍志云々とある伊多と同じく、いたくといふ意にてこは君を戀ても、ひたぶるに一向すべなきにといふ意也」といへるにて略々明かなり。

○蘆鶴之「アシタヅノ」とよむ。「アシタヅ」といへる例は卷六九六一に「湯原爾鳴蘆多頭者」卷十一二七六八に「葦多頭乃颯入江乃白菅乃」あり。これが鶴なる事は卷六九六一の詞書に「師大伴卿宿次田溫泉聞鶴喧作歌」と記したるには著しきが「ツル」を「タヅ」ともいへるは、卷一七四の「多津鳴倍思哉」の下にいへり。而してこの語は倭名鈔に「今按倭俗謂鶴爲葦鶴是也」あるによりて平安朝に入りても用ゐられしを見る。この語の意は攷證に「こは十一七四に葦鴨之多集池水云々とあるもたゞ鴨をいひ、十六丁に葦河爾乎云々とあるもたゞ蟹をいふなれば、これらみな葦邊に住るによりてその住所のものを名におはせて、鶴をさしてあしたづとはいふ也」といへるをよしとす。攷證、古義、註疏などにはこれを音なくの枕詞とすといへり。されど、これは、たゞの形容にして、蘆鶴の單になく如くなるといふに止まるならむ。

○哭耳所泣 舊訓「ネノミシナカル」とよめるを、代匠記に「ネノミシナカル」とし、童蒙抄に「ネノミソナカル」とし、考に「ネノミシナカユ」とせり。それらのよみ方いづれも道理なきにあらねど、所泣の所は「泣」に屬する字にして「ゾ」にあらざるべく、こゝに「ゾ」を加へてよむは穩かならずと思は

るれば、童蒙抄の説は先づ従ふべからず。又、なかるるといふも、後世の風なれば舊訓も隨ひがたし。「ネノミシナク」といふいひ方も本集に例なければ、考の説によるべし。その例は既に卷二二三〇に「聞者泣耳師所哭」とありて、そこに論ぜり。かく助詞の「シ」を加へてよむことも卷二一六三以下に例多し。「哭をね」とよむことも卷二一五五「哭耳呼」の下にいへり。「ね」は哭するをいふなり。「なかゆ」は自然に泣かるるなり。

○朝夕四天「アサヨヒニシテ」とよめり。「朝夕をアサヨヒ」とよむべきことは卷一五に既にいへる所なり。このこと同じ語遣なるは卷二十四四八〇に「可之故伎也安米乃美加度乎可氣都禮婆禰能未之奈加由安左欲比爾之且」とあり。この「して」につきて槻落葉に「かゝるしては軽く添たる助辭にて意なし」といへり。されど、もとより意味なき語にあらず。上の三七五の「鴨會鳴成山影爾之且」とあるは場所をさせるもの、こゝは時をさせるものにして、多少の差違はあれど、ニ於イテの意なることは共通せるなり。

○一首の意 君に戀ひ奉りても、一向にその詮のなきによりて、蘆間の鶴の朝夕に於いて泣くが如くにわれも朝夕にたゞ泣きにのみをるよとなり。

(四五七)

遠長將仕物常念有之、君師不座者、心神毛奈思。

○遠長 古來「トホナガク」とよめり。童蒙抄には「又すゑ長くとも讀むべし」といひ、槻落葉には「トホナガニ」とよめり。今、按ずるに「遠はスエ」とよむべき字にあらざるのみならず「すゑながし」と

といふ語は後の語と見えて、この頃に例を見ざればしたがひがたし。又集中には「イヤトホナガニ」といへる例あれど、單に「トホナガニ」と必ずよむべき例なし。又「イヤトホナガク」といふ語の例はあれど、單に「トホナガク」と必ずよむべき例はなし。その「イヤトホナガニ」とよむべき例はこの卷四七八に「天地與彌遠長爾」卷十二三〇五〇に「吾念人者彌遠長爾」卷十八四〇九八に「可久此許會都可倍麻都良米伊夜等保奈我爾」あり。「イヤトホナガク」とよむべき例は卷二二一九六に「天地之彌遠長久思將往」卷十三三五六に「不盡能禰乃伊夜等保奈我伎夜麻治乎毛」あり。かくの如く「トホナガニ」も「トホナガク」も共に明かにしかよむべき證なく、又「イヤ」を冠したるにも「イヤトホナガニ」「イヤトホナガク」二様の用例あれば結局いづれをよしとも決しがたく、又二者いづれを不可なりともいひがたし。されば、古來のよみ方によるを穩かなりとす。これは、時間の上にて永遠にといふことなり。

○將仕物常「ツカヘムモノト」とよむ。「仕」を「ツカフ」とよむ例は卷一三八にあり。意明かなり。
 ○念有之「オモヘリシ」とよむ。「念有」を「オモヘリ」とよむ例は卷一五にあり。又このこと同じ語は卷二二二〇二二三にあり。意明かなり。

○君師不座者「キミシマサネバ」とよむ。「マス」といふ語の例は上二四三に「王者千歲爾麻佐牟」卷十八四〇六四に「大皇波等吉波爾麻佐牟」卷十七三九九六に「和我勢古我久爾弊麻之奈婆」あり。「不座者」は「マサズハ」ともよみうるものなれど、ここは、已然の事實をいへるなれば、舊訓をよしとす。「シ」は強意の助詞にして、多くは下を「ば」にてうくる例あり。

○心神毛奈思 舊訓「タマシヒモナシ」とよみたるを楓落葉は「ココロドモナシ」とよめり。按ずるに集中の歌に「心神」といふ文字を用ゐたるは、このこと卷十二三〇五五に「山菅之不止而公平念可母吾心神之頃者名寸」との二所なるが、その他には卷五には「跪開封函拜讀芳藻心神開朗似懷泰初之月」(三六四)の前の詞書とあるあり。この三者同じ意か、はた、詞書なると歌なるとは多少異なる點あるか。先づ、詞書なるは漢字の本義によれるは疑ふべからず。漢語の心神は魏書釋老志に「其爲教也、錫去邪累藻、雪心神」と見え、又獨異志に「李廣夜夢一人曰、我心神也、君役我、太苦辭去、俄而廣卒」とありて、所謂「タマシヒ」にあたれるが如し。本集には又これに似たる「情神」といふあり。それはこの卷四七一に「離家伊麻須吾妹子乎停不得山隱都禮情神毛奈思」とあるあり。これも古來「タマシヒ」とよみたるが、楓落葉はおなじく「ココロドモナシ」とよめり。この字はなほ、卷十七「思放逸、應夢見、感悅、作歌一首并短歌」の次の左注の文に「喻曰、使君勿作苦念、空費情神」とあり。さて集中に「タマシヒ」といへる例ありやと見るに、卷十五三七六七に「多麻之比波安之多由布敝爾多麻布禮杼云々」といふ一例あり。又「ココロドモナシ」とある例を見るに、卷十七三九二七に「伊尼多多武知加良乎奈美等許母里爲底伎美爾故布流爾許己呂度母奈思」とあるあり、又卷十三三二七五に「一眠夜算跡雖思戀茂二情利文梨」もかくよむべきならむ。この「こころ」ともなしは「心」とも無しとして、とも共に助詞と見らるるさまにもあれど、卷十一二五二五に「吾情利乃生戸裳名寸」とあり、又卷十九四一七三に「吾情度乃奈具流日毛無」とあるはいづれも「ココロト」といふ體言の存したりしことを證するものといふべければ、「こころ」ともなしの「こころ」ともそ

の體言の方と思はれたり。これにつきて、槻落葉別記には「度の所の意にて心臓をいふにやあらん」といひ、攷證には「とごころと同じく、このともじは利とかける正字にて大禮祝詞に燒鎌乃敏鎌以氏云々とある敏も同じく利き意にて利きは早きをいふ言なれば、心利は心のさとり早きをいひてさとき意なる事、十二ハに大夫之聰神今者無云々ともあるにてしるべし」といへり。按ずるに「情利」とかけるは「利心」とかけると「利」の字共通するによりて、攷證の説の生じたるなるべけれど、その「ト」をいづれも「利」の意なりと假定してもその「利心」といふ場合の「ト」と「心利」といふ場合の「ト」とは語としての資格を異にせるが故にその「ト」は必ずしも一なりといふべからず。又同じ假定の下に於て「利心」といふ場合と「心利」といふ場合とを比較するに、「利心」といふは心を主體としていひ、「心利」といふは「利き」ことを主體としていふなれば、これ亦意を異にす。かく假定しての「こころ」といふは「心の利き」ことをいふなるべきが、それを「心神」又は「情神」といふをうべきかこの點をよく考へざるべからず。假に卷十一の情利乃生戸裳名寸卷十九の情度乃奈具流日毛無につきて見るに、心の利きことの生くるとか和ぐるとかいふことは意をなさず。されば、攷證の説は不通の論といふべきに似たり。この故に「こころ」といふてもその「利」は卷四「六一三」に「念弊利」七八〇に「任目利」の如き假名にして實字にあらざるべし。されば「ココロ」といふときは「心」の義とすべきに似たり。されど、これを心臓なりといふは強ひごとにして、これは恐らくは心のおちつき所をさすものならむ。かく考ふる時は「こころどもなし」といふ方たましひもなしといふもよりまさされる心地す。この故に今姑く、槻落葉の

よみ方による。

○一首の意 遠く長く永遠に仕へ奉らむものと念ひて有りし君が、この世に座さずなりしが故に、われは心も身にそはずまどへることよとなり。卷二「一七六」の「天地與共將終登念乍奉仕之情違奴」とあると似たりといふ説あれど、それよりも客觀性乏しく主觀性つよく、ふかみありといふべし。

(四五八)

若子乃、匍匐多毛登保里、朝夕、哭耳曾吾泣、君無二四天。

○若子乃 舊訓「ミトリコノ」とよめるを槻落葉に「ワカキコノ」とよめり。「若子」は文字のままにては「ワカキコ」とよみうるものなれど、卷二「二一〇」の「若兒乃乞泣毎」の下に説ける如く、「ミドリコ」とよむこと不可なく思はるるのみならず、この歌の意は一般の若き兒をさすにあらずして所謂「みどりこ」をさすと見ゆれば、舊訓をよしとすべし。さてこれを舊説「綠兒の如く」の意とせり。然らざることは下にいふべし。

○匍匐多毛登保里 「ハヒタモトホリ」とよむ。匍匐は「ハフ」なることは日本紀天武十一年九月の詔に「勅自今以後跪禮匍匐禮並止之更用難波朝廷之立禮」とある、その匍匐禮とは本集に「鹿自物伊波比伏管」鶉成伊波比廻(卷二「一九九」十六社者伊波比拜目)鶉已曾伊波比廻禮(四時自物伊波比拜)鶉成伊波比毛等保理(卷三「二三九」)の下にいへる如く、今人の坐して手を衝き、首を下ぐる禮をいへるにて著し。「タモトホル」といふ語は「モトホル」といふ語に「タ」といふ接頭辭を添へたる

ものにて、この頃に屢用られたり。卷七、一二四二に「視渡者近里廻乎田本欲今衣吾來」卷十七「三九四四」に「吉美乎念出多母登保里伎奴」三九九一に「之夫多爾能佐吉多母登保里麻都太要能奈我婆麻須義底」四〇一一に「多古能之麻等比多毛登保里」卷十八、四〇三七に「乎敷乃佐吉許藝多母登保里」などその例なり。モトホルといふ語は卷二、一九九の下にいへる如く、同じやうなる所をあちこちとまはる事と見えたり。

○朝夕「アサヨヒニ」とよむ。朝夕は上にいへり。ここには助詞「ニ」を加へよむべし。

○哭耳曾吾泣 舊訓「子ニソワカナク」とよみたるを代匠記は「子ノミソワカナク」とよめり。「耳」は音をとれば「ニ」とよむべく、義をとれば「ノミ」とよむべく、而して本集にも「惑人者啼爾毛哭乍語嗣」偲繼來…「卷九、一八〇一」相野爾左乎騰流鴉灼然啼爾之毛將哭已母利豆麻可母「卷十九、四一四八」など、明白なる例あれば、舊訓不可なりとはいふべからず。然れども、明白に「ネニ」とよむべき例は、上の二に限られたるものにして、ネノミ云々といへるものは、三十例に近く存す。されば、ここはその多き方につきて代匠記のよみ方に隨ふをよしとすべし。意は明かなり。

○君無二四天「キミナシニシテ」とよむ。かかる語例は卷二十四、四四〇一に「奈苦古良乎意伎且曾伎怒也意母奈之爾志且」四三二一に「阿須由利也加曳我伊牟多禰乎伊牟奈之爾志且」卷四、五五五に「獨哉將飲友無二思手」五七五に「痛多豆多頭思友無二指天」あり。この「君なし」といふはこの歌にてはその状態をいふ語なれば、「に」といふ格助詞は、修飾格を示すものといふべくして「は」ありて「の」代用をなせるものと見らる。かくて、この一句は反轉法によれるものにして、これを首に

廻して理解すべきものなり。

○一首の意「君がましまさぬによりて、即ち君なし」といふはかなき心細き事になりたるによりて、縁子の匍匐ひまはりて朝夕に哭くが如くに、我も悲みに堪へずして匍匐ひまはりて常に泣くことよとなり。若子のはひたもとほり朝夕に泣くといふことをかりてわが悲泣のさまを形容すべく用ゐたるものにして、若子ののみを「の如く」の意にとるはこの歌の趣を淺くするものなり。かくの如く譬喩より、いつしか實事にうつりて行く所に古の歌のすぐれたる趣もあるものにして、今の世の理窟にとらはれたる人にはかゝる歌は作りうべからぬは勿論理解する事すら難きさまなり。

右五首、仕人金明軍不勝犬馬之慕、心中感緒作歌

○仕人 これは古寫本に資人とせるをよしとす。「仕人」とあるも大體意同じく「ツカヒヒト」といひてよみ方は全く同じからむと思はるれど、正しといふべからず。資人は五位以上の官人に防衛駈使に供する爲に賜ふ所の人にして、その數は軍防令に規定あり。位につきて賜ふを位分の資人といひ、一位に一百人、以下減じて從五位に廿人を賜ひ、官につきて賜ふを職分資人といひ、太政大臣に三百人、左右大臣に二百人、大納言に一百人を賜ふとあり。今、大伴旅人は大納言なれば、一百人を賜ひしなり。その職分資人は親王に賜ふ帳内、これは名稱の差あるのみにて實は異ならずと同じく六位以下の子及び庶人より文武の貢人に才に堪へたるものを取り

て之に補せらるゝものにして、式部省の判補による。而して外六位勳七等の人は情願によりて帳内及び職分資人に充つることを聽されたり。

○金明軍 此れは古葉略類聚鈔、神田本等に「余明軍」とあれど、古寫本の大多數は、本文の如く「金明軍」とせり。余氏も金氏も蕃別の氏の名なれば二者共に有りべきことなり。余氏は日本書紀欽明天皇の十三年六月等に百濟王餘昌とあり、齊明天皇の元年に百濟の大使の名に余宜受あり、同六年に百濟の王、余豐璋あり、持統天皇の五年に百濟王余禪廣とある、その余なり。此れはもと扶餘の族なるが故にそれを略したる名と見ゆるが、その百濟王の亡國の後歸化したるは持統天皇の朝に百濟王といふ氏姓を賜ひたるが、その一族はなほ余氏を唱へしものなり。かくて、後には續日本紀孝謙天皇天平寶字二年六月甲辰に太宰陰陽師從六位下余益人造法華寺判官從六位下余東人等に百濟朝臣の姓を賜ひしことあり、淳仁天皇天平寶字五年三月庚子に百濟人余氏善軍男女四人に百濟公の姓を賜ひしことあり。されば余氏ならば、もと百濟の王族の歸化せしもの後なるべし。又金氏は元來新羅國王の姓なることは三國史記に見ゆる所にして、東國通鑑に新羅に朴、昔金の三氏ありて更るゝ王となる由見ゆ。而して、朝鮮を統一したる新羅は金氏にして、ここに金氏永く王となり、新羅亡びて後も金氏は朝鮮の貴族として現代に及べり。而して天武持統二天皇の頃の記事に當時來朝せる新羅の使人に金氏なるもの甚だ多し。而して、この頃にそれら歸化人等にも金氏が我が國に多かりしことは日本書紀天智天皇八年に小山上の位を授けられし人に金羅、金須の名あり。續日本紀、元明天皇和

銅二年十一月に從五位上金上元を伯耆守に任ぜられしことあり、神龜元年五月に從六位上金宅良、金元吉に姓國看連を賜ひ、聖武天皇の天平五年六月に武藏國埼玉郡新羅人德師等五十三人に「依請爲金姓」とも見ゆ。又正倉院古文書天平五年右京計帳の校勘を加へたる人に金月足といふ名も見ゆ。而してこの人の歌は上、三九四にも見え、又家持に與ふる歌二首卷四(五七九、五八〇)に見ゆ。その上、三九四なるは、余とある本あり、金とある本あり、卷四なるも亦然り。續日本紀養老七年正月の叙位の歷名に從五位下に叙せられし人の名に「余仁軍」といふあり、これも校本には「一作金」と注せり。この人の名はこの「金明軍」と關係あるにあらずやと思はるれど、他に何の證もなし。而してこの人の事は本集以外には所見なければ、いづれとも斷言しがたきことなれど、從來用ゐる來れると、例の多きとよりて姑く「金」としてとる。よみ方は音にて「コンノミヤウケン」とよむべきものならむ。

○犬馬之慕 此れは史記三王世家に「臣竊不勝犬馬心」といひ、漢書汲黯傳に「常有犬馬之心」といふもあるが、主として文選曹子建上責躬應詔詩表に「不勝犬馬戀主之情」といへるに基づけるものならむ。古語拾遺にも「愚臣廣成朽邁之齡既逾八十、犬馬之戀且暮彌切」とあり。「犬馬之心」とは臣がその君に忠をつくすことを謙りて稱する辭にして、忠を效すを犬馬がその主に懐き慕ふに喩へたるなり。「犬馬之慕」とは廣成が「犬馬之戀」といへるにおなじくして「犬馬戀主之情」をさせるにて「金明軍」が資人としてその本主たる旅人に對して敬慕に堪へざる情をいへるなり。

○心中感緒 楓落葉は「心」を上、の句につけて「慕心」とし、中を「申」の誤として「申へテ」とよめり。され

ど、中字は諸本一致せれば漫に改むべからず。「感」は細井本等に「盛」とあれど意をなさず、且つ他の多くの本「感」とあるを正しとすべく、緒も神田本に「結細井本に「持」とある由なれど、これも意をなさず、多くの本に「緒」とあるを正しとすべし。「感」の字面は支那にあるものなるべけれど、未だ例に接せず、されど「心緒」「傷緒」「懊緒」「怨緒」「悲緒」「愁緒」などの用例によりてその意を知るべし。「感」は文選王仲宣誄曹子建作に「哀風與感」などいふ場合の感にして、情動於中をいふなり。「緒」は心緒の義なるべく、心之思想條理をいふといひ、「悲緒」は「憂思也」といへるが、「感」は「感思」といふにおなじかるべし。さてこれは従來一を「不勝犬馬之慕」とし次に「心中感緒作歌」とよみたれど、「心中感緒作歌」といふことは文をなさず。この故に代匠記には「心の上に、述」の字を脱せるかといへるなり。按ずるにこれは

不勝犬馬之戀、心中感緒作歌

とよむべきものなるべく、しかよむときは脱字説をなす必要なかるべし。即ち本主旅人を戀ひ、心中の深き感に勝へずしてよめる歌といふことなるべし。

(四五九)

見禮杼不飽伊座之君我黃葉乃移伊去者悲喪有香

○見禮杼 「ミレド」とよむこと論なし。このみれどは單なるみれどにあらざ。卷一「三六」にある「瀧之宮子波見禮杼未飽可聞三七」の「雖見飽奴吉野乃河之云々」のみれどにして、幾度見れどもいづも飽くことなき意にいへり。この意の語の例は下巻七などにも見ゆ。

○不飽 舊版本の訓「アカマ」とあれど、古寫本の大多數「アカス」とあり。ここは下の「伊座之」につづくべき處にして連用形なるべき筈なれば、「アカズ」とよむこと疑ふべからず。

○伊座之君我 舊訓「イマセシキミガ」とよみ多くはそれに隨ひ來れるを槻落葉に「イマシシキミガ」とよみ、略解もしかよめり。按ずるに、この「イマス」といふ語は四段活用なるものなれば、「イマセシ」といふことは正しからず。さて「こ」に「座」一字にて「イマス」とよみうべきに、「伊座」とかけるは「座」は單に「マス」とよみうべくして紛はしければ、確かに「イマス」とよましめむ爲と思はる。卷二「一七三」の「伊座世者等これなり」。「不飽伊座之君」とは、その君が世に在りし程は「見れども飽かずありし君」といふ義なり。ここ「こ」の「イマス」は「在り」の敬語なればなり。さては元來見れど飽かぬ君といふことなりと思はる。卷四「四九五」に「朝日影爾保徹流山爾照月乃不歇君乎山越爾置手」といふあり。即ち、何程も見たれど飽かざりし君がといふなり。

○黃葉乃 「モミチハノ」とよむこと異説なし。「黃葉」は本集にては専ら「モチミバ」といへることは卷二「一三五」「一三七」「一九六」「二〇七」「二〇九」等に例あり。ここは「モミチハノ」とよむべく、而してこれは下の「ウツル」の枕詞の如くに用ゐたり。「もみぢば」の「を」枕詞として用ゐたる例は、卷一「四七」の下にも又卷二「二〇七」に「奥津藻之名引之妹者黃葉乃過伊去等玉梓之使乃言者」の下に既にいへるが、それは専ら「過ぐ」につゞけるものなるに、ここは「移りゆく」につゞけるものにて、いさゝか趣異なり。その意はなほ下にいふべし。さて、ここに「黃葉」といへるも、その薨時が秋なりしが故と思はる。

○移伊去者 舊訓「ウツリイユケバ」とよめり。類聚古集等にうつろひぬればとあれど、伊を「ヒ」の假名にすべき道理なし。又神田本に「ウツロイヌレハ」とあれど、「ウロツイ」といふ活用あるべからず。考は「ウツリイヌレバ」とよめり。按ずるに「伊去者」は「イユケバ」とも「イヌレバ」ともよみうべく、遽かに甲乙しかねたり。かくて「伊去」とかける本集中の例につきて見るに、

卷一、七九 佐保川爾伊去至而

卷三、三一七 白雲母伊去波代伐加利

卷三、三一九 天雲毛伊去波代伐加利

卷三、三二一 天雲毛伊去羽計

卷六、九七一 五百隔山伊去割見

卷十九、四一七八 丹生之山邊爾伊去鳴爾毛

上の「伊去」は「イヌ」とも「イニ」ともよまれず、必ず「イユキ」とよむべきものなり。ただ、

卷二、二〇七 名延之妹者黄葉乃過伊去等玉梓之使乃言者

は「イニキ」ともよみうべく思はるるなり。かくて多きにつかば、「イユケバ」とよむ方をとるべきに似たり。「イユク」といふ語は例の多きものにして、

伊行(卷二、二一三) (卷十、二二二〇) (卷十六、三八八五)

伊往(卷七、一一七七) (卷十二、三一九〇) (卷十二、三一六九)

五十行(卷四、五〇九)

射去(卷十二、三〇六九) (卷十二、二四七) (卷十一、二六八七)

射往(卷四、五〇九) (卷九、一七五二)

射歸(卷九、一八〇九)

射行(卷九、一七五二)

伊由伎(卷十四、三五四〇) (卷十七、三九七八) (卷十七、三九八五) (卷十八、四一〇三) (卷十八、四

一二五) (卷二十、四三三二)

などあり。「イユク」は「ユク」に接頭辭「イ」の加へられたるにて、大體意は異ならず。卷二十四、四八三に「宇都里由久時見其登爾許己呂伊多久牟可之能比等之於毛保由流加母」とある、うつりゆく時は時の景色の移りか、はりゆくをいふ。ここは黄葉の移りゆく意にてたとへたるものなれば、もみぢばのはただの枕詞に「あらずして、人の死に去るを形容したる意ありと思はる。

○悲喪有香「カナシクモアルカ」とよむ。ここに「喪」の字を用ゐたるは「喪」は不幸の意の「カ」の義なるを假名の「カ」に用ゐたるなれど、例多からず。末の「カ」は「哉」の意の「カ」なり。

○一首の意 明かなり。見れどもく、飽かずおはしまし、君がこの秋の黄葉の移ろふ如くに、なり賜へば悲くもあるかなとなり。

右一首、勅内禮正縣犬養宿禰人上使檢護卿病而醫藥無驗逝水不留因
斯悲慟即作此歌。

○右一首　これは大伴旅人卿薨之時の歌六首とあるうちの一首なり。前五首は金明軍のなり。
 ○内禮正　神田本に「内紀正細井本等に」内記正とあれど、さる官あるべきにあらねば誤なること著し。内禮正は内禮司の長官にして、正六位上相當の官なり。内禮司は内ノキヤノツカサともよむ。「正はそのカミなり。中務省の被管にして、宮内の禮儀及び非違を禁察することを掌る。

○縣犬養宿禰人上　縣犬養氏は新撰姓氏錄に「神魂命八世孫阿居太都命之後也」と見ゆ。この氏はもと連なりし由にて、日本書紀安閑紀にその名見え、天武紀に十三年十二月に縣犬養連、稚犬養連、賜姓曰宿禰とあれば、この時に宿禰の姓を賜はりたるなり。この氏は日本書紀に天武天皇の御世に「大伴手繼」の名見え、續日本紀に聖武天皇の御世に「石足」筑紫、大唐とあるをはじめ族人多く史に見え、本集にも同姓の人見ゆれど、人上の名この外に見ず。随つてその父祖を明かにせず。

○使檢護卿病　卿の病とは大伴旅人卿の病なり。政事要略第九十五に引く醫疾令の逸文を按ずるに、

五位以上病患者並奏聞遣醫爲療仍量病給藥。

とありて、その義解の文に

謂疾病之家申牒宮内省事少即省直處事重者申太政官官奏聞給。故公式令云奏醫藥即畿内亦准在京。

と見えたり。これによりて官より醫藥を給ふことありしを見るべし。さて檢護とは如何なる意か。喪葬令を按ずるに親王及び三位以上并に皇親の喪には治部の大輔少輔丞をしてそれらその喪事を監護せしめらるる規定あり。集解にこの監護の語を解して、曰はく、謂監視也、護助也。(中略)古記云、監護謂檢校也、見治也、(中略)凡監護喪事者至喪所而事訖可監護者。

この監は檢校也といふ解による時は監護も檢護も同様の意ならむ。即ち、大伴旅人に醫藥を賜ふにつきて、職務上その事を檢校しつゝその病を看護する意なるべし。

○而醫藥無驗　はその意明かなり。官より賜はれる醫藥も效驗なきをいふ。

○逝水不留　逝水の字面は王褒尉遲綱墓碑に「逝水詎停光陰不借隋煬帝詩に「會待高秋晚愁田逝水歸」などあり。流れ行く水の留まらざるを以て薨逝をたとへいへるなり。

○因斯　薨逝に因りてなり。

○悲慟　「かなしみ、なくなり。慟は玉篇に「哀極也」といひ、慟哭と熟するにてその意を見るべし。

七年乙亥大伴坂上郎女悲歎尼理願死去作歌一首并短歌

○七年乙亥　「七年」は上のつゞきにて天平七年なること著しく、乙亥は實に天平七年の干支たるなり。

○大伴坂上郎女　上三七九「三八〇」の歌の作者にして、そこにいひたれば略す。

○尼理願 この人歌の詞によれば、新羅人にして歸化したるなり。なほ左注に至りていふべし、
○悲嘆「かなしみなげきて」なり。而してこの歌は歌詞と左注とに照せば、その悲しみを母石川
命婦に報せるものなり。

(四六〇)

梶角乃新羅國從人事乎吉跡所聞而開放流親族兄弟無國爾渡來座而大
皇之數座國爾内日指京思美彌爾里家者左波爾雖在何方爾念鷄目鴨都
禮毛奈吉佐保乃山邊爾哭兒成慕來座而布細乃宅乎毛造荒玉乃年緒長
久住乍座之物乎生者死云事爾不免物爾之有者憑有之人乃盡草枕客有
間爾佐保河乎朝川渡春日野乎背向爾見乍足氷木乃山邊乎指而晚闇跡
隱益去禮將言爲便將爲須敵不知爾徘徊直獨而白細之衣袖不干嘆乍吾
泣淚有間山雲居輕引雨爾零寸八。

○梶角乃 舊訓「タクツノ」とよめるを考に「タクツヌ」とよむべしとせり。「角」といふ字は古は「ツヌ」とよむものなりしことは、本卷上の「角松原」「二七九」「角鹿津」「角鹿乃濱」「兵に三六六」「角障經」「二八二」及び卷二の「角韮徑」「一三五」「角乃浦回」「一三一」「高角山」「二二二」等にいへり。而して「タク

ツヌノ」といへる假名書の例は、本集にては卷二十四四〇八の「多久頭怒能之良比氣乃宇倍由奈美太多利」の一例に止まれど、古事記上卷の沼河日賣の歌又須勢理毘賣命の御歌に「多久豆怒能斯路岐多陀牟岐」とあり。而して、それらの例はいづれも「白き」の枕詞とせり。冠辭考に曰はく「梶」は木の名にて、角の借字、布にて梶の木の皮にて織たる布なり。これを細布とも、木綿ともいへり。こはきはめて白きものなれば新羅を白き意にいひかけたりといへり。然れども、木綿はその繊維の製したるままのものにて織物にあらぬことは既にいへり。又「布」を「ヌ」とのみいひたりといふことは證なきことなり。「ツヌ」は「ツナ」の轉なること卷二「一三五」の「角韮經」の條にいへる所なり。かくて「梶角」は「梶」にてつくれる綱なること著し。かくてその梶の繊維は今の白紙の原料と同じきものなれば、色の白きものなり。これよりして「白き」の枕詞とせるが、それより一轉して「シラギノクニ」の枕詞とせるものにして、それは「シラ」といふ語を白の意にとりなしてつゞけたるものなり。その梶の白きより新羅の枕詞とせる例は日本紀仲哀天皇卷に「梶倉新羅國」本集卷十五「三五八七」の「多久夫須麻新羅邊伊麻須出雲國風土記」に「梶倉志羅紀乃三崎」又本集卷十一「二八二」の「梶領巾乃白濱浪乃」の例などにて知るべし。

○新羅國從 舊訓「シラキノクニ」とよめるが、西本願寺本、溫故堂本は「クニユ」とせるが、童蒙抄又しかよめり。「從」はもとより「ニ」とよまるべき字にあらず、「ユ」とよむべきは論なし。新羅は古事記傳卷三十に説あり。曰はく、
新羅は斯良岐と訓り。名義は即「宇」の音を用ひたるなるべし。姓氏錄に新良貴と云姓あり

出雲風土記に栲食新羅紀乃三崎、遠飛鳥宮段に新良書紀に新羅なども書リ。(或人新羅は斯良と訓べし。岐は具爾の約まりたるにて斯良岐は新羅國の謂なれば、斯良岐之國とは云ふべきに非じと云り。是も一わたりいはれたることなり。斯羅新良なども書漢籍に斯盧國とも云へれば斯良と云むことさもあるべし。然れども、皇國言に正しく斯良と云る例を未見ず。又百濟高麗を久陀良岐古麻岐と云ふ例もなければ、斯良のみ國を岐と云むもいかゞなり。然れば岐はたとひ本は國の謂にもあれ久陀良古麻と並べて斯良岐と云來つれば、斯良岐之國と云むになてふことかあらむ。國名の淡海は即淡海なれども、其海をばあふみの海と云ふに非ずや。次に引る萬葉三卷の歌なるも、シラギノクニユとこそ訓べけれ、シラノクニヨリと訓むはいかゞなり。云々

といへり。この當時新羅國は、天智天皇の御時の三韓の屬地放棄政策によりて我が國の版圖にあらずして獨立してありしかど、なほ舊の如く、使を遣して調物を貢獻したりしなり。續紀によりて、その近き頃に來朝せしものをいへば天平六年十二月に新羅貢調使級伐金相貞の來朝せしあり、又その前天平四年五月に、新羅使金長孫等四十人入京せしことあり。同三年五月に新羅使薩冷造近等來朝して調を貢せしことあり、養老七年八月に新羅使朝奈麻金貞宿、副使韓奈麻昔楊節等一行十五人來貢せしことあり。尤もこれは彼國より來貢せしもののみにあらずしてわが國よりも遣新羅使といふをつかはされて略對等の禮となりしもの如し。從をユとよむこと及びその意は卷一、二九の「日知之御世從」に既にいへり。

○人事乎「ヒトゴトヲ」とよむ。この語は卷二、一六に「人事乎繁美許知痛美の下にいへり。重

蒙抄には漢語の「人事」の義に釋せむとする意見あれど、なほ人のいふ言の義なるべし。

○吉跡「ヨシト」となり。卷一、二七に「淑人乃良跡吉見而好常言師芳野吉見與良人四來三」の歌の「良し」を思ふべし。

○所聞而「舊訓キカレテ」とよみ、西本願寺本「キカシテ」とよみたるが、代匠記には「キカシテ」とよみ、考は「キコシテ」とよめり。「所」は支那の助動詞なるが、わが國にては「ル」にあつる場合もあれど、又敬語をなすサ行四段の複語尾をあらはすにも用ゐたること、所知「所念」「所取」「所照」の如し。こゝとを「キカレテ」とよめるは恐らくは敬語の「ル」の意ならむが、當時は「ル」は未だ敬語として用ゐられざりしによりてこのよみ方は當らず。さて「キカス」「キコス」はもと同じ語にして「キカス」が本體、「キコス」はその變形なるべく、いづれも古語にして古事記の八千矛神の御歌には一首の中に二様によめるが、本集にては假名書に「キカセ」といへるは一例のみにして、それは「令」の意のものなり。その他敬語なるはすべて

我我勢故之可久志伎許散婆安米都知乃可未乎許比能美奈我久等曾於毛布(二七、四四、九九)

難波乃海於之且流宮爾伎許之賣須奈倍(二四、四三、六一)

企許斯遠周久爾能麻保良叙(五、八〇〇)

莫寢等母寸巨勢友(十三、三二、八九)

とあり。されば、こゝも「キコシテ」とよむべきなり。代匠記初稿に「新羅に有し時、かの國の人と

ち、日本はよき國にて人も三寶を淨信すとかたるを聞てなり。又この國より新羅へゆく人もわが住方なればあるよりはよくかたりなすなるべし」といへり。

○問放流 「トヒサクル」とよむ。「放をサクル」とよむことは卷一以下に屢例あり。この語の例は卷五七九四に「伊波牟須弊世武須弊斯良爾石木乎母刀比佐氣斯良受」あり。似たるいひ方の例は卷十九四一五四に「語左氣見左久流人眼乏等」あり。この語の意は代匠記に

問さくるとは問は云なり。さくるとは思ひをさくるなり。光仁紀に左大臣藤原永手の薨し給ける時の詔詞に云。朕大臣誰爾加毛我語比佐氣牟孰爾加毛我問比佐氣牟止云々。此れ思召す事を誰に語りてか思ひをさけむ。誰に云ひてか思ひをさけむとのたまふなれば、今もうしろやすく物など云て思ひをさけやるべき親族もなき國に來ると云なり。

といへり。然るに、古義には之に反對して

問は言問すること、放流は見放るの放にて、物言やると云に同じ。

といへり。されど、これはなほ契沖の説の如く、楓落葉に「言語して憂を放やるをいふ」といへるをよしとす。

○親族兄弟 舊訓「ヤカラハラカラ」とよめり。親族を「ウカラ」とよむべきことは上四〇一の詞書の「大伴坂上郎女宴親族之日吟歌」の説明にいへり。兄弟を「はらから」とよむことは新撰字鏡に「昆の下に波良加良」とあり、昆は兄の義なり。さて又續紀天平寶字三年六月の宣命に「朕私父母波良何良爾至麻氏爾云々」とあり。こゝは「ウカラハラカラ」とよむべし。楓落葉は「産がら腹が

らにてからは國柄、山隨、人品などいふからにおなじかるべし」といへり。

○無國爾 「ナキクニニ」とよむこと論なし。意も明かなり。こはわが國には理願の親族も兄弟もなきによりていふなり。

○渡來座而 「ワタリキマシテ」とよむこと論なし。わが國に渡り來てやがて歸化せるなり。

○大皇之 寬永本「太皇之」とあり。略解など「大を天と改めたれど、ここを天皇とせる本無し。古寫本殆どすべて「大」とあれば、太は誤とすべし。さて舊訓は「スメロギノ」とよみたるが之を「オホキミ」とよむべき由は上四四一の「大皇之命恐云々」の下にいへり。今もその意によりて「オホキミノ」とよむ。

○敷坐國爾 「シキマスキニニ」とよむ。「シキマス」の意は卷二一六七の「天皇之敷座國等」の下にいへるにおなじ。

○内日指 「ウチヒサス」とよむ。これは「宮」の枕詞なり。その例は卷四五三二に「打日指宮爾行兒乎」卷五八八六に「宇知比佐受宮弊能保留等」卷十四三四五七に「宇知日佐須美夜能和我世波」などあり。それよりして「ミヤコ」「ミヤヂ」などの枕詞ともなれるなり。卷二十四四七三に「宇知比左須美也古乃比等爾都氣麻久波」卷十一二三六五に「内日左須宮道爾相之人妻姫」とある例などこれなり。この語の意は冠辭考に「麗しき日のさす宮と續けしなり。うつくしのつくしを反せば、ちとなる故に、略きてうちといへり。記には朝日のたださす國、夕日の日照國なり云々。又卷向の日代宮は朝日の日照宮、夕日の日蔭る宮云々。この外にも日影を以て宮を褒めたる多

きを思ふべし」といへり。この日の射すといふことは異議あるまじけれど、「ウチ」は「うつくし」の約略といふことはうけられず。これより外諸家の説あれど、殆んど皆所謂鑿説にてよしと思はるるはなし。代匠記には「宮殿の構高ければ、日さす宮と續けたるなり。仙覺抄の説さまじまにかけるが、誠の文字なるべし。それも刺すは射の字なるべきか。文選班孟堅が西都賦曰「上反」字以蓋載。遼日景而納光と。これらの意なり」といへり。今按ずるにまことにこの説の如く宮殿の實景をいへるなるべし。文選の注に「激日景而納光言宮殿光輝外激於日」日景下照而反納其光也」といひ、又濟曰「言宮殿光色與日景相激射而入宮室」とあり。ここに問題とする所は吾人の國語としての構成なり。先づ問ふべきは「ウチ日」の「射ス」といふ語かといふことなり。然るに「ウチ日」といふ一語の在りきといふ證は一も存せざればこの考はすてざるべからず。次には日の「ウチサス」といふその「ウチサス」の中間に「日」の入りしものかといふことなり。されど、かかる構成法は國語に例なきことなり。然るときは殘る所たゞ一の場合、即ち「日刺ス」を一語として取扱ひ、「ウチ」をこの上に冠したるものと見ざるべからず。語の構成はかくいふべきが、本來の意味は、日光が十分に射し入る如き高莊なる建築をほめたるものなるべし。それが、後にはただ「宮」といふ語の枕詞となりたるなるべし。

○京思美彌爾 「ミヤコシミミニ」とよむべし。これは「京は上につきて、内日指京とつゞき、思美彌爾はその京の繁昌をいへるなり。この語の例は卷十一「一八四」に「秋芽子者枝毛思美三荷花開ニ家」里卷十一「二五二九」に「家人者路毛四美三荷雖往來」卷十三「三三二四」に「大殿之砌志美彌爾露

負而靡芽子乎」あり。ことに卷十三「三三二四」には「藤原王都志彌美爾人下滿雖有」とあるはここに特に参考とすべきものなり。この語の意は代匠記は「しけきなり」といひたり。この意は勿論あれど、委しからず。考には「繁々」を略といひ、楓落葉に「繁繁爾也」といひたれど、これも徹底せず。古義は「繁森なり」といひたれど、これは全く従ふべからず。攷證は「思美彌は上」廿九下「上」にいへる如く、茂きをしみといへる、そのしみを「繁々」と重ねたるにて、かく語を重ねる時は下の語を一つ略く例なる事、あさなあさなといひ、とをとをといふをとをといひ、たわたわといふをたわたわといふにてしるべしといへり。この説をよしとす。先づ「シミ」といふ語は語源は未だ知られねど、卷一「五二」の「之美佐備立有」の「シミ」又卷十七「三九〇」に「鳥梅乃花美夜萬等之美爾安里登母也云々」とある「シミニ」の「シミ」にして「繁」の意のある副詞たる古語たり。それを二つ重ねいふ時「シミシミ」となるべきをかる時に往々第二の語の首音を省きて連ぬるは古今に通ずる國語構成の方法なり。(小兒語の「あわわ」その他「とろろ」「つらら」「あいたた」「あつ」などの今の俗語みなこの格なり)さて「シミ」は主として草木の繁茂せるを形容していふ語なるが、それになぞらへて、奈良の京の繁昌せる由をいへるなり。

○里家者 「サトイヘハ」とよむこと論なし。里は大寶令の制による時は、地方行政區劃の單位にして、五十戸を以て一里とするを原則とし、五十戸以下なるもまた一里として、里毎に長一人を置かれたるなり。京にては里といはずして坊といひ、四坊毎に令一人を置き、左京、右京、各坊令十二人を置かれたれば、各四十八坊ありしこと、當時の制なり。かく坊は京中の町をいふなれ

ど、字書に「言人之所在之里爲坊」ともあれば、汎く里といふに不可なきなり。ここにいふ所は主として京の坊をいふに似たれどもとよりしか限るべからず、京外の里どもをもさすなるべし。

○左波爾雖在「サハニアレドモ」なり。この語は卷一「三六」の「國者思毛澤二雖有」とあるにおなじ。さて上述の如くなれば、里の多くあることはいふまでもなく、里多ければ、家の數は更にその數十倍あるべきなれば、多きこといふをまたず。「大皇之よりこゝまでは文脉旁系に屬す。

○何方爾「イカサマニ」とよむ。この語のことは卷一「二九」の「何方御念食可」の下にいへり。

○念鷄米鴨「オモヒケメカモ」とよむ。「ケメ」は上に履いでたる「ケム」の已然形にして、「カモ」は疑問の係助詞「カ」に「モ」の添はれるものにして、この已然形のまゝにて條件となりて、下につゞくべきを「カモ」の係助詞にてうけて下の陳述に關係を深くしたるものなり。かゝる例は卷四「六三三」に「幾許思異目鴨敷細之枕片去夢所見來之」といふあり。何様に思ひけむによりてか然々のことをせしといふ意なり。

○都禮毛奈吉「ツレモナキ」なり。この語の例は卷二「一六七」に「由緣母無眞弓乃崗」あり。その意はその下にいへる如く、關係も緣故も無きことをいふ。これは尼理願が本邦に來り、別に從來の緣故も無かりし大伴家をたよりとせしことをいへるなり。

○佐保乃山邊爾「サホノヤマベニ」なり。槻落葉は「サホノヤマビニ」とよめれど、「ヤマビニ」といふは「ヤマ」のめぐりといふ如き意なれば舊訓をよしとす。左保は古の奈良京の東の郊外の地にして後世佐保村といふ。ここに左保山あり。大和志料に曰はく、

垂仁天皇ノ皇后ヲ狹穗姫ト稱ス。其兄ニ狹穗彦アリ。狹穗ハ地名ニシテ即チ佐保ナリ。

佐保山ハ今在家町及東坂ヨリ興福院ノ西邊ニ亘レル一帯ノ平地ヲ佐保ト汎稱シ、其村里ヲ

佐保里トイヒ、其東方東大寺輾磴門ヨリ西眉間寺法華寺ニ達スル一條ノ道路ヲ佐保大路ト

イフ。即チ平城左京一條大路ナリ。

といへり。而して「明治二十一年法蓮、法花寺、半田開ノ三村ヲ佐保ト稱ス」といへり。これにて今佐保村といふは新しき名と知るべし。かくて和名鈔を見れば、大和國添上郡に山邊郷ありて大和志はこれを説明して

山邊已廢存佐保法花寺二村

とあれば明治二十一年新定の佐保村の地即ち古の山邊郷の地なるべし。これは佐保山の邊といふことに基づくことなれど、一の地名として固定せしものの如し。然らば、この「山邊」も或はそれによりていへるか。但し、未だしかな斷言しうべからず。さてこの邊の地平城京となりては、大官の殿邸を設けられしものと見え、藤原不比等をは佐保殿と號し、長屋王を佐保、左大臣と號せるが、大伴氏の邸もここにありしものと見たり。卷四、京職大夫藤原大夫贈大伴郎女歌に對して大伴郎女和歌の左注に「右郎女者佐保大納言卿之女也。初嫁一品穗積皇子被寵無儔而皇子薨之後時藤原麻呂大夫娉之郎女焉。郎女家於坂上里仍族氏號曰坂上郎女也」と見え、又同卷「六四九」の大伴坂上郎女歌一首の左注にも「左坂上郎女者佐保大納言卿女也。駿河麻呂此高市大卿之孫也。兩卿兄弟之家、女孫姪之族、云々」とあり。佐保大納言卿とは、旅人の事を

いへるなり。卷八一四四七の伴坂上郎女歌一首の左注には「右一首天平四年三月一日佐保宅作」と記したれば、ここに大伴旅人の邸宅の在りしこと知られたり。

○哭兒成 「ナクコナス」とよむ。「シタフ」の枕詞なり。兒が泣きつゝ親を慕ふが如くといふ意にいふ。卷五七九四に「泣子那須斯多比積摩斯提」とあり。

○慕來座而 「シタヒキマシテ」なり。語は上に例あり。意は明かなり。

○布細乃 「シキタヘノ」とよむ。「布細を」しきたへ」とよむは卷十一「二五一五」に「布細布枕動夜不寐思人云々」といふ。細布は精細なる布の義にて「タへ」にあてたるもの「布」は動詞としての「シキ」なり。

「シキタヘ」の語は卷一「七二」の「敷妙」の下にいへる如く、夜の衣の義なるがこは「宅」につゞけたれば尋常の例にあらず。しかもこの反歌にも「敷細乃家」といへり。これは「シキタヘ」は「枕床」などの枕詞なるを、それを汎く夜床の意に擴張し更に夜寝ぬる意にせしならむ。

○宅乎毛造 「イヘヲモツクリ」とよむ。意明かなるが、これは理願が、大伴氏の佐保の宅のあたりにおのが住むべき家をも造り住みしをいふ。

○荒玉乃 「アラタマノ」とよむ。年の枕詞たること上「四四三」にいへり。

○年緒長久 「トシノチナガク」とよむ。この語の例は頗る多し。卷四「五八七」に「荒珠年之緒長吾毛將思」又卷十五「三七七五」に「安良多麻能等之能乎奈我久安波射禮杼」などの例なり。攷證に曰はく「こは年のいくとせともなく續く意にて、凡て物の續きて絶ざるを衰といひて、云々魂の緒といふも、魂を放らさず、たもち續くるよしにていひ、氣の緒といふも、氣を續ぐよしにしてい

へるなれば、この年の緒と同じ」といへり。その中略せる所は賛成しがたき所なるが、ここに引ける所はいはれたることにして年の緒の意これにて知るべし。

○住乍 「スマヒツ」とよむ。似たる語は、卷五「八八〇」に「比奈爾伊都等世周麻比都」とあり。「スマフ」は「住ム」の繼續作用をいふ爲に波行四段活用に再び活用せしめたるものなり。この語格のこと上に屢いへり。

○座之物乎 「イマシモノヲ」とよむ。意明かなり。

○生者 舊訓「イケルヒト」とよめり。攷證は「イケルモノ」とよみ、古義は「ウマルレバ」とよめり。これは上の「三四九」の「生者遂毛死物爾有者」とあると同じ思想によりてのものにして「生の始」と「死の終」とを對していへるなれば、そのこと同じく「ウマルレバ」とよむべきものなることそこにいへるに同じ。

○死云事爾 舊訓「シヌトイフコトニ」とよめり。考は「チフコトニ」とよみ、攷證は「トフコトニ」とよめり。いづれも例ある事なれど、舊訓を改むることの必要あるまじ。意明かなり。

○不免物爾之有者 舊訓「マスカレヌモノニシアレバ」とよめるを槻落葉には「ノガロエヌ云々」とよめり。「免」字は類聚名義抄に「マヌカル」の訓あり、又天治本新撰字鏡の記入にも「マヌカル」の訓を附く。されば舊訓を改むるに及ぶまじきことなり。意は上にいへる如く、生者必滅の理を免るること能はざるものなればといふこと勿論なるが、卷二「二一〇」の「世間乎背之不得者」といへると同じ思想をこれは委しく説明する形にせしものなり。

○憑有之 タノメリシとよむ。この語は卷二二一〇の「憑有之兒等爾者雖有に照して知るべし。彼は妻を憑めりしこと、此は、理願が、大伴氏一家を憑みてありしなり。」

○人之盡 ヒトノコトゴトとよむ。「盡」を「コトゴト」とよむことは卷一「二九の阿禮座師神之盡以下に例多く、意も亦これらによるべし。理願の憑みてありし大伴家の人盡くといふことなり。これは坂上郎女のみ留守して止まり、一家引き連れて有馬に赴きてありし間のことと見えたり。」

○草枕 クサマクラとよみ、旅の枕詞たること上に例多し。

○客有間爾 舊訓「タヒニアルマニ」とよめるを考は「タヒナルマニ」とよみ、槻落葉は「タヒナルハシニ」とよみ、略解「タヒナルホドニ」とよめたり。「客を「タビ」とよむべきことは卷一に既にいへり。

「間」は「ハシ」とはよまるれど、「ホド」とよまむことは道理なし。又「ハシ」といふ語は俗にいふ「トタンニ」といふ如き語なれば、ここにあはず。「間」はすなほに「マ」とよむをよく當れりとす。然るときは考の如く特に字足らずによむべき必要なきによりて舊訓をよしとす。さてこは、末の詞又左注によるに有馬温泉に赴きありし間に尼理願が死去せしものと見えたり。

○佐保河乎 サホガハチとよむ。佐保川の事は卷一「七九にいへるなるが、ここにいふ所は卷一「七九にいふ所よりも上流にあたる所につきていへるならむ。この河は佐保の内を流るゝなれど、そのうちにも南の方春日山の後より發源して北に流れ、かくて、西に向ひて春日の北域の山の裾をめぐりながら、さまになれる川なれば、ここにいふ所を地點的に想像しうべし。」

○朝川渡 アサカハワタリとよむ。朝川渡の語は卷二「一一六に例ありてそこにいへり。即ち朝に川を渡ることを一の語の如くにしていへるなり。これよりはその死者を葬るわざをいへるならむ。

○春日野乎 カスガヌヲとよむ。「春日野」は本卷「三七二」「四〇四」にいへり。ここは佐保より出で佐保川をわたりて春日野を通るよしにいへるなり。

○背向爾見乍 舊來「ソガヒニミツ」とよめるが別に異説なし。この語の例は本卷「三五八」に「粟島矣背向爾見乍乏小舟」とある下にいへる如く背にしつゝ行くことを見つゝといへるは當時の言ひ慣はしなり。

○足氷木乃 アシヒキノとよむ。この語の事は卷二「一〇七」の「足日本之」の下にいへり。「ヤマ」の枕詞なり。

○山邊乎指而 ヤマベヲサシテとよむ。これは固有の地名にあらず。當時の葬地の山邊にありし故にそこを指して行きたるをいへることならむ。

○晚闇跡 舊訓「ユフヤミト」とよめるを玉の小琴には「クラヤミト」かくりましぬれ、こは地下に葬る意もて云也といひ、古義これをよしとせり。然るに、玉の小琴の説の本旨明瞭ならず、地下に葬る意もて云ふが故に「くらやみ」とよむべしとする意か。然れども、さる意にては何故に「くらやみ」といはずるべからざるか理由明かならず。地下に葬るは「かくる」といふ語にて十分なり。この語はこの「かくる」ことを形容していふなれば、必ず「くらやみ」といはずるべからざるなり。

る理由なし。次に「くらやみ」といふ語は古義に引く如く平安朝には例少からねど、本集には確實にしかよむべき例なし。卷十一九四八に「木晚之暮闇有爾」をば古來「ユフヤミ」とよめるをも「クラヤミ」とよむべしといふ説もあれど、これも確かならず。「晩も暮もクラス」といふ動詞にはよめど、「クラシ」といふ形容詞にはよむこと例なし。「クラヤミ」の「クラ」は「クラシ」の語幹なれば、語義にあはず。「ユフヤミ」の例は卷四七〇九に「夕闇者路多豆多頭」四卷十一二六六六に「夕闇之木葉隱有月待如」あり。「夕闇」は必ず「ユフヤミ」にして、「クラヤミ」とはよむこと能はず。されば「ユフヤミト」とよむべし。この「ト」は形容する意を示すものにして、「ユフヤミ」如クの意なり。槻落葉に曰はく「夕ふ闇のをぐらくものゝ見えわかぬがごとく山邊にかゝりましぬれば」といふ意といへり。

○隱益去禮 舊訓「カクレマシヌレ」とよめるを、槻落葉に「カクリマシヌレ」とよめり。「カクル」は後世は下二段活用なれど、古は四段活用なりしこと卷二九二の「樹下隱」の下にいへり。されば槻落葉の訓によるべし。意は既にいへり。さてここは、已然形なるが、このまゝにて下につゞけて條件とせるものにして後世の語ならば、必ず「接續助詞」を添へて示すべき所なり。

○將言爲便 「イハムスベ」なり。この語の例は卷二二〇七にありて、全く同じ。

○將爲須徹 「セムスベ」なり。文字は稍違へどこの語も卷二二〇七に「世武爲便」とありて、今特に説明するまでもなし。

○不知爾 シラニなり。不知にても「シラニ」といふ語に相當すべけれど、それは「シラズ」ともよみうべきが故に下に「爾」を加へて「シラニ」といふ語を確實にしたるものなり。この語の例は卷二二〇の「世武爲便不知爾」あり。「シラニ」は「シラズ」の連用形に同じく、打消して「シラズシテ」の如き意にて下につゞく時にいふなり。

○徘徊 舊訓「タチトマリ」とよめり。この文字は古寫本の多く「徘徊」とせり。されど、行人偏なるをよしとす。よみ方は萬葉考に「タモトホリ」とし、爾來みなしかよめり。「徘徊」は「たちとまる」の意ととりては意十分ならず。「タモトホリ」の語は上四五八の「若子乃匍匐多毛登保理朝夕哭耳曾吾泣君無二四天」の條にいへり。この語は「モトホル」に接頭辭「タ」を添へたるものにして「モトホル」は卷二一九九に「鶉成伊波比廻」とあると、この卷二三九の「鶉成伊波比毛等保理」とあると同じきが如く、その邊を徘徊する意なればこのよみ方は當れりとす。攷證に曰はく「たもとほりのたは發語、もとほりは立めぐりさまよふ意にて、せんすべなき時のわざなる事上(攷證此卷四十一丁)にいへり」と。

○直獨而 「タダヒトリシテ」とよむ。槻落葉は獨の下に居を加へて「ヒトリキテ」とよむべしとせり。されどさる本一もなきのみならず、卷二四四〇八に「可胡自母乃多太比等里之氏」といへる例あり。又「獨而」を「ヒトリシテ」とよむ例は上の四四九の「獨而見者涕具未之毛」の下にいへり。されば、このまゝにて意十分にとほれるなり。即ち、尼理願の死にあひて、坂上郎女一人して、その所置をなすべく心を勞せし由なり。

○白細之 「シロタヘ」のよむ。「細」を「たへ」とよむこと、上の「布細乃」の「細」におなし。「白たへ」の義は

卷一、二八の「白妙」の下にいへる如く、白き布なるが、こは素服の意もこめてあるなるべし。素服は喪事に關する時に用ゐる白色の衣服なり。

○衣袖不干「コロモデホサズ」とよむべし。「袖は通常ソデ」とよめど、それは「衣手なれば、衣袖二字にて、コロモデ」とよむこと無理にあらず。「コロモデ」の語は卷一より屢いでたれば今いふまでもなし。楓落葉は「コロモソテヒズ」とよみたれど、あまりに理窟にとらはれて、趣味なきよみ方なり。わが乾さむと欲すれども衣の袖の乾く時無しといへるにて、悲涙のひまなきをいへるものなり。

○嘆乍「ナゲキツ、なり。「乍をツ」とよむこと、卷一、二五の「思乍叙來」の下にいへり。意は明かなり。

○吾泣淚「ワガナクナミダ」なり。これは下の「雨爾零寸八」に對しての主格に立てり。

○有間山「アリマヤマ」なり。卷七、一一四〇の「志長鳥居名野乎來者有間山夕霧立宿者無爲」とあると同じ山にして、有間温泉の邊の山をさすなり。攝津志に「有馬郡有馬山有湯山町上方、即爲武庫山西面、又名鹽原山、山間有鹽湯、因以爲名。又有落葉山、愛宕山、躑躅山等名」とあり。この山をさせり。「有間山ニ」の意なり。

○雲居輕引 古來「クモキタナビキ」とよめり。「輕引をタナビク」の語にあてたるは卷四、七八九に「春霞輕引時二事之通者卷六一〇〇五」に「芳野宮者山高雲會輕引卷七一八一」に「朝霞不止輕引龍田山」二二四六に「燒鹽煙風乎疾立者不上山爾輕引卷八一四六四」に「春霞輕引山乃卷十一八四

四に「澤鹿能山爾霞輕引」とあるは皆しか讀まずばあらじ。この「輕引」といふ字面は恐らくは本邦にての用字と見ゆるが、かの日本書紀のはじめの文の
其清陽者薄靡而爲天

とある「薄靡」の字面を聯想せしむるものあり。輕と薄とは相熟して、輕薄といふ語をなし、今は道德上の惡しき意にのみとらるれど、元來物質の密ならず、輕きをいふ語なれば、それが虚空に浮べる意を明かにするに用ゐたるなるべく、靡は國語になびくといふ如く、曳きひろがる意あり。されば、漢語の薄靡を國語體に書くときは、輕引とかきても意あらはること明かなり。

「雲居」は雲の居る所即ち空をいふこともあれど、こはたゞ雲をいへるなり。その例は上、三七二の「雲居多奈引」の下にいへり。

○雨爾零寸八「アメニフリキヤ」とよむ。「零をフリ」とよむことは卷一、二五の「雨者零計類」の下に、「寸をキ」とよむことは卷一、五の「鶴寸乎白土」の下にいへり。「雨ニフリキヤ」は「雨となりて降りきや」といふなり。この語はわがこの佐保にて泣く涙のそなたの有馬山にかよひて雲となりてたなびき雨となりてふりきや如何といふにて、このわが悲涙はそなたにも感じたまはむといふ意を含めたり。かゝるいひ方なる例は、古事記上、卷八千矛神の御歌に「那賀那加佐麻久阿佐阿米能佐疑理邇多多牟叙」とあり。

○一首の意 この理願尼は新羅國より人の物語にてこの國をよき國と聞きたまひて、うれしき事も憂き事も共に語ひて心を遣るといふ親しき人々親族も兄弟も無きこの國に渡り來たま

ひて、わが天皇陛下の知りたまふ國には京都はいとも繁昌し、里も家も多く在れども、その多くの里家のうちにて、何と思ひ給ひてか何の縁故も無き、佐保の山邊のこの大伴氏の家に慕ひ來たまひて、その邊に家をも造りて、年永く住まひつゝ、たまひしものを生れたる者は死ぬといふ事世の道理に免れぬ物にて有れば、その理願尼が懇みて在りしわが母人、その他盡くの人が、旅に出でたる間に、慮らずも死にて朝佐保川を渡りて、春日野を背にしつゝ、山の方を指して行きて隠れたまひぬ。(即ち山に葬りたるをいふ)かく山に隠れてみえずなれば、言はむとすれど、言はむ爲便なく、如何にか爲むとすれど、爲むすべもなく、われ一人、彼方此方とたゞうろろとして衣の袖の乾く間も無く嘆きつゝ、わが泣く涙はそなたの有馬山にかよひて雲とたなびき雨となりて降りたらむと思ふ。果して降りたりしか。如何に見たまひしかとなり。

反歌

留不得、壽爾之在者、敷細乃家從者出而、雲隱去寸。

(四六一)

○留不得 舊訓「トバメエヌ」とよめるを楓落葉に「ツマリエヌ」ともよめり。留を「ツマリ」といふは祝詞の「神留」より考へたることならむが、ここは人の命は人の力にて止めむと欲してもとゞめ得ぬの意なれば、舊訓の方よきなり。

○壽爾之在者 「イノチニシアレバ」とよむ。壽を「イノチ」とよむことは卷二「一四七」に例あり。意は上にもいへる如く、人の壽命は人の力にて左右し得ぬものなればといふなり。

○敷細乃 「シキタヘノ」長歌にいへるにおなじ。

○家從者出而 舊訓「イヘチハイデテ」とよみたれば、從を「チ」とよむは當らず、考に「イヘユハ」とよめるをよしとす。意明かなり。「ユ」は「ヨリ」の古語にして、ここの「ユハ」の「ハ」は意軽くして、意を強むる用をなすものと思はる。

○雲隱去寸 舊訓「クモガクレニキ」とよみたれど、楓落葉に「クモガクリニキ」とよめるに従ふべし。「雲隱」は上の「四一六」の「雲隱去寸」の下にいへる如く、死去せしをいへるなり。

○一首の意 明かなり。命といふものは人の力にてとゞめ得ぬものなれば、家より出でて雲隠れたるよとなり。

右新羅國尼名曰理願也。遠感王德歸化聖朝。於時寄住大納言大將軍大伴卿家、既逕數紀焉。惟以天平七年乙亥、忽沈運病、既趣黃泉。於是大家石川命婦、依餌藥事、往有間溫泉、而不會此哀。但郎女獨留葬、送屍柩、既訖。仍作此歌贈入溫泉。

○右新羅國尼名曰理願也 「名」の字流布本に脱す。古版本、古寫本、皆あり。なくしては意十分ならず。よりに訂しつ。新羅國への往來の事は上にもいひたり。理願尼の事はこの外に所見なし。

○遠感王德 理願が遠く新羅にありてわが天皇の聖徳に感じ奉れりといふこと。

○歸化聖朝 「歸化」は徳化に歸服する義にして、外國の臣民のわが國に來りて臣民となること。

唐書百官志に「職方郎中員外郎各一人掌地圖城隍及四夷歸化之事」とあり。ここはわが聖朝に理願が歸化したるをいふ。

○於時 その歸化したる時になり。

○寄住 「寄」は人をたよりて身を寄することなり。大伴氏の家にたよりて住するなり。

○大納言大將軍大伴卿家 大納言大將軍大伴卿とは大伴安麿なり。安麿は文武天皇の慶雲二年に大納言に任ぜられたれど、大將軍に任ぜられし年月明かならず。或は和銅二年十二月大將軍下毛野朝臣古麿卒の後に任ぜられしにあらざるか。續紀には「和銅七年五月丁亥朔、大納言兼大將軍正三位大伴宿禰安麻呂薨。云々」とあり。

○既逕數紀焉 「逕」の字は上三一五の詞書にも見えてそこに論ぜる如く、經字と同じ様に用ゐたれば、そこに準じて數紀を經たりとよむべきならむ。紀は年をかぞふる意ありて、その時は十二年を一紀とするなり。書經畢命に「既歷三紀」とあり、傳に「十二年四紀」とあるこれなり。これによるときは理願の歸化してよりは三四十年は經過せしものといはざるべからず。天平七年より和銅七年の安麿卿薨去の年まで溯れば、二十一年なり。又天平七年より三十年遡れば、慶雲二年の大伴安麿の大納言に任ぜられし年なり。恐らくは當時安麿太宰帥を兼任せしかば、それらの縁故によりて先づ理願が觸接して親しくなりて終生を托するにも至りしならむ。

○惟以天平七年乙亥 「惟」は文の端を改め起す辭なり。

○忽沈運病 運病といふ熟字は未だ出典を知らず、然れども運は天命をさすことなれば、天命のつくべき所の病をさせるものか。

○既趣泉界 泉界は黄泉の界の義なり。即ち病死したる由をいへるなり。

○於是 「コ、ニ」になり。その時に當りてといふ程のところなり。

○大家 「タイコ」とよむ例なり。これは大姑といふにおなじく、古支那にて婦人の尊稱とせしなり。班昭即ち後漢の曹世叔の妻たりしを時の天子をはじめ曹大家と稱せしことあり。後漢書列女傳なる曹大家の傳に「帝數召入宮令皇后貴人師事焉。號大家。每有貢獻異物輒詔大家作賦頌」とあり。卷四五一八の歌の詞書に「石川郎女歌一首」とある下に古寫本のすべてに「佐保大伴大家也」と注せるもこの意なり。

○石川命婦 「命婦」はもと支那にて女官の名目にして、釋名に「大夫妃曰命婦」といひ、禮記祭義に「卿大夫相君命婦相夫人」とあり。儀禮の注に「命者加爵服之名」といへり。わが國の制は令義解中務省に内外命婦の名ありて、その義解に

謂婦人帶五位以上曰内命婦也。五位以上妻曰外命婦也。

とあり。この石川命婦はいづれなりしか。卷二十に

冬日幸于靱負御井之時内命婦石川朝臣應詔賦雪歌一首諱曰昌婆 (四四三九)
とありてその左注に、

于時水主内親王寢膳不安累日不參因以此日太上天皇勅待孀等曰爲遣水主内親王賦雪作歌奉獻者。於是諸命婦等不堪作歌而此石川命婦獨作此歌奏之。

とありて、その次に

右件四首上總國大椽正六位上大原真人今城傳誦云爾。

とあり。大原真人今城は續紀によるに天平寶字元年五月に正六位上より從五位下を授けられ、その六月に治部少輔となりたれば、この歌を傳唱せしは、天平勝寶八年以前にして、その頃に既にこれが傳説として存せしものなり。又水主内親王の薨去は續紀によるに、天平九年八月なり。然るに上の歌は冬日の事にして雪を賦する歌なればこの薨去の際にあらざることとは明かなり。さて又、これを家持が採録せし時を天平勝寶八年と假に考ふるときに、太上天皇と申し上げ奉るは元正天皇にましませど、卷二十の彼の四首の第二首には、先太上天皇御製霍公鳥歌一首とあり、次に、薩妙觀應詔奉和歌一首とあれば、この太上天皇は元明天皇なるべく思はる。元明天皇御在位の時か御讓位の後か明かならねど、この天皇は靈龜元年に御讓位ありて、養老五年崩御なれば、御讓位以後靈龜元年より養老四年までの間の事かと考へらる。而して水主内親王は天智天皇の皇女にして元明天皇の御妹なりと考へらるれば、かたゞ、由ありと思はる。かくてそれと共に考へらるゝ薩妙觀は聖武天皇神龜元年五月に姓を河上忌寸と賜はりしが故に、この傳が同時のものならば、神龜元年四月以前の事たるべきこと勿論なり。かくて考ふるにこの内命婦石川朝臣即ちここにいふ大家石川命婦なるべし。さて又卷四、六六

五の安倍朝臣家麿歌一首、六六六、六六七の大作坂上郎女歌二首の次の左注に

右大作坂上郎女之母石川内命婦與安倍朝臣蟲滿之母安曇外命婦同居姉妹同氣之親焉云々とあれば、この坂上郎女の母即ち石川内命婦なること著しく隨ひて坂上郎女がその母たる石川内命婦を尊びて大家とはいひしならむ。さてこの石川内命婦は出でて大作安麿の妻となりて坂上郎女をうみ、安麿薨後も生存せしこと知られたり。而してこの天平七年には大作家にては安麿の後の當主旅人も亦薨じて家持は幼年といふべきことなりしかば、坂上郎女は家事の上に大きな責任を負ひてありしならむ。さてこの石川内命婦はその姓名は石川朝臣邑婆といふ人なりしこと上にあげたる通なれど、その父祖は明かならず。石川朝臣は新撰姓氏錄によるに、孝元天皇皇子彦太忍信命之後也とありてもと蘇我より分れし家にして當時にありても榮えし名族なり。

○依餌藥事 餌藥は攷證に、唐書成訥傳に晚好術士餌藥、瀕死而蘇云々。顏氏家訓養生篇に凡欲餌藥、陶隱居、太清方中總錄甚備。但須精密不可輕脫云々など見えたり。ここは病を療せんが爲にといふ意也とあり。

○往有間溫泉而 有間溫泉は今もある攝津國湯山の溫泉なり。この溫泉は古より名高く日本紀舒明天皇三年九月に行幸あり、孝德天皇三年十月にも行幸あり、その後も史乘に著しく、一々あげがたし。

○不_レ會_レ此_レ哀 此の悲哀事にあはずとなり。

○但郎女獨留 意明かなり。

○葬送屍柩既訖 柩字流布本柩の如く作れど誤なること著し。意明かなり。

○仍作此歌贈入溫泉 其の母の許に贈らんとて溫泉に送れる由をいへるなり。

十一年己卯夏六月大伴宿禰家持悲傷亡妾作歌一首

○十一年己卯 天平十一年なり。己卯はこの年の干支なり。

○大伴宿禰家持 この人の名集中に多きがここにはじめて見ゆるなり。家持は旅人の子にして公卿補任によるに、寶龜十年の條に五十二歳とあり、天平元年生とあればこの年十一歳なり。されどこれは誤にしてそれより前の誕生ならむ。その故を少しくいはむ。この人の歌の年紀あるものは卷八秋雜歌中の四首にしてその左注に天平八年丙子秋九月作と見えたるを最も古しとす。さて又卷十七に載する天平十三年四月三日のこの人の詠には

右内舍人大伴宿禰家持從久邇京報送弟書持

と記し又この卷にも

天平十六年甲申春二月安積皇子薨之時内舍人大伴宿禰家持作歌六首

と見えたり。さて續紀又公卿補任によるに、天平十七年正月に從五位下を授けられたれば、この頃には正しき官につけるならむ。さて内舍人は軍防令に

凡五位以上子孫年廿一以上 見無役任者每年京國官司勘檢知實限十二月一日并身送式部

申太政官檢簡性識聰敏儀容可取充内舍人三位以上子不在簡限云々

とあり。家持は父旅人は從二位大納言たりしが故に身分上當然内舍人となり得たるものと思はるれど、その年齢は規程によりて二十一歳よりなりしならむ。かくて天平十三年を假りに初任の年とし、年齢も廿一歳になると同時に任ぜられしものと見ても、養老五年の誕生にして天平十一年には十九歳なり。恐らくはそれより年齢は若かるべからざる筈なり。續群書類從に收めたる大伴系圖には延暦四年薨ぜし時六十八歳とせり。それによれば、養老二年の出生にしてこの時には廿二歳なり。

○悲傷亡妾作歌 古義には「マカレルメチカナシミヨメルウタ」とよめり。妾は元來僕妾の妾にして、女の召使をいふものなるが、又小妻側室のことをもいへり。大寶令の規定によれば、妾は公に認められたるものにして戸籍にも登録せられたるものなり。これを國語にて如何によむべきか。倭名類聚鈔には「妾に注して和名乎無奈女」とあり。されどこれは古語とは思はず。古義に「メ」とよめるは妻をも「メ」とよめば妻妾の區別なきこととなるべし。この頃には妻と妾との區別は明かにありしなるべきなるが、妻は「齊の義にしてこれを「ツマ」とよむとき、それ以外即ち「妾を汎く「め」とよむこととせしものならむも知られず。かゝれば、今姑く古義によりてよみおけり。

從今者秋風寒將吹鳥如何獨長夜乎將宿

○從今者 古來「イマヨリハ」とよみて異論なし。意明かなり。ここに「今」といへるは亡妾の逝ける六月をさす。さて六月は夏の末なればこれより後間もなく秋となるべし。その死去が六月末なるときは直ちに初秋となるべき筈なり。

○秋風寒 古來「アキカゼサムク」とよみて異論なし。意明かなり。「秋風寒く」といへるは主觀的に淋しさを感じる意を寓していへることも論なし。

○將吹鳥 古來「フキナムヲ」とよみて異議なし。但しこの「鳥」字は西本願寺本、京都大學本「鳥」とし、神田本、細井本等には「焉」としたり。楓落葉は「鳥」を「焉」の誤とし、攷證は「焉」を否なりとして「鳥」を正しとせり。然るに、本集にありては「鳥」焉の字形の差別頗る困難にして、ことに「焉」の形なるものは「鳥」の別體とも考へられ又「焉」の別體とも考へらる。かく「鳥」とせば「ヲ」の音に用ゐたりと見るべく、「焉」とせば「義」字と見るべきことなり。かくて「焉」を「義」字として「ヲ」にあてたる例は、卷二「一九六」に「吾王乃形見何此焉」卷九「一八〇四」に「心所療管悲悽別焉」あり。「鳥」を音字として「ヲ」にあてたる例はこの卷「三〇二」兒等之家差間遠鳥あり。かくて二者共に例あることなれば、今遽かに一方に定め難し。この故に今は流布本のままにさしおきつ。「將」は「ム」にも「クム」にも「ラム」にも「ナム」にもよみうべき字にして童蒙抄には「ラム」とよみたれど、ここは將に到らむとするを推定せるなれば「ナム」とよめるをよしとす。その意は「吹きなむもの」といふなり。

○如何 舊訓「イカテカ」とよめりしを童蒙抄に「イカニカ」と改めよめるをよしとす。この事は既に卷二「一〇六」の「如何君之獨越武」の下にいへるが如し。

○獨 「ヒトリ」とよむこと論なし。妾を失ひて、只獨り空閨に寝ぬるをいへるなり。

○長夜乎將宿 古來「ナガキヨヲネム」とよめり。「を」といふ助詞は作用の時間的經過をなす際の目標を示すなり。

○一首の意 明かなり。今よりは秋風の膚寒く吹くならむに、如何にしてわれ獨してその長き秋の夜を寝ねむかとなり。さらでだに秋は夜長く思はるゝ時なるに、淋しく、膚寒き秋風の夜を獨りいぬること堪へがたきをうたへり。言平易にして感慨溢れたる歌にしてよき歌なり。

弟大伴書持卽和歌一首

○弟大伴書持 大伴書持は家持の弟なり。委しき傳は知られず。この人の歌集中に少からず。その兄家持と贈答せしうた卷十七に見ゆ。而して卷十七には家持のこの人の長逝を哀傷せし長歌并短歌あり。その左注によれば天平十八年秋九月廿五日に任國越中に在りて遙かにその喪を聞きしなり。

○卽和歌 「スナハチコタフルウタ」とよむべきが、その意は卽時に和したる歌の意なり。

(四六三)

長夜乎獨哉將宿跡、君之云者過去人之所念久爾。

○長夜乎 「ナガキヨヲ」なり。上の家持の歌をうけていへるなり。

○獨哉將宿跡 「ヒトリヤネムト」とよむ。「哉」を「ヤ」とよむことは卷一以來例多きが、かく係の「ヤ」に

用るたる例は卷二「一一二」の「蓋哉鳴之に之を見る。ヒトリヤネム」とは獨り寐ねうべけむやといふ程の意なり。

○君之云者「キミガイヘバ」とよむ。意明かなり。

○過去人之「スギニシヒトノ」とよみて古來異論なし。「スギニシヒト」は死去せし人にして上にいへる家持の妾をさす。この語は卷一「四七」に既にいへり。

○所念久爾 古來「オモホユラクニ」とよめるを童蒙抄に「シノバルラクニ」とよめり。されど「念」を「シノブ」とよむこと例なし。「所念」を「オモホユ」とよめる例は卷一の「七」の「借五百磯所念」をはじめ屢見えたり。されば舊訓を改むるに及ばざるなり。「オモホユラクニ」は念はるることなるにといふことにて亡き人の事の思ひ出でらるるものといふに近し。

○一首の意 明かなり。君が秋の寒き長き夜を獨り寐ぬることならむかと仰せらるれば、我も亦その亡き人の事のおもひ出でられて、悲しさに堪へがたきものを、その夫たる君が悲しく思はるゝことは最ものことよとなり。

又家持見砌上瞿麥花作歌一首

○又 これは上の「悲傷亡妾作歌」のつづきにてこの歌もその亡妾を悲傷して作れる歌なるが故に「又」といへるなり。

○砌上 砌は漢字の義は「階登也」とありて地に敷く石疊のことなり。和名類聚鈔居室具に「考聲

切韻云、階土階也、一名階古諧切、俗爲階字、和名波之一訓之奈登堂級道也。級階級也。又次第也。兼名苑云、砌千計切、訓美岐利階砌也」と見えたり。この「みぎり」とは松の落葉に云はく「みぎりといふを近世の歌よみは庭のことのやうにこゝろえて歌によめるあり、ひがごとなり。これはのきのしたにかぎれり。西宮記に至仁壽殿西砌下拜舞以雨不立庭中とあるを見るべし」といへり。砌を階登といへるはこの心なり。本集には卷十三「三三四」に「大殿之砌志美彌爾露負而靡芽子乎云々」とあり。「上」は攷證に曰はく「上はほとりといふ意にて河の上、井の上などの上と同じといへり。庭前の砌のほとりに植ゑてありしなり。

○瞿麥花 「瞿麥」は本草和名は「和名奈天之古」とあり。これは今もある花草なり。

秋去者見乍思跡、妹之殖之、屋前之石竹、開家流香聞

(四六四)

○秋去者 古來「アキサラバ」とよみ來れり。ここは「亡妾のかねていひしことをいへるなれば」さらばとあるべき所なり。この語の例は卷一「八四」にあり。

○見乍思跡 舊訓「ミツ、オモヘト」とよみたるを童蒙抄に「ミツ、シノベト」とよみ、考は「ミツ、シヌベト」とよみ、楓落葉は「思」を「偲」の誤として「ミツ、シヌベト」とよめり。されど「偲」とかける本もなければ、誤字説は隨ひがたし。按ずるに「思」は「オモフ」とも「シヌブ」ともよむべくして「シヌブ」とよめる例は卷二「一九六」の「思將往以下例少しとせず。而して「シノブ」「シヌブ」同じ語なれども「シヌブ」の方古く、その例は卷一「二六」の「取而曾思奴布」卷二「一三一」の「志怒布良武」「三三三」の「見管思奴

幡武等少からず。「シヌブ」の義は既にいへり。ここは「オモフ」といふよりも「シヌブ」といふ方適切なり。ここに似たる語遣は卷七「一二四八」に「吾妹子見コトミツ、奥藻花開ウチノハナ、在我告ニツグ、與卷十九「四一八七」に「安里我欲比見都追思アサリガヨクヒミツツシ、努波米ヌハメ」卷二十四「三二四」に「左加牟波奈乎之見都追思サカムハナハナノミツツシ、努波奈ヌハナ」などあり。このしぬぶは卷一「一六」の「黄葉乎婆取而會思ワキハハハトリテオモヒ、奴布ヌフ」の場合におなじく、過ぎにし方を慕ふ意にあらずして、眼前の事を心の底より出で愛で思ふ意なるべし。

○妹之殖之「イモガウエシ」なり。「殖をウエ」とよむことは上の「四一〇」にいへり。その亡妾が好んで殖を置きしといふ意なり。

○屋前之「ヤドノ」とよむことも、上の「四一〇」の「橘乎屋前爾殖生云々」の下にいへるにおなじ。

○石竹 古來の訓「ナデシコ」なり。「石竹」は元來舶來の種にして「カラナデシコ」といひ、今は専ら音にてよべるが、これは夏さくものにして秋の花の「なでしこ」とは別なり。「石竹」は上の「四〇八」にもあり。

○開家流香聞 古來「サキニケルカモ」とよみて異論なし。意明かなり。

○一首の意 秋にならば、見て愛賞せよといひて女が植ゑおきし庭前の撫子の花は開きたりけることよ。これを見るにつけてその植ゑけむ人を思ひ、これを愛賞するにつけて、その植ゑけむ人を思慕することよとなり。これも語あらはにして、しかも感慨あるよき歌なり。

移朔而後悲嘆秋風家持作歌一首

○移朔 朔を移すとは月の改まることにして月をこゆるをいふ。文選王儉の楮淵碑に「泰初之初、入爲侍中。曾不移朔遷吏部尙書云々」とあり。ここは前に六月とあれば朔を移すは秋七月に入ることなり。童蒙抄に之を「ヒカズウツリテ」とよめり。かくよめる意は諒とすべきなれど、かくよみても朔月の名のかはる意は明確ならず。強ひて國語にてよまむとならば「ツキウツリテ」ともよむべきか。

○悲嘆秋風 秋風に悲嘆することなり。秋風を悲嘆してとよむは古の語遣にあらず。秋風によりて悲嘆するなり。これ亦、亡妾を秋風の物悲しさに思ひ出でよめる歌なり。情緒纏綿のさま、まことに同情に堪へざるものあり。

虚蟬之代者無常跡、知物乎秋風寒、思努妣都流可聞

(四六五)

○虚蟬之「ウツセミノ」とよむ。この文字と語とは卷一「一三」に見えたり。之を「代」の枕詞とする説は普通なれど、ここには萬葉考にいへる如く現し身の意明かに存するものなれば、單なる枕詞にはあらざるなり。

○代者無常跡 古來「ヨハツネナシト」とよみ來れるによるべし。「代」は人の代なり。代は人にとりて人の生れてより死に至るまでをいふなれど、ここは佛教にいふ所の「世間無常」たとへば大

智度論に「咄世間無常如氷月芭蕉」とありの意をかくいへるものなり。

○知物乎 古來「シルモノヲ」とよみ來れるを楓落葉に「乎」は活本古本ともに物者とあり。さてはしれるものとよむべし。昔者をむかし、今者をいまとよむと同例なりといへり。かく「者」字をかけるは神田本、細井本、活字無訓本なれど、物者二字を「モノ」とよむべき理由なし。「昔者」今者は元來、支那にて熟字として「むかし」「いま」の義をあらはせるものなれば、この例にはならず。されば、文字は「乎」を正しとし、よみ方も舊訓をよしとす。「現身」の世は無常なりとかねて知るものなるを「の」意なり。

○秋風寒 舊訓「アキカゼサムシ」とよみたるが、類聚古集、古葉類聚鈔、西本願寺本に「サムミ」とよめり。注釋書にては拾穗抄「サムミ」とよみ、考槻の落葉、略解、攷證これに隨ひ、代匠記、童蒙抄、古義は「サムシ」とよめり。いづれにても大差なきが如くなれど、こゝは主觀のまさる方意味深かるべければ、「サムミ」とよむ方よからむ。卷十七、三九五三に「秋風左無美曾乃可波能倍爾卷七一八九」に「曉去者濱風寒彌自妻喚毛卷十一六五」に「暮去者衣手寒三妻將枕跡香」などの例に照して「サムミ」とよむ場合をさとりべし。秋風の寒きによりて又は秋風の寒く感ずる故になどのあるなり。

○思努妣都流可聞 舊訓「シノビツルカモ」とよみたれど、努は「ヌ」なれば「シヌビツルカモ」とよむべし。さてここには「シヌブ」その對者をいはず。されど、前々よりのつゞきにより亡き人を慕へることは著し。

○一首の意 現身をもてる人の代は無常なるものなりといふ道理はかねてよく／＼知れるものなるを秋風の寒さになほ悲しさの催されて、故人の戀ひしくしたはるることかなとなり。

又家持歌一首并短歌

○これも亡妾を思へる歌にして長歌一首反歌三首なり。

吾屋前爾花曾咲有其乎見杼情毛不行愛八師妹之有世婆水鴨成二人雙
居手折而毛令見麻思物乎打蟬乃借有身在者露霜乃消去之如久足日本
乃山道乎指而入日成隱去可婆曾許念爾曾己所痛言毛不得名付毛不知
跡無世間爾有者將爲須辨毛奈思。

○吾屋前爾 「ワガヤドニ」とよむ。「屋前」の義及びそを「ヤド」とよむことは上四一〇にいへり。

○花會咲有 「ハナゾサキタル」とよむこと論なし。「咲」は元來「笑」の俗字にして「ワラフ」「エム」とよむを本義とする文字なるに、わが國にては主として花のさくにあてたり。これはもと詩に「花笑」〔花笑鶯歌詠〕「沈攸之」〔花笑鶯歌迎帝輦〕など慣用せしより起りしものならむが、その源は恐らくは支那にあるべし。さて本書にこれを「サク」にあてたるは卷二、一〇の「秋芽之咲而散去流花爾有猿毛」をはじめ例少からず。「有」を上、用言を示す語につゞけて「タリ」にあてたるは卷一、二八

の「衣乾有」をはじめ例少からず。ここにいふ花は何をさすか。楓落葉は「秋草の花を云」といひ、
攷證には「花とのみいへば秋草の花也。本集七^{廿九}に譬喻寄花歌に、是山黄葉下花矣我小端見
反戀^{カレコシモ}とよめる秋の草花也」といへり。古義はその妹が殖し石竹の花也といへり。上の歌よ
りのつゞきによりて思へば秋草の花なること著しく、ことに「なでしこを主としていへること
と思はる。

○其乎見杼 「ソヲミンド」とよむこと論なし。その花を見れどの意なり。

○情毛不行 古來「コ、ロモユカズ」とよみて異議あるべくもあらず。代匠記初稿に曰はく「心も
ゆかずとは水などのせかれたるやうに心のふさがるなり」と。童蒙抄に曰はく「不慰也。面白
からぬことを心不行と云也」と。楓落葉に曰はく「憂をやるよしのなきなり」と。攷證に曰はく
「こは心を遣といふにむかへたる言にて、花など見て心を遣ども心ゆかずと也」といひ、古義は「情
の行とは情念の過失^{スウシ}て物思なく和^ナさましきをいふ詞なり。情を遣といふも情念をやり失
ふ意の詞にて、心の行も心を遣も、自然^{オソクカ}ると設て爲るとの差別あるのみにて、本は同じ趣なり。
ここは花を見て情をやれども行ざるよしなり。」といへり。かゝる意にての「こころのゆく」と
いふことは本集には他に例なければ、後のものにはもとよりありて、今も用ゐる語なり。たと
へば源氏物語紅葉賀に「かしこまりたるさまにて御いらへも聞え給はねは心ゆかぬなりとい
とほしく覺す」などの如し。「心ゆく」とは満足に思ふことなり。

○愛八師 舊訓「ヨシエヤシ」とよみたり。されど「愛をヨシエ」とよむべき根據なし。代匠記は「は

しきやしと讀べし」といへり。「愛をハシキ」とよむことは卷二^{二二〇}の「愛伎妻等者」の下にい
り。又「ハシキヤシ」の語の例と意とは卷二^{一三八}の「早敷屋師吾妻乃兒我」^{二九六}の「早布屋師吾
王乃」の下にいへり。「妹を形容していへる語なり。

○妹之有世婆 「イモガアリセバ」とよむこと異説なし。妹がこの世に在りせばとせめての餘り
にその場合を假設し想像していへるなり。

○水鴨成 舊訓「ミカモナス」とよめり。「ミカモ」の「ミ」は「水草」^ミ卷三^{三七八}「水具麻」^ミ卷十一^{二八三七}「
水分山」^ミ卷七^{一一三〇}「水空往」^ミ卷四^{五三四}などの如く「ミ」とよむべき例あり。而してその「ミ」は
「ミヅ」の古語なることは卷十八^{四〇九四}の「海行者美都久屍」^{卷十四}「三四二九」の「伊奈佐保曾江乃
水乎都久思」などの例にあり。「水鴨」は水上にすむ鴨の義なり。然るに攷證には「水と書るは借
字にて眞の字にて眞薦を水薦と書ると同じく眞とも眞ともいふ詞にて眞雪眞籠などの眞に
同じ。本集十四^{廿八}に於吉都麻可母能云々とあるも眞鴨也といへり。古義も略同じ事をい
へり。眞鴨といへばたゞ鴨といふに同じき事なるが、吾人が鴨の雌雄雙び睦しくして在るさ
まを著しく知りうるはその水上に浮べる時なればなほ、水鴨の義をよしとすべし。「なすは玉
藻成」^{卷二}「一三一」「一三五」「一三八」鏡成^{卷二}「一九六」鶉成^{卷二}「一九九」の例におなじ。かくて、こ
れを次の二人雙居の枕詞とせり。その意は攷證に「この枕詞は鴨など水鳥は雌雄はなれず、必
らずならび居るものなれば、それが如くに並び居とつゞけしにて、五^{丁五}に仁保鳥能布多利那良
毗爲云々とつゞけしもおなじ」といへり。まさにこの説の如きなり。

○二人雙居 「フタリナラビキ」とよむ。その意は上にいへり。
 ○手折而毛 「手」を類聚古集活字無訓本に「乎」にせるは誤なり。他多くの本に「手」とあるをよしとす。「タナリテモ」とよむ。「手折」の例は卷二「一六六」に「手折目杼」あり。意明かなり。その咲きたる花を手折りても見せむとなり。

○令見麻思物乎 「ミセマシモノヲ」とよむ。「令見」を「ミセ」とよむことは卷二「一六六」の「令視倍吉君之在常不言爾」一九九の「日之目毛不令見」の例に照して知るべし。なほこの詞遣の例は卷二「八六」の「高山之磐根四卷手死奈麻死物乎」二〇八の「山之四附二成益物乎」等あり。それらに准じて知るべし。妹に見せむものをと假想してのその歸結を假設していへるなり。

○打蟬乃 「ウツセミノ」とよむ。かくかける例は卷二「一九九」にあり。さてここも枕詞にあらずして「ウツシミノ」の意にていへるものなり。

○借有身在者 「借」の字流布本に「惜」にせり。されどこれは活字附訓本の誤植に基づくものにして他の諸本みな「借」につくれるを正しとす。よみ方は舊訓「カリノミナレバ」とよめり。されど「借有」を「カリノ」とよむは無理なり。代匠記に「今按此句は惜を借に作てかれるみなればと讀べし。第二十にもみつほなすかれる身なればとよめり。今の點にては有の字に叶はず」といへり。なほその初稿には「かりなるみなれば」といふ按をも添へたるが、童蒙抄はこの方によれり。されど「かりなる身なれば」とよむ時は口調よからねば、以後の諸家「かれるみなれば」とよめり。「有」を用言をあらはす字に添へて、その良行變格に再び活用する格となす例は卷一「五二」の「神佐

備立有^レ之美佐備立有^レ以下例少からず。かれる身とは佛教の教理にて、人の身は衆縁の假りに合して成れるものとする故にいふ。原人論に曰はく、此身但是衆縁假和合相、元無我人」といへるこれにして、これを假我といへり。これ即ちかれる身たるなり。

○露霜乃 この文字は流布本は「霜露乃」とし、神田本、西本願寺本、温故堂本、大矢本、京都大學本は「霜霜」とし、類聚古集、細井本は「露霜乃」とせり。かくてよみ方も流布本は「トケシモノ」とよみたるが、細井本に「シモトケノ」とよみ、代匠記もしかよめり。童蒙抄は「露霜乃」に作るをよしとし、考槻落葉略解、古義、これに従へり。按ずるに「トケシモノ」とかける例は卷五「八八六」に「等計自母能字知許伊布志提」とかけるあり。されど、これは意義通ぜざれば「計」は「許」の誤ならむといふ、説専ら行はる。されば「トケシモノ」といふ語は他に例なきことなり。かくて普通には童蒙抄以下の説によれるものなるを、攷證には「霜」は本集此卷^{下六}に「霜者漬跡裳云々とぬれとも訓て玉篇に「霜濡也漬也」とありてぬるゝ意なれば、霜にぬるゝよしにて「霜露」と書たれば、義訓してつゆじもと訓べき事論なし。考にも略解にも久老が考にもつゆじもとは訓たれど、露霜と改め、つるは例の古書を改る癖にて誤り也。さてつゆじもとはいへど、たゞつゆの事なる事上^{中四丁}にいへるが如しといへり。然れども「霜」はぬるゝ意の字なるものをつゆとよまむこと道理あるべしとも思はれず。つゆじもとよまむには童蒙抄の説による外はあるまじ。而して外によみ方も考へうべきさまなければ、これは「露霜乃」の誤なるべし。さて「霜露乃」とかけるは活字附訓本に基づけりと見らるるが、これは「露霜乃」の誤植といひうべく、かくかける本の多きことは上に

いへる如し。しかもその「露も亦露」の誤なるべく思はるるなり。かくてこれは「消去之如久」の枕詞とせるものにして、その例は卷二「一九九」に「露霜之消者消倍久」卷十二「三〇四三」に「露霜乃消安我身」など既にいでたり。

○消去之如久 舊訓「キエユクカコトク」とよみたるを略解「槻落葉古義」攷證は「けぬるがごとく」とよめり。「去はユク」とも「ヌル」ともよみうべきが「之はが」とよむべきなればここは音調の上より「ケヌルガゴトク」とよむ方によるべし。攷證には「こは失にし人をつゆじもきえぬるが如く」きえぬといふことにて、ここにて「うせにし事をいへり」といへり。

○足日本乃 「アシヒキノ」とよむ。「ヤマ」の枕詞なり。例は上に屢見えたり。

○山道乎指而 「ヤマヂヲサシテ」とよむこと異論なし。攷證に曰はく「前の尼理願死去の歌に山邊乎指而晚闇跡隠益去禮云々」とある如く、ここもこれよりは葬りゆきて山べにをさむるをいへり」とあり。さる事なり。

○入日成 「イリヒナス」とよむ。この語の例は卷二「二一〇」「二一三」にありてそこにいへるにおなじ。

○隠去可婆 舊訓「カクレニシカバ」とよみたれど「カクリニシカバ」とよむべし。この語の例は卷二「二一三」の「入日成隠西加婆」ありて意はそこにいへるにおなじ。

○曾許念爾 舊訓「ソコオモヒニ」とよみたるが「童蒙抄」は「ソコモヒニ」とよみたり。「槻落葉」に「ソコモフニ」とよみてより諸家皆これに随入り。この語の例は卷十七「四〇〇六」に「則許母倍婆許己」

呂志伊多思リシイタシなどあり。「そこは今の語に、その點といふ程の意にして、その事を思ふに」といふ意なり。

○曾己所痛 「己所」は音にて「こそ」にあてたるなり。これは古來「ムネコソイタメ」とよみて異論なきが「痛字」は「イタシ」とも「イタム」ともよみうる字なり。今、本集につきて假名書の似たる語例を見るに、卷八「一五一三」に「春日山黄葉家良思吾情痛之」卷十三「三三一四」に「曾許思爾心之痛之」卷十五「三七六七」に「安我牟禰伊多之古非能之氣吉爾」卷十七「四〇〇六」に「則許母倍婆許己呂志伊多思」卷二十「四三〇七」に「秋等伊弊婆許己呂曾伊多伎」四四「八三」に「許己呂伊多久牟可之能比等之於毛保由流加母」とのみありて「イタム」とよむべきはなし。今の場合と似たる例は卷八「一六二九」に「許己念者胸許曾痛」とありてその「痛字」を「いため」とよみ來てはあれど、このこと同じく確證とはならず。さて平安朝に入りての例を見るに「竹取物語」に「翁むねいたき事なのたまひそ。うるはしきすがたしたる使にもさはらじとねたみをり」といひ、「源氏物語」帯木に「事のいとわりなきをたばすにいとむねいたし」といひ、「蜻蛉日記」に「いとむねいたきわざかな。世に道しもこそあれなどいひのゝしるに云々」ともいへり。かくてここを「イタメ」とよまむには一も傍例なきが故に、他の多くの假名書の例にならひて「イタキ」とよむべし。ここに上に「こそ」の係ありて連體形にて結ぶことは形容詞にては當時普通のことにして異例にあらず。たとへば「日本紀仁徳卷」の歌に「虚呂望虚曾赴多弊茂豫耆」本集卷十一「二六五一」に「己妻許曾常目頼次吉」二七「八一」に「最今社戀者爲便無寸」卷十七「四〇〇一」に「野乎比呂美久佐許曾之既吉」の如きこれなり。而してかく

いへる例は卷二二三〇の思貴親王薨時作歌のうちに聞者泣耳師所泣語者心曾痛あり。悲しさに心の苦痛の烈しきをいへるなれば、いためといふに似たりといひながら、その苦痛の切なる意あらはれたり。されば、イタキとよむべきものなりとす。

○言毛不得名付毛不知 舊訓「イヒモカネ、ナヅケモシラズ」とよめり。この二句は上の「三一九の詠不盡山歌に言不得名不知」とあると、文字の多少の違はあれど、同じ語遣と見えたれば、彼に准じて「イヒモエズ、ナヅケモシラニ」とよむべきものならむ。語の意はそこにいへるにおなじきが、ここはその世間の無常を言語道斷なりといへるならむ。

○跡無 古來「アトモナキ」とよみ來れるを、槻落葉は跡の下に、狀脱せりとして、タツキナキとよませたり。されど、さる本一もなきのみならず、アトモナキにて意通ずるが故に舊のままにてよからむ。この語の例はこの卷三五二に「世間乎何物爾將警且開榜去師船之跡無如又卷十五三六二五に「安刀毛奈吉與能比登爾之且」などありて、意は無常のさまをいへるなり。

○世間爾有者 「ヨノナカナレバ」とよみ來れり。代匠記には「ヨノナカナレバ」ともよむべしといへれど、これはこのまゝにてよかるべし。意は明かなり。

○將爲須辨毛奈思 「セムスベモナシ」とよむ。將爲は義を以て、セムをあらはし、次下は音にていへるなり。「セムスベ」の例は卷二二〇七二二〇の「世武爲便等にて知るべく、一句の意はあらはなり。

○一首の意 わが庭前に亡妾の植ゑたるなでしこの花咲きたり。その花を見れども、心に慰む

ことなし。愛すべきかの亡妾が傍に在らば、二人雙び居てこれを賞翫し、その花を手折りて見せもすべきものを、現し身の假なる身なれば、露霜の消えぬる如くに山道をさして入日の如くに隠れたりしかば、そのことを思ふにわが心は悲しさに烈しく苦痛を感じ。言ふことを得ず名狀すべき術をも知らず。無常の世間なれば、如何ともなし難きこととなりとなり。この歌先にいでたる諸の歌の詞を借用せりと見えたるが、その爲か生氣に乏しき感ありとす。

反歌

時者霜何時毛將有乎情哀伊去吾妹可若子乎置而。

(四六七)

○時者霜 「トキハシモ」とよむ。「シモ」は助詞なり。この助詞の例は卷一三六の「國者思毛澤二雖有」などあり。

○何時毛將有乎 舊訓「イツモアラムヲ」とよめり。槻落葉は「イツシモアランヲ」とよみ、それを證せんとして、卷十七に「奈爾之加毛時之波安良牟乎(三九五七)卷十九に「何如可毛時之波將有四二一四」とありといひたり。されど、これには「ナニシカモ」といふ陳述の副詞が上にありて下に「時シハ」とある場合にて、このこと同一に取扱ふべき性質のいひ方にもあらず、又同一時の語にもあらねば證とするに足らず。加之舊訓にて不合理なることなければ改むるに及ばざるなり。その意は時はいつにてもありなんものをといふなり。

○情哀 舊訓「コ、ロイタク」とよめり。童蒙抄には「コ、コウク」とよめり。按ずるに「哀」の字は普

通に「アハレム」カナシムなどいひて「イタク」とよむことなし。然れども玉篇に「哀、傷也」といひたれば、類聚名義抄には「イタム」の訓あり。かくて爾雅釋訓に「哀、哀悽悽、懷報德也」といひ詩經に「哀哀父母」とあるは形容の語にして、わが「イタシ」に似たりといふべく、かく考ふる時は「イタク」とよまむも不條理にあらねば舊訓にしたがふべし。この語の意は上の「胸こそいたきにおなじ」。

○伊去吾妹可 舊訓「イユクワギモカ」とよめり。考には「イヌルワギモカ」とよみ、楓落葉は「イニシワギモカ」とよみ、略解之により、攷證は考の如くにも楓落葉の如くにもよめり。而して代匠記、童蒙抄、古義は舊訓によれり。今按ずるに、伊去は上の三様いづれによみても文字の上にては不條理といふべからず。然れども「イヌル」「イニシ」とよむときは、伊にその觀念の主體やどりて去字はただ複語尾をあらはすに止まりて如何なり。おもふにこの場合は「伊」は字の如く音を主とし、「去」は義を主としたるものなるべきか。然らば「イユク」とよむ舊訓の方よしとせむ。然る時は所謂過去の語法にならざる故に不可なりといふ論出でむか。されど、それはここには不要の論なり。亡き人を亡き人とせず、まさしくと現在の如くに感じてこそ感慨も深きものといふべきものなればなり。かくて「イ」は古來いふ發語の「イ」即ち接頭辭たり。下の「カ」は終助詞にて感動を寓せるものなり。

○若子乎置而 舊訓「ミトリコヲオキテ」とよめり。玉の小琴は「ワクゴヲオキテ」とよみ、楓落葉は「ワカキコヲオキテ」とよみ、古義は「ワカキコヲキテ」とよめり。先づ「若子」は卷二「一一〇」の「若兒乃乞泣母毎」の「若兒」と同じ語なるは著しく、そこに論ぜし如くなれば舊訓のまゝにてあるべきものなり。ことにこの頃の家持の歌は、上にいへる如く、古歌に準據するもの多ければ、ここも恐らくは彼に準據せしならむと思はるればなり。「置きては」殘し置きてなり。

出行道知末世波、豫妹乎將留塞毛置末思乎。

○一首の意 妹が死なむとならば、死ぬべき時も他にいくらもありなむものを嬰兒を殘し置きてわが情をいたく哀ましめて置き往く妹なるかなとなり。

○出行 舊訓「イデ、ユク」とよみたるが、古義は「イデユカス」とよめり。されど、強ひて敬語とすべき理由なければ、舊訓によるべし。ここはたゞの出で行くにあらず。家を出でて冥途に行くことをかくいへるなり。

○道知末世波 「ミチシラマセバ」とよむ。ここの語遣は卷一「六九」の「草枕客去君跡知麻世婆岸之埴布爾仁寶播散麻思乎」に似たれば、それに準じて釋すべし。出で行く道即ち、冥途に行く道わが知りて居りたりしならばといふ意なり。

○豫 舊訓「カネテヨリ」とよみたるを考に「アラカジメ」とよみてより諸家多く之に隨へり。楓落葉に曰はく「豫、今本かねてよりとよみたり。卷四に筑紫船来毛不来者、豫、荒振公乎見之悲左とあれば、ここもあらかじめとよむべくおもへど、古今集にもかねてより風に先だつ波なれや、とみえられたれば、卷四のよみはひがよみとすべけれど、卷六散禁於授刀寮時、作歌に、言卷毛湯々敷有跡、豫、兼而知者云々」とあるは豫をかねてよりとよみては徒に言かさなれり。さてはあら

かじめとよむよりほかなく、卷四の歌もあらかじめ、あらかじめと言のひゞきもよければ、ひがよみにはあらかしといへるが、攷證は之を駁して、是を宣長も久老もあらかじめと訓て、本集二丁三に「如是有刀豫知勢婆云々」四丁五に「豫荒振公平見之悲左云々」また丁十「豫人事繁云々」六丁四に「豫公來座武跡知麻世婆云々」九丁七に「預己妻離而云々」などあるをも四より以下をば皆、あらかじめと訓たれど、あらかじめと言、正しき訓例もなく、寛弘長和のころまでの書には見えず。二丁三に「豫知勢婆」十六丁に「豫寒毛」などあるは豫の字をかねてと訓るまさしき訓例なれば、例なきをすて、例あるに従ひて、皆かねてよりと訓べし。また六丁九に「豫兼而知者」とあるをかねてよしかねてと訓ては、重言なりと久老はいひつれど、かく重言なる事集中多かれば、これになづむ事なかれといへり。按ずるに「豫」の字をかねてとよむべきことは卷二「一五一」の「豫知勢婆」の例ありてこれらは「アラカジメ」とよむべきものにあらず。今、ここに問題となるは「豫」をかねてよりとよりを加へてよむことの可否に主點あるべく思はる。而してそれと關聯して攷證のいへる如く「アラカジメ」といふ語をこの頃の語と認めらるべきか如何といふ問題も伴へるなり。かくて本集その他の古典を見るに「カネテヨリ」といふ語を考ふるに「カネテ」といふ語も元來「かぬ」といふ用言より轉成したるものならむが、それをよりにて受くる時はその「かねて」が體言に轉じたりとすべきものなり。されど、かねてを體言に轉ずることはこの頃に例なきのみならず、源氏物語には例あれど、それより以前には例なきことなり。加之、この歌の意に

は「よりの意を加ふべきものならず。これらの諸點より見て隨ひがたし。「豫」の字につきての訓を類聚名義抄につきて見れば「アラカジメ」といふあれど「カネテ」といふはなし。されば古典に未だ例なしといへども、姑く「アラカジメ」とよむ方によるを穩かなりとすべし。意は今もいふ如く前以てといふが如き意なり。

○妹乎將留 「イモヲトバメム」とよむ。意明らかなり。

○塞毛置末思乎 「セキモオカマシヲ」とよむ。「塞」を「セキ」とよむこと卷二「二〇三」にあり。「セキ」は關塞の「セキ」にして濫りに人の往來を許さず「セキ」止むる所なり。ここは冥途へ行く道に關をおきて、妹をそこに止めむとすべかりしものとなり。

○一首の意 妹が出て行きたる道を知りてありたらば前以てその道に關を構へておきて、そこに妹を止めてありたらむものを。残念なることをしてけるよとなり。

(四六九)

妹之見師、屋前爾花咲、時者經去、吾泣淚、未干爾。

○妹之見師 「イモガミシ」とよむ。單に妹が見たりといふに止まらず、共に棲みてありしことを「見」の一語にて代表せしめていへるものなり。

○屋前爾花咲 舊訓「ヤドニハナサク」とよみたるを童蒙抄に「ニハニハナサキ」とよみ、玉小琴に「ヤドニハナサキ」とよめり。「花咲く」とよめばここに一段落となるか、若しくは連體言として「トキ」につらなり、「花咲き」とよめば連用言として「時者經去」に重ねていふものとして重文となる。